添付資料1　用語の定義

用語	内容
事業名称及び範囲に関する用語	
本業務要求水準書	「新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 業務要求水準書」のこと。
本事業	「新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業」のこと。
添付資料	本業務要求水準書の内容を具体的に示した設定条件に関する資料であり、本業務要求水準書の一部。
参考資料	本業務要求水準書の内容を検討する際の資料。
スポーツ博物館各資料	「添付資料2　スポーツ博物館要求水準書」「添付資料3　スポーツ博物館各室性能表」、「添付資料4　スポーツ博物館各室位置関係図」「添付資料5　スポーツ博物館清掃に係る要求水準」の総称。
成果物	業務完了後に提出する有形または無形の商品またはサービスのこと。
敷地及び施設部位に関する用語	
緑道5号	都道414号線とスタジアム通りを結ぶ幅員約16mの緑豊かな歩行者動線のこと。位置図については、「参考資料1　神宮外苑地区地区計画等　提案概要」を参照。
緑道6号	スタジアム通り沿いに街角広場1号と街角広場2号をつなぐ幅員約10mの緑豊かな歩行者動線のこと。位置図については、「参考資料1　　神宮外苑地区地区計画等　提案概要」を参照。
緑道7号	保全緑地1号と緑地6号を接続する幅員約6mの緑豊かな歩行者動線のこと。位置図については、及び「参考資料1　神宮外苑地区地区計画等　提案概要」を参照。
街角広場1号	来街者や歩行者の滞留空間、南北通路3号への入口となる広場のこと。位置図については、「参考資料1　　神宮外苑地区地区計画等　提案概要」を参照。
南北通路3号	付け替え区道を跨いで広場8号とスタジアム通りをつなぐ歩行者空間のこと。位置図については、「参考資料1　　神宮外苑地区地区計画等　提案概要」を参照。
保全緑地1号	本敷地の北側の既存樹を保全するエリアのこと。位置図については、「参考資料1　　神宮外苑地区地区計画等　提案概要」を参照。
本要求水準書全般に関する用語	
本施設	新ラグビー場を指す。（スポーツ博物館を除く運営権の設定対象施設を指す。）
本施設等	本施設にスポーツ博物館を含めた施設全体の総称。
計画地	「神宮外苑地区地区計画」における「A-7地区」をいう（本敷地を含む。）。
本敷地	Ⅰ期及びⅡ期で整備する敷地全体。
JSC	JAPAN SPORT COUNCIL（独立行政法人日本スポーツ振興センター）
事業者	本事業を受注した者。
要求水準	事業者を応募及び選定するにあたり、満たすべき水準その他の事項のこと。
隣接	隣り合って接している状態。
近接	隣り合う必要はないが、近くにある状態。
ワールドラグビー	ラグビーの国際統括団体のこと。
施設管理者	本施設を管理する者（清掃、点検、警備等を行う者を含む）。
運営関係者	本施設において、スポーツ競技やイベント等を運営する者で、主に運営進行機能を利用する者。
競技者	本施設において、スポーツ競技を行う者で、主にフィールド関連機能、チーム関連機能を利用する者。
メディア	本施設において、情報発信を行う者で、主にメディア関連機能を利用する者。
観客	一般観客、VVIP、VIP、メディアの総称（車いす使用者及び同伴者を含む）。
一般観客	スタンド席及びアリーナ席の観客で、VVIP、VIP、メディアを除く者。
VVIP	皇族や国家元首などVIPの中でも最重要人物をいい、貴賓室を利用する者。
VIP	VVIP以外の要人のこと。

用語	内容
貴賓室	VVIPが利用する観戦可能な個室。
貴賓室バルコニー席	貴賓室に隣接したバルコニー観客席。
VIPラウンジ	ラグビーワールドカップ2019開催都市ガイドラインにおける「プロトコルラウンジ」で、VVIP及びVIPが利用できるラウンジ。
VIPラウンジバルコニー席	VIPラウンジから出入りができるバルコニー観客席。
観戦ボックス	VIP等が利用する観戦可能な個室。
観戦ボックスバルコニー席	観戦ボックスから出入りができるバルコニー観客席。
VIPエリア	貴賓室・VIPラウンジ・観戦ボックス及びその関連諸室の、VVIP・VIP等が利用するエリア。
VIP動線	VIP専用エントランスから、貴賓室・VIPラウンジ・観戦ボックス及びその関連諸室に至る、VVIP・VIP等が利用する動線。
付加アメニティ席	車いすを使用していないが、歩行困難である場合や補助犬ユーザー、足腰・長身・横幅が広い等何らかの理由で配慮された席が必要な人のための席のこと（Tokyo 2020アクセシビリティ・ガイドライン2．技術仕様参照）。
ユニバーサルデザイン	障がいの有無、年齢、性別、言語等にかかわらず多様な人々が利用しやすいように施設や生活環境をデザインすること。
ユニバーサルデザインワークショップ	高齢者、障がい者団体及び子育てグループ等を対象に、施設のユニバーサルデザインに関し、参加者主体型で意見交換を行う場。
スポーツクラスター	大規模スポーツ施設を中心とした様々な施設の集積のこと。
PAL＊	年間熱負荷係数のこと。エネルギーの使用の合理化に関する法律において建物外周部の熱的性能を評価する指標を示す。
ERR	設備システムにおけるエネルギー利用の低減率のこと。詳細は、東京都建築物環境制度マニュアルによる。
CASBEE	建築物の環境性能で評価し格付けする手法のこと。建物の品質を総合的に評価するシステム。
ZEB （Oriented）	延べ面積10,000㎡以上で省エネで用途ごとに規定した一次エネルギー消費量の削減を実現し、更なる省エネに向けた未評価技術（WEBPROにおいて現時点で評価されていない技術）を導入している建物のこと。
サイトライン	観客席の各々の人が、前列の人を越して視焦点を見ることのできる視野の限界線のこと。
C値	前列に座る観客の頭越しに見える視界のクオリティーを示す可変数をいい、スタンド座席から良好な観環境を測るための指標となる値。 一般的に、C=(N(D+R))/(D+T)−R で算出される。 Ｄ＝座席の観客から焦点（競技区域の端）までの水平距離 Ｎ＝座席のある列の１段ごとの高さ Ｒ＝座席の観客の目の高さと焦点（フィールドレベル）との間の垂直線上の高さ Ｔ＝座席のある列の奥行き
アリーナ席	イベント等開催時に、フィールドに一時的に設けた客席。
スタンド席	本施設に備え付けられ、スポーツ競技時にフィールドを観戦できる客席。
観客席	スタンド席とアリーナ席の総称。
フィールド	競技区域と周辺区域を合わせた区域のこと。
BEMS	建物の室内環境及び消費エネルギーを把握し、設備システム、機器類の最適な運転管理を行うことで、エネルギー使用の最適化、機器類の高効率運転、長寿命化をはかる為のシステム。計測・計量装置、制御装置、監視装置、データ保存・分析・診断装置、ソフトウエアなどで構成される。
エネルギーサービス	エネルギーサービス事業者がエネルギー機器（熱源機器等）を需要家側に設置し、需要家は機器の使用料金をサービス料金として支払う方式。エネルギーの調達も含めた総合エネルギーサービスや機器の保守・メンテナンスのみ実施するものなど、様々な類型がある。需要家側は初期投資が不要となる上、機器の管理・運営に関わるノウハウを有するエネルギーサービス事業者が保守・メンテナンスを実施するため、最適な運用が可能となるなどのメリットがある。
帰宅困難者受け入れスペース	勤務先や外出先等において地震などの自然災害に遭遇し、自宅への帰還が困難になった者が一時的に滞在することができるスペースのこと。
ICT	「Information and Communication Technology」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションのこと。
CLT	引き板を繊維方向が直交するように積層接着したパネル（直交集成板）のこと。
大規模修繕	主要構造部に係る建築部材の全面改修 及び 部品交換や部分修理では機能回復が見込めない設備機器の全面更新等（屋根の全面防水改修・空調熱源システムの全面更新などのレベルを想定）。

添付資料２　スポーツ博物館要求水準書

スポーツ博物館要求水準書

目次

第１章　スポーツ博物館の事業内容に関する事項
　１．スポーツ博物館の由来
　２．コンセプト
　３．スポーツ博物館の事業内容

第２章　施設整備
　１．施設構成
　２．建築性能
　３．構造性能
　４．電気設備性能
　５．機械設備性能
　６．別途工事・調達

第３章　開業準備・運営

第４章　維持管理
　１．総則
　２．業務の要求水準

第１章　スポーツ博物館の事業内容に関する事項

１．スポーツ博物館の由来

「スポーツの宮様」として親しまれた秩父宮雍仁親王殿下の御逝去後、1953 年（昭和 28 年）に、秩父宮雍仁親王殿下が役職を務めた関係団体や縁故者により「財団法人秩父宮記念会」が設立され、記念事業の一つとして、スポーツ博物館・図書館の建設が計画された。

秩父宮家からは秩父宮雍仁親王殿下が愛用されていたスポーツ用具や調度品、秩父宮親王殿下関係資料（ラグビー群像など）などを寄贈いただき、1959 年 1 月に「秩父宮記念スポーツ博物館」の名称で開館した。

２．コンセプト

日本で唯一の総合スポーツ博物館・図書館として、スポーツの多様な価値を伝え、スポーツ及びスポーツ文化の振興に寄与する。具体的には以下の 3 点の目的を掲げる。

１．スポーツの多様な価値についての理解を促進する情報発信拠点

２．スポーツに関わる文化的価値の高い資料の収集・保存、継承

３．スポーツ関係の資料を有する博物館等の全国的なネットワークの拠点

スポーツ博物館は、スポーツの多様な価値を伝えるネットワークの拠点として、スポーツ関係団体、他のスポーツ博物館・図書館等との連携を発展させ、国内外の人々へスポーツへの関心・参加を促進する場として、日本におけるスポーツ資料に関する「ナショナルセンター」の機能を果たす。つまり、多くの人がスポーツを「見る」「知る／学ぶ／考える」ことを通じて、スポーツを「理解する」「支える」層を形成していく。

３．博物館の事業内容

スポーツ博物館は次の事業を実施する。

（１）展示・公開

国内外の多くの人に日本のスポーツの歴史や文化を 理解する機会を提供するとともに、スポーツの多様な価値を具現化し、スポーツを「知る／学ぶ／考える」場とする。展示スペース（実物展示を中心とした常設展示）とオープンギャラリー（複製物やデジタル技術を活用した企画展示）を組み合わせることで、相互に補完機能を持たせた魅力的な展示を提供する。

（２）収集・保存

以下の内容を体系的に収集・保存する。

① 日本におけるスポーツ及び競技 の発展を示すもの

② 日本におけるスポーツと社会とのつながりやスポーツ文化の拡がりを示すもの

③ 日本のスポーツ研究（スポーツ史、スポーツ科学、体育・スポーツ教育など）及び競技の理解のために欠くことができないもの

また、収集テーマとして、スポーツイベント、競技、人物及びデジタル情報を掲げ、これまでのコレクションの継続を図るとともに、国において保全する必要のあるもの を対象として、貴重なスポーツ資料の散逸・滅失を防ぐ。

（3）調査・研究

学芸員・司書及び外部専門家との共同研究により、所蔵資料に基づいたスポーツの多様な価値を伝えるための調査・研究に取り組み、スポーツ資料の保存及びデジタル化を含めた利活用の方法を確立する。

（4）教育普及

スポーツの多様な価値について人々が理解し、考える機会を提供するため、一般向けの講座・ワークショップ等を実施する。また、子供たちやスポーツ関係者等へ向けたスポーツに関する教育プログラムの開発や、スポーツ資料及び関連情報を取り扱う専門人材の育成に努める。

（5）交流

各事業を通して、国内外の博物館・図書館、スポーツ関係団体、地方自治体、教育機関や学会、民間企業等と連携・交流し、ネットワークの拠点としての役割を果たす。

（6）スポーツライブラリー

開かれた専門図書館として、研究資料等の利用提供を行う。また、学校教育を含む一般向けの学習支援・スタディーセンターとしての機能を果たす。

第２章　施設整備

１．施設構成

（1）【添付資料３】「スポーツ博物館各室性能表」に記載の必要諸室要求面積の 95%以上を確保すること。

（2）全体面積としては、建築基準法上の容積対象面積として、2,400 ㎡の 95%以上 100%以下とするが、限りなく上限に近付けること。

（3）（2）の全体面積にはスポーツ博物館が本施設と共用する設備関係諸室（熱源機械室、特高電気室、受水槽室等）の按分面積（下記算定式のとおり）を含むものとする。

共用の按分面積＝Ａ×Ｃ／Ｂ

Ａ：本施設とスポーツ博物館が共用している設備関係諸室の容積対象面積

Ｂ：本施設等の容積対象面積（Ａを除く）

Ｃ：スポーツ博物館の容積対象面積（Ａにあたる部分を除く）

２．建築性能

（1）配置計画

① 本施設の利用がない日でもアクセスしやすい位置に配置すること。

② 本施設の利用時にも開館可能であること。

③ 専用の出入口を有し、本施設と博物館エリアを区画し、独立した配置とすること。

④ 書庫・前室・収蔵庫及び一時保管庫２は屋上の直下を避けて機能を満たすよう適切に配置する。

⑤ 収蔵庫の直上にトイレ、ミニキッチン、雨水排水等の水回りを計画しないこと。また、

展示スペースについても、できる限り直上に水回りを避けるように配慮する。

（２）内部諸室計画

① 各室に求める性能及び各室の関連性は、【添付資料３】「スポーツ博物館各室性能表」及び【添付資料４】「スポーツ博物館各室位置関連図」による。

② 仕上げの材料は、【添付資料３】「スポーツ博物館各室性能表」に示す参考仕様と同等以上のものとし、耐久性及びメンテナンス性に優れた材料を選定する。

③ 前室、収蔵庫、書庫及び一時保管庫２を地階に配置する場合は、できる限り地下外壁面に接した配置を避けること。地下外壁面に接する場合は外壁面に接する部分を二重壁やドライエリアとすること。

④ スポーツ博物館部分の躯体や内装下地及び仕上材料（接着剤等を含む。）に使用する材料は有機酸・アルカリ類などの汚染物質を可能な限り含有しないものとする。また、施工中から当該汚染物質の発散を促進し、完成・引渡しまでにできるだけ発散するための期間(枯らし期間)を取ること。

⑤ 本施設等の引渡し前に指定する汚染物質について測定を行うこと。測定対象室及び対象汚染物質は【添付資料１３】「建設工事に関する留意事項」を参照のこと。

（３）動線計画

① 利用者動線及び展示品等の搬出入動線を確保し、バリアフリーに配慮すること。

② 10ｔトラックが乗り入れ可能な車両の搬出入経路を確保すること。

③ 収蔵庫及び一時保管庫２は、前室からのみ直接出入りする計画とすること。

④ 収蔵庫及び一時保管庫２への搬入動線は、駐車場（荷捌き・トラックヤード）から管理廊下、前室を経由することとし、搬入物の急激な環境変化を避ける計画とすること。

⑤ 展示品、収蔵品の搬出入動線において階が異なる場合は、搬入用エレベーター（かご内寸 D3,000 ㎜×W3,500 ㎜×H3,000 ㎜、扉開口寸法 W3,500 ㎜×H3,000 ㎜）を整備すること。以下⑦において利用者用エレベーターを設ける場合は、搬入用エレベーターのかご内寸及び扉開口の幅を 1,800 ㎜以上とすることも可とする。

⑥ 利用者動線と駐車場（荷捌き・トラックヤード）から前室及び書庫への展示品等の搬出入動線は交錯を避け、分離すること。ただし、各諸室の面積を確保するために管理用及び利用者用階段を共用する動線計画とすることは可とする。

⑦ 展示スペース、オープンギャラリー及びエントランスホールを１階以外に設置する場合、利用者用エレベーターを設けること。

（４）トイレ計画

① 一般用トイレ

・衛生器具は、ピーク時の同時来館者数想定（80 名程度/時）に合わせた必要個数を設けること。なお、職員用トイレを兼ねる。

② バリアフリートイレ

・バリアフリートイレを１か所以上設けること。

③ その他

・トイレ内には、必要箇所に手すり等を設置する。また、ベビーチェア・ベビーシートを設置したブースを設けること。

（５）サイン計画

本業務要求水準書第２章第４節１．建築性能（１３）サイン計画に記載のほか、以下のものを設置する。

① 館名称サインを外壁面等に設置する。

② 入口付近にポスター等を掲示できる屋外掲示板（A1 サイズポスター2 枚並列掲示対応、本体ステンレス、前面強化ガラス、錠前付、自立型）を設置する。

③ スポーツ博物館利用者に分かりやすい場所に館名・開館日・開館時間を表示する。

３．構造性能

本業務要求水準書第２章第４節２．構造性能に記載のほか、スポーツ博物館諸室として以下を求める。

（１）オープンギャラリー、展示スペース及び一時保管庫１の積載荷重について、床の構造計算をする場合の数値は 3,900N/㎡以上とし、大ばり、柱又は基礎の構造計算をする場合の数値及び地震力を計算する場合の数値については、実況に応じて設定すること。

（２）前室、一時保管庫２、収蔵庫及び書庫の積載荷重について、床の構造計算をする場合の数値は 9,800N/㎡以上とし、大ばり、柱又は基礎の構造計算をする場合の数値及び地震力を計算する場合の数値については、実況に応じて設定すること。

（３）その他の部屋の積載荷重について、法令等並びに適用基準等により、実況に応じて設定すること。

４．電気設備性能

（１）スポーツ博物館の電源（電灯幹線及び動力幹線）は、本施設の用途と共用しない単独系統とすること。また、スポーツ博物館で利用したエネルギー使用量の計測値は中央監視装置で集約できる設備とし、本施設と光熱水費の区分及び按分ができる計画とすること。

（２）コンセント設備は【添付資料３】「スポーツ博物館各室性能表」を参照とするほか、必要諸室名欄に記載の各室の要求仕様欄を参考として必要なコンセント数を計画する。また、特記が無い場合は部屋の 4 隅に配置するほか、1 辺が 10m を超える室に関しては、5m 程度の間隔ごとに計画すること。

（３）照明設備は【添付資料３】「スポーツ博物館各室性能表」に記載の各室の照明器具欄を参考として必要な照明を計画すること。また、特記が無い場合は JIS Z 9110:2010 照明基準総則に準じて計画すること。

（４）展示スペース及びオープンギャラリーの展示演出照明はライティングダクトに博物館用高演色 LED スポットライトを設置すること。展示スペースは 50 台、オープンギャラリーは 30 台とし、機器ごとに調光できること。一般照明は展示演出照明と別系統で設け、平均 500 ルクス以上を確保し、調光機能を有すること。

（５）構内交換設備（電話）については本施設と共通の設備（内線・外線）とし、博物館事務所と防災センターや管理室等と内線電話が可能な設備とするほか、博物館としての外線番号を用意すること。また、外線利用について課金できるシステム構成とすること。

（６）有線 LAN は【添付資料３】「スポーツ博物館各室性能表」に記載の各室の有線 LAN ポート欄

に記載の個数を見込むこと。配線は各端末設置箇所から EPS 等に適宜集約するほか、インターネットに接続できるように回線事業者の終端装置まで配線を行うこと。ただし、機器はスポーツ博物館にて設置する。

（７）利用者用 Wi-Fi はエントランスホール、オープンギャラリー及び展示スペースにて利用できるよう部屋の面積及び形状に応じて適宜配線すること。ただし、機器はスポーツ博物館にて設置とし、原則は天井に設置とする。

（８）事務室から博物館エリアへの業務放送を行えるようにすること。(非常放送は防災センターが全体として実施する。)

（９）事務室からオープンギャラリー、展示スペース及び調査研究室に高音質の BGM を提供できる設備を設置する。事務室に設置する AV 架には CD 等音源や外部入力端子を設けるほか、呼出し用マイクを上記とは別に設置する。

（１０）スポーツ博物館の監視カメラ設備は、本施設等のシステムに組み込み、【添付資料３】「スポーツ博物館各室性能表」に記載の各室の監視カメラ欄に記載の台数を見込むこと。

（１１）監視カメラはフル HD（1,920×1,080）以上の解像度にて、監視か所の状況・用途に応じて適切なフレームレート（10～30 画像/秒）を設定した状態で、スポーツ博物館エリアの録画映像の保存期間を１週間以上とすること。

（１２）事務室には、上記（１０）の監視対象室映像を表示するモニターを設置すること。表示映像の適宜切り替え、カメラ操作に加え、録画映像の検索・再生を行えること。

（１３）入退室管理システム（電子錠等）は【添付資料３】「スポーツ博物館各室性能表」に記載の諸室及び搬入用エレベーターを対象とし、入退室記録が残るようにすること。

（１４）機械警備・防犯設備として赤外線センサーをエントランスホール、調査研究室、前室、収蔵庫、一時保管庫２、書庫及び展示スペースに設置し、警戒できるようにすること。スポーツ博物館の営業終了後に機能単体で警備をセットできる計画とすること。

５．機械設備性能

（１）スポーツ博物館の設備運転監視は本施設等の防災センターで行えること。ただし、空調設備の温湿度設定・発停止・スケジュール管理、前室、収蔵庫、書庫及び一時保管庫２の温湿度モニタリング・異常値警報は、事務室でも集中管理できるシステムを構築すること。

（２）空調用熱源設備は、独立した運用が可能なシステムを構築すること。なお、熱源機械室及び冷却塔等の室外機置場は、スペースの有効利用を考慮し、本施設と共同利用することも可とする。

（３）受水槽及び給水ポンプ、雨水利用設備、排水設備、特殊消火を除く消火設備は、本施設と共同の設備を構築することも可とする。ただし、配管等の系統は単独とすること。

（４）各室の設計温湿度条件等は、【添付資料３】「スポーツ博物館各室性能表」に記載の官庁施設の基本的性能基準の熱環境を参照すること。前室、収蔵庫、書庫及び一時保管庫２の空調のバックアップについて適切に計画すること。

（５）消火器ボックスは、壁埋込型とすること。

（６）スポーツ博物館で利用した給水使用量、都市ガス使用量、エネルギー使用量を計量し、本施設と光熱水費の区分及び按分ができる計画とすること。また、計量値は中央監視装置で

集約できる設備とすること。

６．別途工事・調達

以下の項目については JSC が整備するものとし、本事業の範囲外とする。

（１）エントランスホール及び展示スペースの受付カウンター
（２）展示ケース（造り付けを含む。）
（３）事務用品、事務機器類（机、椅子、キャビネット、ロッカー、PC・PC 周辺機器・複合機、シュレッダー等）（※電話機、ミニキッチンは事業者にて整備すること。）
（４）家電類（冷蔵庫・電子レンジ等）
（５）清掃用品、マット、傘立て
（６）収蔵庫及び書庫の保管棚
（７）収蔵機能各室の温湿度データロガーシステム、発券システム、Wi-Fi アクセスポイント・スイッチ等機器を含むネットワークシステム（※建物内の LAN 配線は事業者にて整備すること。）
（８）防虫設備（文化財虫菌害防止設備等）

第３章　開業準備・運営

スポーツ博物館の運営は原則として JSC が行うこととする。本施設等全体の運営に関する調整については、施設整備の段階で JSC から事業者に対して必要な情報を提供する。なお、JSC と事業者が共同で行う業務は、緊急時の避難誘導業務及び防火管理業務を想定している。

第４章　維持管理

１．総則

（１）基本方針

本業務要求水準書第５章維持管理１．総則（１）基本方針①に記載の「第３章 施設整備」は「【添付資料２】『スポーツ博物館要求水準書』第２章施設整備」に読み替えること。

（２）開館期間等

開館時間：10：00～17：00（最終受付 16：00）
定期休館日：平日週１日（祝日又は休日の場合翌平日休）
特定休館日：年末年始（12/29～1/3 まで）
不定期休館日：オープンギャラリー及び展示スペースにおける常設統合展のための展示替え期間５日／年（定期休館日１日含む。）
燻蒸及びメンテナンス期間５日／年（定期休館日１日含む。）
年間開館日数：297 日以上
ピーク時の同時来館者数想定：80 名程度/時

運営人数想定：10 名程度

（3）業務の区分

維持管理業務の区分については、本業務要求水準書第５章第１節２．に記載の業務のうち③及び⑥を除くものとする。

（4）維持管理コスト管理計画書の作成

事業者は、【添付資料１１】「各業務に関する成果物」に基づき、維持管理コスト管理計画書を作成し、JSC に提出する。ただし、事業提案の内容等に照らし、これによりがたい場合は事前に JSC と協議し変更することができる。

事業者は、内訳書の提出にあわせて、単価根拠等が十分に説明できる資料を添えて、その内容を JSC に説明するものとする。

（5）業務の期間

スポーツ博物館を JSC に引き渡した翌日（引き渡し後の最初の午前 0 時）より、本事業終了までとする。ただし、スポーツ博物館の開館までの期間において、一部の業務内容は、施設が稼働していない前提で業務内容を変更することができる。

（6）業務の進め方

維持管理業務計画書及び維持管理業務報告書について、本業務要求水準書の「第８章 業務計画書及び業務報告書」に記載のほか、スポーツ博物館として以下を求める。

① 計画書等の作成、提出等

事業者は、要求水準達成状況を自ら確認の上、次の提出書類を、それぞれの提出期日までにJSCに提出して確認を受ける。

提出書類		提出期日
要求水準確認計画書		業務計画書の提出時
業務計画書	業務計画書	業務開始時
	各年度業務計画書	各事業年度当初
修繕業務計画書	長期修繕計画書	業務開始時
	各年度修繕計画書	各事業年度当初
消防計画書		業務開始時

備考

1. 要求水準確認計画書は、業務計画書の提出に際し、当該計画書等が要求水準を満たしていることをJSCが確認するための資料として作成し、JSCに提出して確認を受ける。
2. 業務計画書は、本施設に応じた具体的な実施の方法及び手順等について取りまとめたものとする（各諸室等の清掃方法・清掃頻度が分かる清掃作業基準表なども含む）。
3. 提出書類は本施設等として取りまとめのうえ、スポーツ博物館単独での業務対象部分が明らかになるよう資料を作成すること。
4. JSCは、提出書類について、事業者の提出した維持管理業務計画書が、要求水準に照らして適切な内容となっていないと判断される場合は、修正を求めることが

できるものとする。事業者は、JSCから修正を求められた場合、速やかに修正した計画書等を作成し、再度JSCに提出して確認を受ける。

② 電気主任技術者の届出

自家用電気工作物の電気主任技術者の選任は、維持・管理の主体である事業者がスポーツ博物館部分を含めた、本施設等を一体的に行うこととする。なお、当該届出等はスポーツ博物館部分のサービス対価には含めない。

③ 報告書の作成、提出等

本業務要求水準書第８章に記載の業務報告書については、スポーツ博物館部分について分けて作成し提出すること。

業務報告書は、本業務要求水準書第８章による資料のほか、本業務要求水準書の達成状況の確認結果（確認時期、確認者、達成状況、是正指示事項及びこれに係る改善状況）も併せて作成、提出すること。提出時期は、年度業務報告書と同じ時期とする。

月次業務報告書の提出と同時に、当該月の日報を電子データにとりまとめ、JSCに提出する。

２．業務の要求水準

（１）清掃業務

① スポーツ博物館について、良好な環境衛生、美観の維持、快適な空間を保つこと。

② 清掃範囲は、スポーツ博物館のうち、前室及び収蔵庫、一時保管庫２、書庫を除く全てとする。スポーツ博物館の清掃時間については、原則として博物館の営業時間外とするが、実施方法の詳細は事業者の計画に基づき、JSCと協議を行い決定する。

③ 清掃業務は利用の妨げにならないように実施すること。

a） 建物内清掃

目に見える埃、土、砂、汚れ等がない状態を維持し、日常清掃及び定期清掃を組み合わせ、【添付資料５】「スポーツ博物館清掃に係る要求水準」に基づき、衛生的な状態を保つこと。

b） 日常清掃

施設全般について日常的に清掃を行い、施設、備品が常に清潔な状態に保たれるよう、オープンギャラリー・展示スペース・エントランスホール（風除室）・トイレについては週６回程度、その他の清掃範囲については、週３回程度実施すること。

c） 定期清掃

弾性床や硬質床の表面洗浄、剥離洗浄、ワックス掛けや繊維床の全面クリーニング、内部や外部のガラスの全面洗浄、ブラインドや照明器具、空調機器の吹き出し口の清掃など日常清掃では実施しにくい清掃等を定期的に行う。オープンギャラリー・展示スペース・エントランスホール（風除室）・トイレについては年４回程度、その他の清掃範囲については、年２回程度実施すること。

④ その他

a) スポーツ博物館の廃棄物の収集については、週に３回程度、日常清掃実施時にスポーツ博物館事務室において廃棄物の収集を行い、本施設の廃棄物室へと運搬する。

b) 日常清掃の際に、トイレットペーパーや水石鹸等の消耗品を、常時不足が生じることのないよう補充すること。

c) 建築物における衛生的環境の確保のため、定期的にゴキブリ、ダニその他の害虫駆除を実施すること。

（２）警備業務

① 開館時において、不審者や不審物の発見等の異常についてJSCから連絡があった場合は、事業者は速やかに現場に駆け付け、敷地外への誘導等の必要な対応を行うこと。

② 閉館時において、機械警備の発報により異常を確認した場合、速やかに現場に急行し、対応にあたること。現場の状況により、JSCに連絡を行い、必要な対応を行うこと。

（３）修繕業務

要求水準を下回る可能性がある場合には、修繕等の方法で適切な状態に改善する。建物性能劣化と修繕業務の考え方は【添付資料１７】「修繕に係る要求水準」に基づき実施すること。 JSCから要求水準に満たないとされた場合は、適切かつ直ちに改善する。

添付資料3　スポーツ博物館各室性能表

※本表同等以上の仕様を想定すること。また設計時と施工時には発注者と協議を行い最終仕様を確認すること。

必要諸室名	要求面積(㎡)	特記事項	官庁施設の基本的性能基準									①建築					②電気設備									③空調設備			④衛生設備	
			耐火	初期火災	対浸水	防犯性	音環境	光環境	熱環境	空気環境	情報化対応	防火区画 ＊建築法令の区画とは別に下記諸室は防火区画を行うこと。	仕上げ			セキュリティ（電子錠等）	照明器具	電源コンセント	電話・電話機	有線ＬＡＮポート	Ｗｉ－Ｆｉ	ＴＶ回線	防犯用設備	監視カメラ	業務放送設備	通常使用	特殊条件使用	特殊フィルター	給排水	特殊消火設備
			Ⅰ Ⅱ Ⅲ Ⅳ	Ⅰ Ⅱ	Ⅰ Ⅱ	Ⅰ Ⅱ Ⅲ	Ⅰ Ⅱ Ⅲ	Ⅰ Ⅱ Ⅲ	Ⅰ Ⅱ Ⅲ	Ⅰ Ⅱ	Ⅰ Ⅱ Ⅲ		床仕上げ（参考仕様）	壁仕上げ（参考仕様）	天井仕上げ（参考仕様）														
オープンギャラリー	135	・エントランスホールと一体的な空間とする。 ・周囲壁面で設置可能な範囲全長にピクチャーレール（推奨荷重100kg以上/L＝300～455）を設けること。 ・外部に面する開口部には遮光ブラインドを設置すること。 ・オープンギャラリーの各回路の分電盤を設けること。	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅱ		磁器質大判タイル	人工木材ボード ＋ 硬質塩ビ化粧シート	アルミ格子 ルーバー		○	◎	○	4	◎	1		4	○	○					
展示スペース	310	・有効天井高さを４ｍ以上確保できる空間とする。 ・入口にスタッフが常駐するための可動式カウンター（別途）を設置できること。 ・別途工事で設置する壁面展示ケース以外の壁面にピクチャーレール（耐荷重100kg以上/L＝300～455）を設けること。 ・行灯型ケース・覗き型ケース等（別途）を自由に配置できるよう、フラット型フロアコンセントを縦横3m間隔程度で設けること。 ・無窓とすること。 ・エントランスホールとはガラス自動扉（特定防火設備）で区切ること。 ・展示スペースの各回路の分電盤を設けること。	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅱ	○	タイルカーペット（上級品）	ビニールクロス （博物館仕様、下地；断熱仕様）	アルミ格子 ルーバー	○	◎	◎	○	3	◎		○	4	○	○		○		○
一時保管庫１	35	・展示スペースの展示ケース等(H=2.7m)を収納できること。 ・無窓とすること。 ・出入口扉は特定防火設備・防湿(防湿パッキン等により庫内への湿気や熱気等の侵入を防ぐもの)・気密（AT・グレモン錠）とすること。	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	－	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅲ	○	タイルカーペット	ビニールクロス （博物館仕様、下地；断熱仕様）	岩綿吸音板	○			○	1	●			1		○		○		○
調査研究室	80	・学芸員が調査・研究活動、他館との連携、個別閲覧対応を行う。（図書資料や映像資料を閲覧し、PC等を使用する。） ・必要に応じて部屋の暗転を可能とすること。 ・出入口扉は特定防火設備とすること。	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	○	タイルカーペット	EP塗装	岩綿吸音板	○			◎	2	●	1		1	○	○				
前室	15	・出入口扉は２H耐火(耐火熱膨張パッキン)・防湿(防湿パッキン等により庫内への湿気や熱気等の侵入を防ぐもの)・断熱気密（AT・丸ハンドルカンヌキ錠連動）	Ⅰ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ	－	Ⅱ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅲ	○	フローリング （下地：断熱/気密/不透湿仕様）	調湿パネル （下地：断熱/気密/不透湿仕様）	岩綿吸音板 （下地：断熱/気密/不透湿仕様）	○	●	※１	○	1	●		○	1		○	○		○
一時保管庫２	50	・他館から借用した展示品を一時的に保管する。 ・出入口扉は特定防火設備・防湿(防湿パッキン等により庫内への湿気や熱気等の侵入を防ぐもの)・気密（AT・グレモン錠）とすること。	Ⅰ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ	－	Ⅱ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅲ	○	フローリング （下地：断熱/気密/不透湿仕様）	調湿パネル （下地：断熱/気密/不透湿仕様）	岩綿吸音板 （下地：断熱/気密/不透湿仕様）	○	●	※１	○	1	●		○	1		○	○		○
収蔵庫	500	・有効天井高さを４ｍ以上確保できる空間とする。 ・階高を有効利用し可能な限りの室有効高さを取ること。 ・出入口扉は特定防火設備・防湿(防湿パッキン等により庫内への湿気や熱気等の侵入を防ぐもの)・気密（AT・グレモン錠）とすること。	Ⅰ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ	－	Ⅱ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅲ	○	フローリング （下地：断熱/気密/不透湿仕様）	調湿パネル （下地：断熱/気密/不透湿仕様）	岩綿吸音板 （下地：断熱/気密/不透湿仕様）	○	●	※１	○	2	●		○	2		○	○		○
書庫	200	・出入口扉は２H耐火(耐火熱膨張パッキン)・防湿(防湿パッキン等により庫内への湿気や熱気等の侵入を防ぐもの)・断熱気密（AT・丸ハンドルカンヌキ錠連動）	Ⅰ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ	－	Ⅱ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅲ	○	フローリング （下地：断熱/気密/不透湿仕様）	調湿パネル （下地：断熱/気密/不透湿仕様）	岩綿吸音板 （下地：断熱/気密/不透湿仕様）	○	●	※１	○	2	●		○	2		○	○		○
荷捌き トラックヤード	75	・駐車場又は外部と隣接して設置する。 ・シャッターを設け、搬出入時に４ｔトラックが入り閉じられること。 ・車両の排気ガス用排気設備を設けること。	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	－	Ⅲ	－	－	－		防塵塗装	躯体現し	直天井	○			○					2					
事務室	80	・ミニキッチン（給湯器付）を設けること	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ		OAフロア＋ タイルカーペット	EP塗装	岩綿吸音板	○		○	◎	3	●	1	◎	○	◎	○			○	
エントランスホール	合計 約４８０ (参考面積)		Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅱ		磁器質大判タイル	人工木材ボード ＋ 硬質塩ビ化粧シート	アルミ格子 ルーバー	○				2	◎		○	1	○	○				
風除室		・外部及びエントランスとの建具は自動扉とすること。	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	－	Ⅲ	－	－	－		磁器質大判タイル	アルミパネル	アルミパネル														
階段室			Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	－	Ⅲ	－	－	－		ビニル床シート	EP塗装	化粧石こうボード	○							1						
EVホール/管理廊下			Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	－	Ⅲ	－	－	－		ビニル床シート	EP塗装	化粧石こうボード														
トイレ			Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	－	Ⅲ	－	－	－		ビニル床シート	硬質塩ビ化粧シート	化粧石こうボード													○	
空調機械室	合計 約３００ (参考面積)		Ⅲ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	－	Ⅲ	－	－	－		防塵塗装	GWボード （H＝1.5m以上）	直天井														
消火ガス設備室			Ⅲ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	－	Ⅲ	－	－	－		防塵塗装	躯体現し	直天井														

■各室性能表（凡例）

②電気設備		
項目	凡例	説明
照明器具	○	一般照明以外に、高演色LEDスポットライトを設置する室（30台/室）
	◎	一般照明以外に、高演色LEDスポットライトを設置する室（50台/室）
	●	作業上平均500lx程度の照度を要求する室
電源コンセント	◎	標準（部屋の４隅の壁面、部屋スパンが長い場合は中間にも１か所程度）設置のコンセント以外に、展示ケース用フラット型フロアコンセント（縦横3m間隔）を設ける室
	○	（OAフロア用）OAタップ
	※1	対象室入口にて通電ON/OFFができるスイッチ等を有する室
電話・電話機	◎	内線・外線（多機能電話機）を設置する室
	○	内線専用（アナログ電話機）を設置する室
有線LANポート	数字	箇所数
Wifi	◎	管理者用及び来館者用のWi-Fiを整備する室
	●	管理者用のWi-Fiを整備する室
TV回線	数字	箇所数
防犯用設備	○	赤外線センサーを設置する室
	◎	設備の主装置を設置する室（設定の操作・解除等を実施する）
監視カメラ	数字	設置台数
	○	監視用モニターを設置する室
業務放送設備	○	業務放送スピーカーを設置する室
	◎	設備の主装置を設置する室（マイクの操作・音声モニター等を実施する）

③空調設備		
項目	凡例	説明
通常使用	○	官庁施設の基本的性能基準の熱環境に関する性能のⅠ類に準じる
特殊条件使用	○	（通年）温度：23℃±3℃、湿度：55%±5%　を維持する必要のある室
特殊フィルター	○	保管する物品等の保存状態に悪影響を及ぼさない環境とするため、アルカリ性ガス及び有機系ガス除去用ケミカルフィルターを設置する必要のある室

④衛生設備		
項目	凡例	説明
給排水	○	給水設備及び排水設備が必要な室
特殊消火設備	○	ガス系消火設備（CO2以外）が必要な室

添付資料４　スポーツ博物館 各室位置関連図

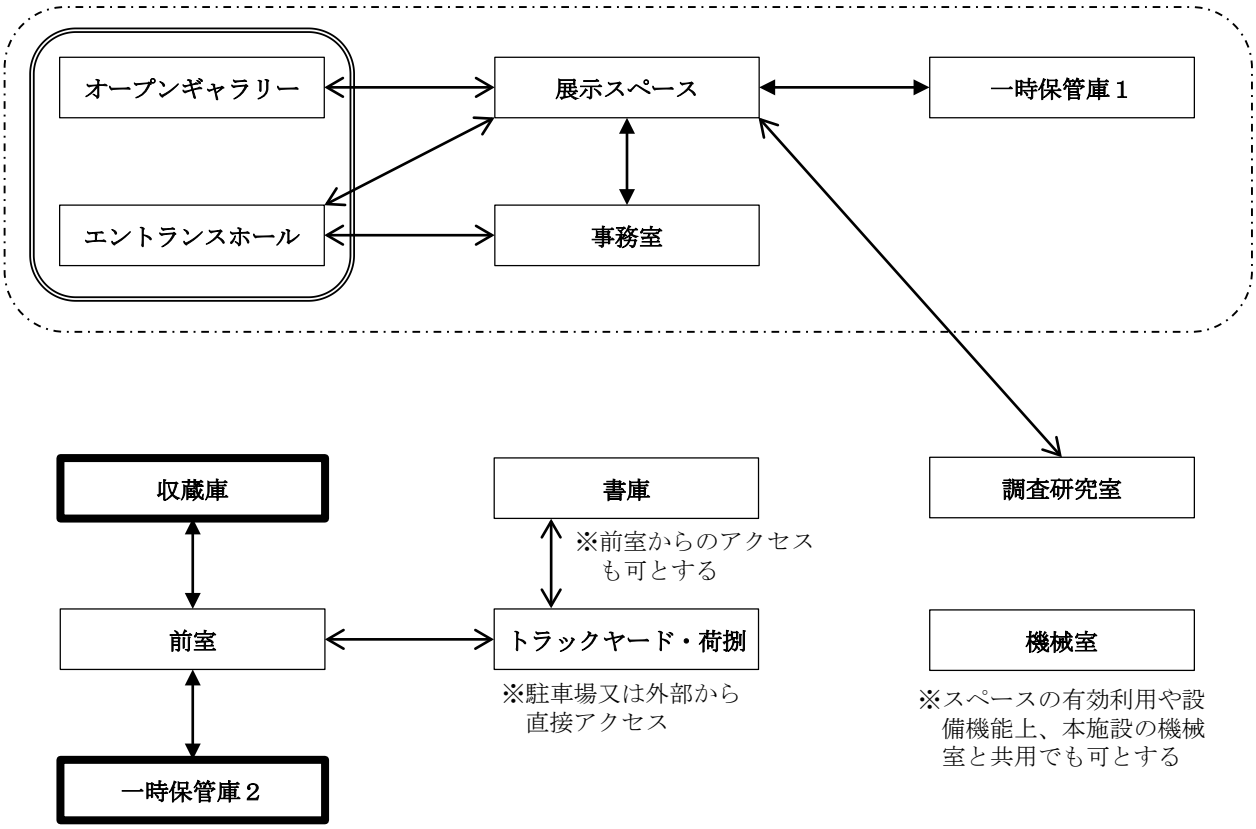

凡例

←→	隣接	原則隣り合い、直接の扉によって行き来できる室関係を示す。
←→	近接	動線が可能な限り短いこと、廊下・階段等を介して容易に行き来できる室関係を示す。
	同一階に設置する室を示す。	
	壁を設けず一体とする室を示す。	
	廊下から直接出入りしない室を示す。	

添付資料５　スポーツ博物館清掃に係る要求水準

（１）建物に共通的な各部位の日常清掃及び定期清掃に係る要求水準

項　　目	部　　位	要　　求　　水　　準
建物内部 共通事項	壁	・定期的に除塵、部分拭きを行い、埃・汚れが目立たない状態を回復する。
	扉	・日常的に拭きを行い、汚れのない状態を維持する。
	窓ガラス 扉ガラス	・定期的に全面洗浄を行い、汚れの目立たない状態を回復する。
	窓台	・日常的に拭きを行い、汚れのない状態を維持する。
	カーテン ブラインド 照明器具	・定期的に拭きを行い、汚れのない状態を維持する。
	吹出口・ 吸込口	・定期的に拭きを行い、汚れの目立たない状態を回復する。
	什器備品	・日常的に拭きを行い、埃が目立たない状態を維持する。
		・定期的に拭きを行い、汚れのない状態を回復する。
建物外部 共通事項	窓ガラス	・定期的に洗浄を行い、汚れの汚れの目立たない状態を回復する。
	外部建具	・定期的に除塵、拭きを行い、埃・汚れの目立たない状態を回復する。

（２）各室等の用途に応じた各部位の日常清掃及び定期清掃に係る要求水準

項　　目	部　　位	要　　求　　水　　準
A エントランスホール　/　風除室	床	・硬質床は、日常的に除塵、部分水拭き等の清掃を行い、ごみ、埃、砂が目立たない衛生的な状態を維持し、定期的に表面洗浄、剥離洗浄等により、汚れの目立たない状態に回復する。
	フロアマット	・日常的に除塵を行い、ごみ、埃、汚れが目立たない状態を維持する。
	扉ガラス	・日常的に部分拭きを行い、埃、汚れが目立たない状態を維持する。
	什器備品 金属部	・日常的に除塵を行い、埃が目立たない状態を維持する。
	玄関廻り	・日常的に玄関廻りの除塵、部分水拭き等を行い、汚れの目立たない状態を維持し、定期的に玄関廻りの洗浄等により汚れが付きにくい状態を回復させる。
B 事務室	床	・繊維床は、日常的に除塵等の清掃を行い、ごみ、埃、砂が目立たない衛生的な状態を維持し、定期的にスポットクリーニング、全面クリーニング等により、汚れの目立たない状態を回復する。
	流し台廻り	・日常的に洗浄、拭きを行い、汚れのない状態を維持する。
	什器備品	・日常的に除塵を行い、埃が目立たない状態を維持する。 ・定期的に拭きを行い、汚れのない状態を回復する。
C 展示スペース	床	・繊維床は、日常的に除塵等の清掃を行い、ごみ、埃、砂が目立たない衛生的な状態を維持し、定期的にスポットクリーニング、全面クリーニング等により、汚れの目立たない状態を回復する。
D オープンギャラリー	床	・硬質床は、日常的に除塵、部分水拭き等の清掃を行い、ごみ、埃、砂が目立たない衛生的な状態を維持し、定期的に表面洗浄、剥離洗浄等により、汚れの目立たない状態に回復する。
E 一時保管庫１　/　調査研究室	床	・繊維床は、日常的に除塵等の清掃を行い、ごみ、埃、砂が目立たない衛生的な状態を維持し、定期的にスポットクリーニング、全面クリーニング等により、汚れの目立たない状態を回復する。
	什器備品	・日常的に除塵を行い、埃が目立たない状態を維持する。

項　　目	部　　位	要　　求　　水　　準
F 廊下 / エレベーターホール	床	・弾性床は、日常的に除塵、部分の水拭き等の清掃を行い、ごみ、埃、砂が目立たない衛生的な状態を維持し、定期的に表面洗浄、剥離洗浄等により、汚れの付きにくい状態を回復する。
G トイレ	床	・弾性床は、日常的に除塵、全面水拭き等の清掃を行い、ごみ、埃、砂が目立たない衛生的な状態を維持し、定期的に表面洗浄、剥離洗浄等により、汚れの付きにくい状態を回復する。
	扉･便所隔て 洗面台･水栓 鏡	・日常的に拭きを行い、汚れのない状態を維持する。
	衛生陶器	・日常的に洗浄、拭きを行い、汚れのない状態を維持する。
H エレベーター	床	・弾性床は、日常的に除塵、部分の水拭き等の清掃を行い、ごみ、埃、砂が目立たない衛生的な状態を維持し、定期的に表面洗浄、剥離洗浄等の清掃により、汚れの付きにくい状態を回復する。
	壁・扉・鏡 操作盤	・日常的に部分拭きを行い、埃、汚れが目立たない状態を維持する。 ・定期的に全面拭きを行い、汚れの目立たない状態を回復する。
	扉溝	・日常的に除塵を行い、埃の付きにくい状態を回復する。
I 階段	床	・弾性床は、日常的に除塵、部分水拭き等の清掃を行い、ごみ、埃、砂が目立たない衛生的な状態を維持し、定期的に表面洗浄、剥離洗浄等により、汚れの付きにくい状態を回復する。
	手すり	・日常的に拭きを行い、汚れのない状態を維持する。
J 設備室等	床	・硬質床は、定期的に表面洗浄、剥離洗浄等の清掃により、汚れの目立たない状態を回復する。
	扉	・定期的に拭きを行い、汚れのない状態を回復する。
K 荷捌き・トラックヤード	床	・日常的に拾い掃きを行い、汚れの目立たない状態を維持する。
	扉・シャッター	・定期的に拭きを行い、汚れのない状態を回復する。

※定期清掃において、移動可能なテーブル、椅子及びソファー等は移動して清掃し、作業終了後は原状に復する。

※日常・定期清掃において、オープンギャラリーや展示スペースの展示ケース（造り付けを含む）内外の清掃は行わない。

※「弾性床」、「硬質床」、「繊維床」の表記は、次による。

（1）「弾性床」：ビニル床タイル、ビニル床シート、ゴム床タイル、フローリング等の床をいう。

（2）「硬質床」：陶磁器質タイル、石、コンクリート、モルタル、レンガ等の床をいう。

（3）「繊維床」：カーペットの床をいう。

添付資料６　遵守すべき法令等一覧

1．法令

悪臭防止法（昭和46年法律第91号）	消防法（昭和23年法律第186号）
雨水の利用の推進に関する法律（平成26年法律第17号）	食品衛生法（昭和22年法律第233号）
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）	振動規制法（昭和51年法律第64号）
屋外広告物法（昭和24年法律第189号）	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）
会社法（平成17年法律第86号）	浄化槽法（昭和58年法律第43号）
会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）	水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
環境影響評価法（平成9年法律第81号）	水道法（昭和32年法律第177号）
環境基本法（平成5年法律第91号）	スポーツ基本法（平成23年法律第78号）
関税法（昭和29年法律第61号）	騒音規制法（昭和43年法律第98号）
ガス事業法（昭和29年法律第51号）	大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）	建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）
国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）	地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
景観法（平成16年法律第110号）	地方自治法（昭和22年法律第67号）
警備業法（昭和47年法律第117号）	地方税法（昭和29年法律第23号）
健康増進法（平成14年法律第103号）	駐車場法（昭和32年法律第106号）
建設業法（昭和24年法律第100号）	著作権法（昭和45年法律第48号）
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）	電気工事士法（昭和35年法律第139号）
建築基準法（昭和25年法律第201号）	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）
建築士法（昭和25年法律第202号）	電気事業法（昭和39年法律第170号）
建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）	電気通信事業法（昭和59年法律第86号）
建築物のエネルギーの消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）	電波法（昭和25年法律第131号）
下水道法（昭和33年法律第79号）	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和63年法律第53号）
高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）	都市計画法（昭和43年法律第100号）
公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）	都市公園法（昭和31年法律第79号）
公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）	都市緑地法（昭和48年法律第72号）
公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）	特許法（昭和34年法律第121号）
興行場法（昭和23年法律第137号）	道路交通法（昭和35年法律第105号）
航空法（昭和27年法律第231号）	道路法（昭和27年法律第180号
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）	独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)
高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成6年法律第44号）	独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)
国有財産法（昭和23年法律第73号）	独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）
個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）	土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第121号）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）（平成28年法律第48号）	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)
資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）	文化財保護法（昭和25年法律第214号）
社会教育法（昭和24年法律第207号）	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）
借地借家法（平成3年法律第90号）	民法（明治29年法律第89号）
障害者基本法（昭和45年法律第84号）	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）	労働基準法（昭和22年法律第49号）
障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第46号）	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）	その他関連する法令等

2. 条例

火災予防条例(昭和37年東京都条例第65号)	新宿区細街路拡幅整備条例(平成14年新宿区条例第22号)
厚生省生活衛生局長通知「室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定法について」(平成12年生衛発生衛発第1093号)	新宿区暴力団排除条例(平成24年新宿区条例第59号)
高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例(平成15年東京都条例第155号)	新宿区みどりの条例(平成2年新宿区条例第43号)
災害に際し応急措置の業務等に従事した者の損害補償に関する条例(昭和41年東京都条例第12号)	新宿区民の安全・安心の推進に関する条例(平成15年新宿区条例第41号)
新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例(平成8年新宿区条例第43号)	新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例(令和2年新宿区条例第13号)
新宿区移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例(平成25年新宿区条例第25号)	新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例(平成11年新宿区条例第51号)
新宿区移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例(平成25年新宿区条例第22号)	新宿区立公園条例(昭和50年新宿区条例第28号)
新宿区違法駐車等の防止に関する条例(平成4年新宿区条例第72号)	新宿区路上等障害物による通行の障害の防止に関する条例(平成28年新宿区条例第51号)
新宿区沿道区域指定の基準に関する条例(昭和31年新宿区条例第18号)	東京都屋外広告物条例(昭和24年東京都条例第100号)
新宿区環境基本条例(平成8年新宿区条例第13号)	東京都環境影響評価条例(昭和55年10月20日東京都条例第96号)
新宿区景観まちづくり条例(平成20年新宿区条例第67号)	東京都帰宅困難者対策条例(平成24年東京都条例第17号)
新宿区建築協定条例(昭和50年新宿区条例第40号)	東京都給水条例(昭和33年東京都条例第41号)
新宿区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例(平成25年新宿区条例第32号)	東京都景観条例(平成18年東京都条例第136号)
新宿区災害対策推進条例(平成25年新宿区条例第4号)	東京都建築安全条例(昭和25年東京都条例第89号)
新宿区災害対策本部条例(昭和39年新宿区条例第35号)	東京都公有財産規則(昭和39年東京都規則第93号)
新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例(平成7年新宿区条例第28号)	東京都震災対策条例(平成12年東京都条例第202号)
新宿区浄化槽清掃業の許可に関する条例(平成11年新宿区条例第52号)	東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和39年東京都条例第181号)
新宿区ダイオキシン類の発生抑制に関する条例(平成11年新宿区条例第20号)	東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例(昭和53年東京都条例第64号)
新宿区地区計画等の案の作成手続に関する条例(昭和63年新宿区条例第11号)	東京都駐車場条例(昭和33年東京都条例第77号)
新宿区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成19年新宿区条例第57号)	東京都廃棄物条例(平成4年東京都条例第140号)
新宿区中高層階住居専用地区内における建築物の制限に関する条例(平成6年新宿区条例第48号)	東京都風致地区条例(昭和45年東京都条例第36号)
新宿区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例(昭和53年新宿区条例第30号)	東京都福祉のまちづくり条例(平成7年東京都条例第33号)
新宿区特定業務施設の新設等に伴う周辺環境の保全に関する条例(平成12年新宿区条例第82号)	東京における自然の保護と回復に関する条例(平成12年東京都条例第216号)
新宿区特定公共物管理条例(平成16年新宿区条例第67号)	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)
新宿区特別工業地区内における建築物の制限に関する条例(平成16年新宿区条例第32号)	独立行政法人日本スポーツ振興センター法条例(平成14年法律第162号)
新宿区道路の構造の技術的基準等を定める条例(平成25年新宿区条例第21号)	その他関連する条例等
新宿区美化推進重点地区を定める条例(平成9年新宿区条例第12号)	

3. 適用基準等一覧

適用基準等及びその解釈等の掲載された刊行物等の入手先一覧

※　URLの無いものは刊行物等公表されていないものである。

（1）ラグビー関連規定

名 称	制定(改定)年月日/版	入手先
競技規則 Rugby Union 2018(WORLD RUGBY)	2018年	公益財団法人日本ラグビーフットボール協会 https://www.rugby-japan.jp/
ラグビーワールドカップ2019　開催都市ガイドライン (公益財団法人ラグビーワールドカップ2019組織委員会)	令和元年	添付資料７
新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン	第5版 令和3年5月13日	公益財団法人日本ラグビーフットボール協会 ジャパンラグビートップリーグ

※「ラグビーワールドカップ2019　開催都市ガイドライン」の具体的な適用範囲は、【添付資料８】「各室性能表」の記載による。

（2）共通

名 称	制定(改定)年月日/版	入手先
官庁施設の基本的性能基準	令和2年3月31日 改定	国土交通省大臣官房官庁営繕部 https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準	平成25年3月29日	国土交通省大臣官房官庁営繕部 https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html
官庁施設の環境保全性基準	令和3年3月25日 改定	国土交通省大臣官房官庁営繕部 https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html
官庁施設の防犯に関する基準	平成21年6月1日 制定	国土交通省大臣官房官庁営繕部 https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html
建築物解体工事共通仕様書	平成31年版	国土交通省大臣官房官庁営繕部 https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_kaitai.html
営繕工事電子納品要領	令和3年版	国土交通省大臣官房官庁営繕部 https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html
建築設計業務等電子納品要領	令和3年版	国土交通省大臣官房官庁営繕部 https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html
官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】【営繕	令和3年版	国土交通省大臣官房官庁営繕部 https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html
木造計画・設計基準	平成29年版	国土交通省大臣官房官庁営繕部 https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html
木造計画・設計基準の資料	平成29年版	国土交通省大臣官房官庁営繕部 https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html
官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン	平成27年3月31日 改定	国土交通省大臣官房官庁営繕部 https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html
官庁営繕事業におけるBIMモデルの作成及び利用に関するガイドライン	平成30年版	国土交通省大臣官房官庁営繕部 https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html
BIM適用事業における成果品作成の手引き（案）	平成30年8月1日	国土交通省大臣官房官庁営繕部 https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html
公共建築木造工事標準仕様書	平成31年版	国土交通省大臣官房官庁営繕部 https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html
建築工事設計図書作成基準の資料	令和2年9月30日 改定	国土交通省大臣官房官庁営繕部 https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html
営繕工事写真撮影要領	令和3年版	国土交通省大臣官房官庁営繕部 https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk4_000030.html
低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定	平成13年4月9日 改正	国土交通省総合政策局公共事業企画調整課 https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000003.html
排出ガス対策型建設機械の指定要領	平成14年4月1日 改正	国土交通省総合政策局公共事業企画調整課 https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_fr_000010.html
敷地調査共通仕様書	令和3年3月25日 改定	国土交通省大臣官房官庁営繕部 https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html
官庁施設のＰＦＩ事業手続き標準（第1版）	平成15年10月	国土交通省大臣官房官庁営繕部 https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk6_000006.html
民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針の変更について	平成30年10月23日	内閣府民間資金等活用事業推進室（PPP/PFI推進室） https://www8.cao.go.jp/pfi/hourei/hourei_index.html
PFI事業実施プロセスに関するガイドライン	令和3年6月18日	内閣府民間資金等活用事業推進室（PPP/PFI推進室） https://www8.cao.go.jp/pfi/hourei/guideline/guideline.html
PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン	令和3年6月18日	内閣府民間資金等活用事業推進室（PPP/PFI推進室） https://www8.cao.go.jp/pfi/hourei/guideline/guideline.html
VFM(Value For Money)に関するガイドライン	平成30年10月23日	内閣府民間資金等活用事業推進室（PPP/PFI推進室） https://www8.cao.go.jp/pfi/hourei/guideline/guideline.html
契約に関するガイドライン-PFI事業契約における留意事項について-	令和3年6月18日	内閣府民間資金等活用事業推進室（PPP/PFI推進室） https://www8.cao.go.jp/pfi/hourei/guideline/guideline.html
モニタリングに関するガイドライン	平成30年10月23日	内閣府民間資金等活用事業推進室（PPP/PFI推進室） https://www8.cao.go.jp/pfi/hourei/guideline/guideline.html
公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン	平成33年6月18日	内閣府民間資金等活用事業推進室（PPP/PFI推進室） https://www8.cao.go.jp/pfi/hourei/guideline/guideline.html
地球温暖化対策に寄与するための官庁施設の利用の手引き	平成17年3月29日	国土交通省大臣官房官庁営繕部 https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html
官庁施設における帰宅困難者対応マニュアル作成の留意事項	平成24年1月26日	国土交通省大臣官房官庁営繕部 https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html
公開空地等のみどりづくり指針に関する手引(改定)	令和2年12月	東京都都市整備局 https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/seisaku/midori_oasis/index.html
木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン	平成18年2月	林野庁 https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/summary/summary.html
社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン	令和3年2月17日 改訂	スポーツ庁 https://www.mext.go.jp/sports/content/20200514-spt_sseisaku01-000007106_1.pdf
スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン	令和3年2月15日 改訂	公益財団法人日本スポーツ協会 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会 https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/jspo/guideline4_210215.pdf
社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン	令和2年10月1日 改訂	国土交通省建設市場整備課 https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000008.html
東京2020大会後の神宮外苑地区のまちづくり指針	平成30年11月	東京都都市整備局https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bosai/toshi_saisei/saisei07_03.html

（3）建築

名 称	制定(改定)年月日/版	入手先
建築工事設計図書作成基準	令和2年9月30日	国土交通省大臣官房官庁営繕部 https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html
公共建築工事標準仕様書（建築工事編）	平成31年版	国土交通省大臣官房官庁営繕部 https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html
建築設計基準	令和元年改定版	国土交通省大臣官房官庁営繕部 https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html
建築設計基準の資料	令和元年改定版	国土交通省大臣官房官庁営繕部 https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html
建築構造設計基準	令和3年改定版	国土交通省大臣官房官庁営繕部 https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html
建築構造設計基準の資料	令和3年改定版	国土交通省大臣官房官庁営繕部 https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html
建築工事標準詳細図	平成28年版	国土交通省大臣官房官庁営繕部 https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html
構内舗装・排水設計基準	平成27年版	国土交通省大臣官房官庁営繕部 https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html
構内舗装・排水設計基準の資料	平成27年版	国土交通省大臣官房官庁営繕部 https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html
文部科学省建築工事標準仕様書（特記基準）	平成31年版	文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部 https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/eizen/1367969.htm
文部科学省土木工事標準仕様書	令和3年版	文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部 https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/eizen/04032202.htm
セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領(案)	平成13年4月20日	国土交通省大臣官房技術調査課 https://www.mlit.go.jp/tec/kankyou/kurom02.html
土木構造物標準設計の手引き	平成12年版・平成6年版	一般社団法人全日本建設技術協会
手すり先行工法に関するガイドライン	平成21年4月24日	厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei26/dl/06.pdf
建築構造設計指針	平成21年版	文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部 https://www.mext.go.jp/content/20210409-mxt_bousai-100001899_3.pdf
非構造部材の耐震設計施工指針・同解説および耐震設計施工要領	平成15年1月1日	一般社団法人日本建築学会
日本建築学会環境基準AIJES-V0001-2018建築物の振動に関する居住性能評価基準・同解説	平成30年	一般社団法人日本建築学会
緑化計画書の手引き	平成26年6月	新宿区 https://www.city.shinjuku.lg.jp/seikatsu/file14_05_00009.html
建築工事安全施工技術指針	平成27年1月20日 改定	国土交通省大臣官房官庁営繕部 https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html

（4）設備

名 称	制定(改定)年月日/版	入手先
建築設備計画基準	令和3年版	国土交通省大臣官房官庁営繕部 https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html
建築設備設計基準	令和3年版	国土交通省大臣官房官庁営繕部 https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html
雨水利用・排水再利用設備計画基準	平成28年版	国土交通省大臣官房官庁営繕部 https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html
建築設備工事設計図書作成基準	令和3年3月16日 改定	国土交通省大臣官房官庁営繕部 https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html
公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）	平成31年版	国土交通省大臣官房官庁営繕部 https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html
公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）	平成31年版	国土交通省大臣官房官庁営繕部 https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html
公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）	平成31年版	国土交通省大臣官房官庁営繕部 https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html
公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）	平成31年版	国土交通省大臣官房官庁営繕部 https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html
建築設備耐震設計・施工指針	平成26年版	一般財団法人日本建築センター
建築設備設計計算書作成の手引	平成30年版	一般社団法人公共建築協会
文部科学省電気設備工事標準仕様書（特記基準）	平成31年版	文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部 https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/eizen/1367973.htm
文部科学省電気設備工事標準図（特記基準）	平成31年版	文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部 https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/eizen/1367973.htm

文部科学省機械設備工事標準仕様書（特記基準）	平成31年版	文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部 https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/eizen/1367974.htm
文部科学省機械設備工事標準図（特記基準）	平成31年版	文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部 https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/eizen/1367974.htm
昇降機技術基準の解説	2016年版	一般財団法人日本建築設備・昇降機センター
建築設備設計・施工上の運用指針	2019年版	一般財団法人日本建築設備・昇降機センター
ガス機器の設置基準及び実務指針	第8版 （平成26年1月発行）	一般財団法人日本ガス機器検査協会
業務用ガス機器の設置基準及び実務指針	第6版 （平成29年3月発行）	一般財団法人日本ガス機器検査協会

（５）積算

名 称	制定(改定)年月日/版	入手先
公共建築工事積算基準	平成28年12月20日 改定	国土交通省大臣官房官庁営繕部 https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html
公共建築工事標準単価積算基準	令和3年3月25日 改定	国土交通省大臣官房官庁営繕部 https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html
公共建築数量積算基準	平成29年3月17日 改定	国土交通省大臣官房官庁営繕部 https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html
公共建築設備数量積算基準	平成29年3月17日 改定	国土交通省大臣官房官庁営繕部 https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html
公共建築工事共通費積算基準	平成28年12月20日 改定	国土交通省大臣官房官庁営繕部 https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html
公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）・（設備工事編）	平成30年3月20日 改定	国土交通省大臣官房官庁営繕部 https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html
公共建築工事見積標準書式（建築工事編）・（設備工事編）	令和3年3月25日 改定	国土交通省大臣官房官庁営繕部 https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html
公共建築工事積算基準等資料（国土交通省版）	令和3年3月26日 改定	国土交通省大臣官房官庁営繕部 https://www.mlit.go.jp/gobuild/shiryou_sekisan_unnyou.htm
公共建築工事積算基準等資料（文部科学省版）	令和3年6月	文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部 https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/eizen/1355645.htm
文部科学省建築工事標準単価積算基準（特記基準）	平成31年版	文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部 https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/eizen/04032202.html
文教施設工事積算要領（土木工事）	令和3年版	文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部 https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/eizen/04032202.html
土木・造園工事積算要領	令和２年度	独立行政法人都市再生機構
営繕工事積算チェックマニュアル	令和3年3月26日 改定	国土交通省大臣官房官庁営繕部 https://www.mlit.go.jp/gobuild/shiryou_sekisan_unnyou.htm
営繕工事積算チェックマニュアル【解説版】	平成30年3月22日 改定	国土交通省大臣官房官庁営繕部 https://www.mlit.go.jp/gobuild/shiryou_sekisan_unnyou.htm
公共建築工事積算基準等関連資料	－	国土交通省大臣官房官庁営繕部 https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html

（６）保全

名 称	制定(改定)年月日/版	入手先
建築保全業務共通仕様書	平成30年版	国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課保全指導室 https://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_hozen_shiyousho.html
建築物等の利用に関する説明書作成の手引き（本編）・（防災編）	平成28年12月22日 改定	国土交通省大臣官房官庁営繕部 https://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_kentikubuturiyou_tebiki.html
建築保全業務積算基準、同要領	平成30年版	国土交通省大臣官房官庁営繕部 https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk3_000026.html
保全台帳及び保全計画書の様式の取扱いについて	平成26年3月26日 改定	国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課保全指導室 https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk3_000002.html
国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領	平成22年3月31日 改定	国土交通省大臣官房官庁営繕部 https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk3_000006.html

（7）ユニバーサルデザイン関連規定

名 称	制定(改定)年月日/版	入手先
Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン	平成29年3月24日	公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 https://olympics.com/tokyo-2020/ja/organising-committee/accessibility/
東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル	平成31年3月改訂版	東京都福祉保健局 https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kiban/machizukuri/manual.html
官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準	平成18年版	国土交通省大臣官房官庁営繕部 https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html
高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準	令和3年3月	国土交通省住宅局建築指導課 https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000049.html
新国立競技場整備事業ユニバーサルデザインワークショップ報告書	令和元年11月	独立行政法人日本スポーツ振興センター https://www.jpnsport.go.jp/newstadium/Portals/0/sonota/universaldesignworkshopnitsuite.pdf

添付資料７

ラグビーワールドカップ2019 開催都市ガイドライン

開催都市の要件とスタジアム諸室の概要

公益財団法人ラグビーワールドカップ2019組織委員会

【本業務要求水準書における凡例】
赤字 ： 2013年10月31日時点から更新された事項
　　 ： 本業務要求水準書における適用範囲外

2013年10月31日

目次

第1章　はじめに

1-1 ガイドラインの目的 ---- 5

1-2 用語の解説 ---- 6

第2章　開催都市の要件

2-1 選考への参加

2-1-1　選考の基本方針 ---- 8

2-1-2　選考の流れ ---- 8

2-1-3　開催希望申請書の作成 ---- 9

2-1-4　候補都市の視察 ---- 9

2-1-5　選考で考慮される事項 ---- 9

2-2 大会の準備および運営業務の分担 ---- 10

2-3 契約の締結 ---- 12

2-4 法令の順守 ---- 13

2-5 試合開催会場の提供（全般）

2-5-1　試合開催会場の提供に関する考え方 ---- 14

2-5-2　試合開催会場数および収容能力 ---- 14

2-5-3　試合開催会場の建設 ---- 14

2-5-4　試合開催会場の改築や増設 ---- 15

2-5-5　基本インフラの提供 ---- 15

2-5-6　予備電力 ---- 15

2-5-7　スポーツプレゼンテーション（大会演出） ---- 16

2-5-8　ピッチ看板（スポンサーボード） ---- 17

2-5-9　大会開始に向けた準備期日 ---- 17

2-5-10　計画図面の提出 ---- 17

2-5-11　座席計画の提出 ---- 18

2-5-12　安全衛生管理 ---- 18

2-5-13　セキュリティ対策 ---- 19

2-5-14　清掃と廃棄物収集 ---- 19

2-5-15　公共交通機関・輸送管理 ---- 19

2-6 試合開催会場の提供（競技用施設）
2-6-1 競技場 20
2-6-2 競技場の寸法 21
2-6-3 競技場表面の維持管理 22
2-6-4 照明 22
2-6-5 旗の掲揚 22
2-6-6 医療搬送 22
2-7 試合開催会場の提供（放送・メディア用施設）
2-7-1 スペース・設備 23
2-7-2 テレビカメラの設置場所 23
2-7-3 メディア関係者数の予測 24
2-7-4 データ通信 24
2-8 試合開催会場の提供（ホスピタリティ施設）
2-8-1 施設の利用者 25
2-8-2 施設の規模 26
2-9 試合開催会場の提供（コマーシャル環境の整備）
2-9-1 クリーンスタジアムの原則 27
2-9-2 500mクリーンゾーン 28
2-9-3 RWCLによる無制約での施設利用 28
2-9-4 大会グッズ販売エリアの設置 29
2-9-5 スポンサーヴィレッジ設置エリアとインフラの提供 29
2-10 練習会場の提供 30
2-11 環境と共生への配慮（サステナビリティ） 31
2-12 ボランティアプログラムの実施 32
第3章 スタジアムの諸室
3-1 概要 34
3-2 通常の諸室整備 35
3-3 RWC 2019用の諸室整備 36
3-4 諸室説明
3-4-1 諸室説明ページの見方 38
3-4-2 競技用 40
3-4-3 運営用 60
3-4-4 放送・メディア用 72
3-4-5 ホスピタリティ用 96
3-4-6 駐車場 100

第1章　はじめに

第1章　はじめに

1-1 ガイドラインの目的

本ガイドラインは以下の目的のために作成されました。このガイドラインを熟読の上、立候補に向けた諸準備にご活用ください。

1) 開催都市の要件を伝えること

第一の目的は、「RWC 2019を開催する都市に求められる事項」をお伝えすることです。選考への参加、選定された場合の契約、そして試合開催会場の提供について説明します。本ガイドラインはひとつの指針であり、候補都市は適切な機能を提供できる範囲内で実情に沿った代替案を提案し、JR 2019と交渉する余地があります。ただし、以下の箇所の掲載内容を中心に、ラグビーワールドカップの事業の中核的な事項、もしくは成否に大きく関わる事項については、JR 2019は開催都市に対して原則的にルールを尊重することを求めます。

- 2-2 大会の準備および運営業務の分担
- 2-9 試合開催会場の提供（コマーシャル環境の整備）

2) スタジアムの諸室の概要を伝えること

スタジアムは開催都市の選定で考慮される重要な要素です。JR 2019はスタジアムのイメージをより視覚的に共有したいと考え、RWC 2019のスタジアムに設置する諸室の内容を掘り下げて説明するパートを個別に加えました。

3) 事業の全体像を共有すること

ラグビーワールドカップの開催都市はさまざまな側面から開催業務に携わります。開催都市は、試合開催会場の整備に加えて、開催を受け入れる体制の整備、大会を盛り上げるためのマーケティング活動やプロモーション活動など、さまざまな分野の活動に関わります。ガイドラインの各章を通じて、ラグビーワールドカップという事業の全体像を共有したいと考えています。

4) 立候補手続きに必要な事業の計画に活用していただくこと

JR 2019は、2014年度（平成26年度）に開催都市への立候補を受け付ける予定です。したがって、立候補をご検討の各都市では、2014年度（平成26年度）に求められる活動費、書類作成費などの準備費用の予算が必要になる可能性があります。

本ガイドラインは、ラグビーワールドカップの開催都市になるにあたって必要な費用の予算に活用していただくために、第2章では「開催都市が試合開催会場の提供に関連して実施しなければならないこと」を、第3章では「スタジアムの諸室に関連して整備しなくてはならないこと」を、現時点で可能な範囲で詳細に記述しています。立候補をご検討の各都市では、これらの内容をもとに予算を検討するための調査費が必要になる可能性もあります。

なお、国や地方自治体、RWCLとの協議や指導を通じて、本ガイドラインの一部が訂正される可能性があります。また、本ガイドラインは、契約書を伴わずに単独で法的な拘束力を持つことはありません。

1-2 用語の解説

本ガイドラインで使用され、特定の意味を持つ単語の意味をご説明します。

日本語（五十音順）

アクセスコントロール	敷地や建造物、部屋などの入口で、許可された人だけに入場を制限すること
開催都市	RWC 2019の開催を受け入れる市、またはその市の地方自治体
開催希望申請書	開催都市に立候補する際に地方自治体がJR 2019宛てに提出する手続き書類の総称
候補都市	開催都市に立候補した都市、または意思表明を行ったうえで立候補を検討している都市
試合開催会場	RWC 2019の試合を開催するスタジアムとその周辺
スタジアム	RWC 2019の試合を開催するスタジアムとその周辺で、アクセスコントロールを実施する領域
競技場	競技を行う区域とその周辺で、スタンドとの境界フェンスより内側のエリア
ファンゾーン	公共のエリアで、パブリックビューイングなど観客向けにラグビーワールドカップに関係する体験を提供する場所
練習会場	RWC 2019に参加するチームが練習を行う施設

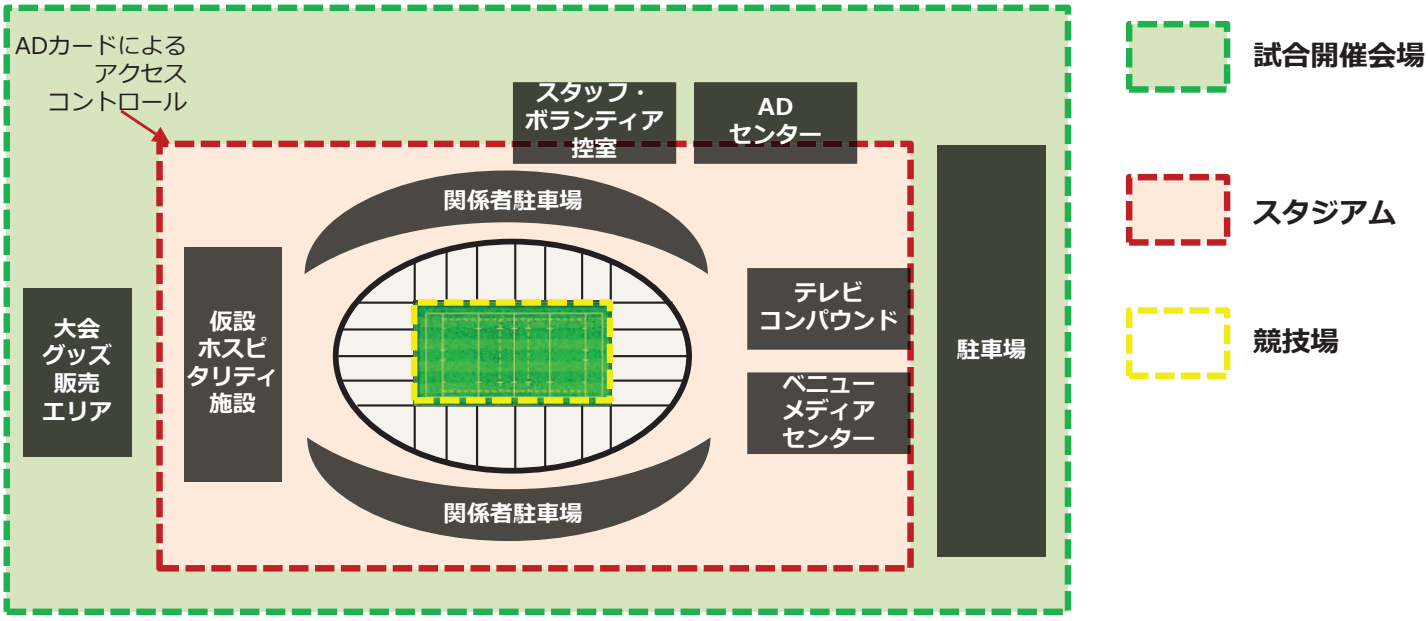

英語（アルファベット順）

World Rugby	ワールドラグビー（2014年11月19日付でIRB（国際ラグビーボード）から名称変更）
JRFU	公益財団法人　日本ラグビーフットボール協会
JR 2019	公益財団法人　ラグビーワールドカップ2019組織委員会
RWC	ラグビーワールドカップ
RWC 2019	ラグビーワールドカップ2019
RWCL	ラグビーワールドカップリミテッド

第2章　開催都市の要件

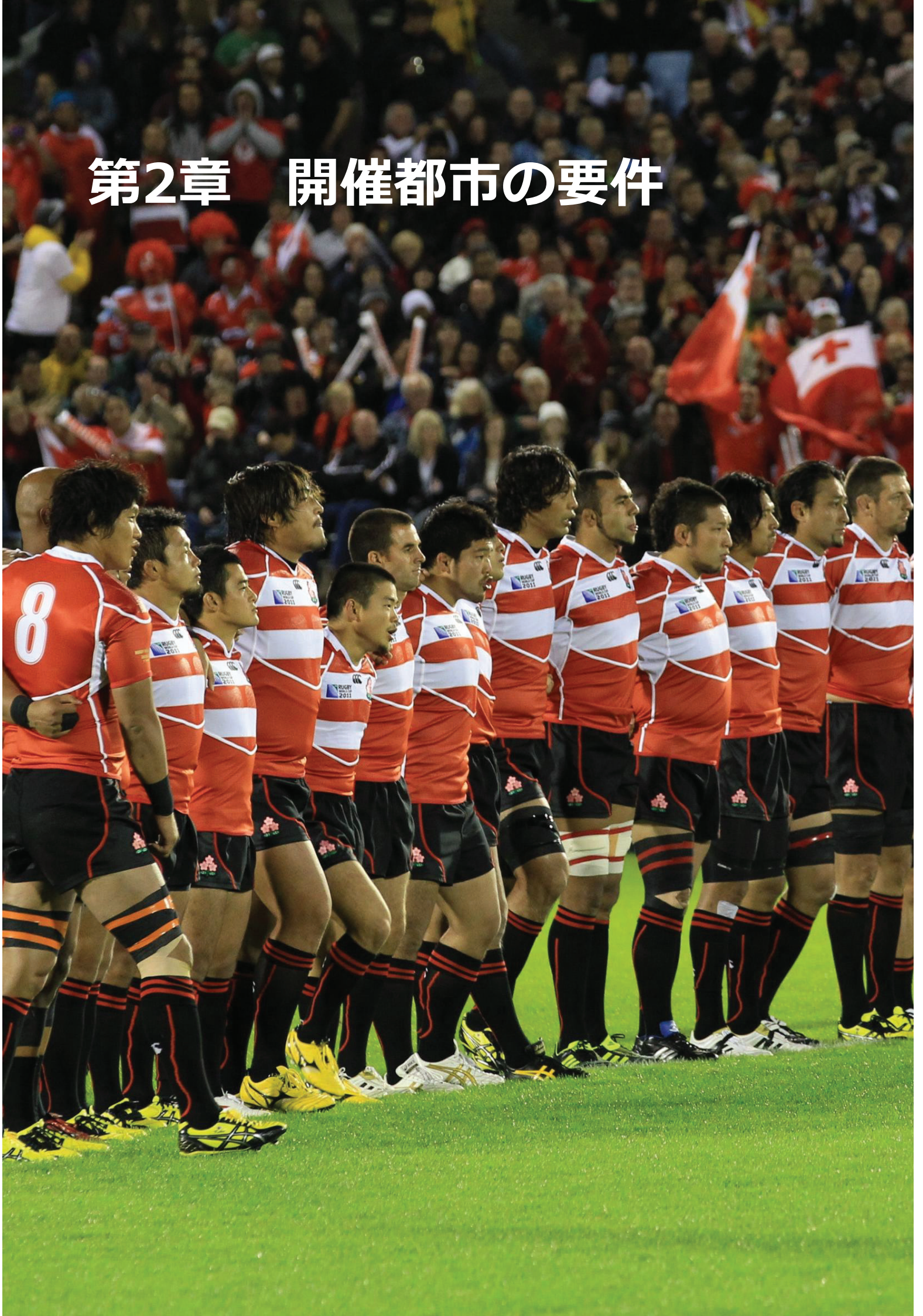

第2章　開催都市の要件

2-1 選考への参加

2-1-1　　選考の基本方針

JR 2019はこれから開催都市を募集します。正式に開催の受入れを希望する地方自治体は、指定される期日までに必ず応募手続きを行ってください。JR 2019は改めて募集要項を発表します。

開催都市の選定は、RWC 2019のビジョンの実現と事業としての成功を念頭に、JR 2019が公平に実施します。現時点で試合開催会場として使用を予定しているスタジアムは、改築が予定されている国立競技場だけです。アジアで初めて行われるラグビーワールドカップを世界中の人々の記憶に残る大会にするために、JR 2019は多くの都市からの積極的な応募をお待ちしています。

JR 2019は、選定プロセスを通じて、開催都市と互いの目的達成に向けた協力関係を築きたいと考えています。国際的なイベントであるラグビーワールドカップのあり方やルールを尊重しつつ、各都市の希望や提案を効果的に取り入れる方法も前向きに検討します。JR 2019はすべての候補都市に画一的な契約を求めることはありません。対話を通じて各都市に固有の事情や特徴を理解し、それに配慮した内容で契約を交わすよう努めます。

2-1-2　　選考の流れ

JR 2019は、2013年5月末に試合開催会場選定プロセスを発表しました。今後、2013年11月から、開催受入れを検討しておられる地方自治体との個別対話を開始します。2014年1月から10月にかけて立候補を受け付け、2015年3月に10～12か所の試合開催会場を決定する予定です。ただし、選考スケジュールは変更されることがあります。

2013年5月末	試合開催会場選定プロセス発表（注）
2013年6月～	選定プロセスへの参加意思表明書の受付
2013年10月末	開催都市ガイドラインの配布
2013年11月	地方自治体との個別対話の開始
2014年1月	開催希望申請書の配布
2014年2月～	地方自治体における立候補検討および開催希望申請書作成
2014年10月	立候補の締切（開催希望申請書の提出期限）
2014年11月～	開催希望申請書の審査、候補都市の視察、個別協議・交渉
2015年1月頃	開催都市案の決定、RWCLへの承認申請
2015年3月	開催都市の決定

（注）その後「開催都市選定」と呼称を変更

2019年9月～10月
本大会

2-1 選考への参加

2-1-3　開催希望申請書の作成

JR 2019は、地方自治体による開催希望申請書の提出によって、正式な立候補を受け付けます。開催希望申請書には、都市や試合開催会場に関する種々の情報を記載していただきます。その情報は、JR 2019が視察準備に用いるとともに、開催希望申請書を審査する際の評価項目になります。なお、JR 2019は、地方自治体との個別の協議を行うにあたって、一部の基本的な情報を正式な立候補の前に求める場合があります。

開催希望申請書に記載を求める情報の例

候補都市　：　人口、交通機関、宿泊施設、観光要素（イベント、お祭りなど）、
スポーツ関連施設（体育館、プール、ウェイトトレーニング施設など）、医療施設　など

試合開催会場：　収容人数、競技場、諸室、スクリーン、照明、命名権、アクセス、近隣施設　など

2-1-4　候補都市の視察

JR 2019は、開催希望申請書の審査の一環として候補都市の視察を行います。視察の対象には、使用予定の試合開催会場とその周辺地域、都市内で大会運営に関係する場所が含まれます。

2-1-5　選考で考慮される事項

JR 2019は、複数の視点から開催都市を決定します。着眼点の概要は以下のとおりです。

1)　試合開催会場の提供能力
開催都市はラグビーワールドカップ標準の試合開催会場の提供が求められます。試合開催会場はスタジアムとその周辺環境を含みます。着眼点は主に以下の5点です。それぞれの詳細は2-5～2-9で後述します。
- 全般的事項
- 競技用施設に関する事項
- 放送・メディア用施設に関する事項
- ホスピタリティ用施設に関する事項
- コマーシャル環境の整備に関する事項

2) 大会の準備および運営業務の分担
すべての開催都市はJR 2019が指定する業務の実施を担います。その業務は以下の3種類に大別されます。それぞれの詳細は2-2で後述します。
- 都市機能の提供
- マーケティング活動の支援や実施
- 大会を開催する価値の向上

3) 開催都市としての基盤的能力
- 都市の規模や社会基盤の整備（人口、地理的条件、見込み観客数、イベント開催経験、宿泊施設、交通機関、医療施設など）
- 開催受入れの目的や中長期ビジョン（地域の活性化、ラグビーの普及発展、都市環境の整備など）

2-2 大会の準備および運営業務の分担

開催都市は各都市における大会の準備・運営業務の実施を担当します。以下に挙げる8種類の業務は、開催都市とJR 2019が締結する開催都市契約において、開催都市が履行すべき義務になります。

都市機能の提供

1) 交通

大会開催期間中（特に試合当日）に必要な交通機能や交通に関する措置を提供することです。そのために必要な事前の公的または私的な手続きを含みます。以下は提供する機能の例ですが、これらに限りません。

- 観客が移動するための交通手段（鉄道やバスの通常および臨時運行、シャトルバスの臨時運行など）
- 交通案内
- 交通整理
- 駐車場（試合開催会場周辺、市内各所）
- 大会会場内の順路標識
- 輸送計画に関するJR 2019との調整

2) 警察

大会開催期間中（特に試合当日）に必要な警察機能を所管の都道府県警察などと調整して提供することです。そのために必要な事前の手続きを含みます。以下は警察対象の例ですが、これらに限りません。

- 道路交通（交通規制、駐車など）
- 地域（鉄道、空港など）
- 警備（チームや要人の警護など）

マーケティング活動の支援や実施

3) マーケティング活動の支援

ラグビーワールドカップを盛り上げるための支援です。具体的には、以下の活動を含みます。

- チケット販売促進への間接的支援
- 開催都市を訪問する人々に対する情報提供などのサービスの実施
- 開催都市自身のプロモーション
- 開催都市からテレビ放送を発信する放送局との連携
- パブリックビューイングや商業活動を行うファンゾーンの会場提供、設営、警備、および安全衛生管理
- 試合に向けた祭事的な雰囲気を創り出すフェスティバルの実施
- 開催都市でプロモーション活動を行うRWCLのコマーシャルパートナー（サプライヤーおよびライセンシー）との連携
- RWCLが保有する商業上の権利を侵害する活動の防止努力
- 大会の開催に関わる団体が許認可や承認を申請する際の支援

4) 都市の装飾

RWC 2019の開催を告知するために、多くの人の目に触れる場所（駅、空港、バスターミナル、通行人が多い通り、試合開催会場の中や周辺、ファンゾーンなど）で装飾や演出を行うことです。大会開催の1ヶ月前から大会終了後1週間までの期間、さらに、チケット販売やボランティア募集を行う期間に実施します。装飾はRWCLのガイドラインに従って実施しなくてはならず、JR 2019と協議して計画します。

2-2 大会の準備および運営業務の分担

5) イベントスペースや会場の提供

大会開催前および大会開催期間中に催されるプロモーションイベントにおいて、施設の提供と運営の補助を行うことです。以下のイベントが対象になります。

- 記者会見
- カウントダウンイベント（開幕1年前、100日前）
- ボランティアプログラムの開始
- 到着するチームの歓迎イベント
- VIP向けの公式な交換会（ファンクション）

大会を開催する価値の向上

6) 環境問題などに配慮した大会開催への協力

開催都市は、JR 2019と協力して環境問題に適切に対処し、社会の共生に配慮した大会の開催に取り組みます。

（詳細は「2-11 環境と共生への配慮（サステナビリティ）」参照）

7) ボランティア・プログラムの支援

開催都市は、大会開催をボランティアとして支援する人材の確保などを通じて、JR 2019が今後策定するボランティア・プログラムを支援します。

（詳細は「2-12 ボランティアプログラムの実施」参照）

8) レガシープログラムの策定

開催都市は、JR 2019と協力して、大会開催を通じて創り上げる資産の将来活用について詳細な計画（レガシープログラム）を策定します。その計画は、2017年8月末にJR 2019からRWCLに提出され、その後、RWCLによって内容が審査されます。

2-3 契約の締結

試合開催会場が決定した後すみやかに、JR 2019は開催都市の地方自治体の首長と開催の受入れに関する契約を締結します。JR 2019が現時点で検討している契約の体系を以下にご説明します。

基本契約

この契約は、地方自治体が開催を受け入れることを約します。同時に、その契約に含める個別の項目を定めます。個別の項目には、「試合開催会場賃借契約」と「開催都市契約」（いずれも仮称）が含まれます。なお、JR 2019は、地方自治体に対する要求事項を契約書に反映すべくその時点で最善の努力を行う一方で、開催計画の進展に伴って生じる変化に対応して契約内容を変更する自由度を持ちます。

試合開催会場賃借契約

この契約は、JR 2019が商業上の制約を一切受けずに試合開催会場を使用できることを約束し、試合開催会場のあらゆる施設や座席を自由に使用できる権利をJR 2019に与えます。契約には、対価の支払い方法、スタッフ・設備・サービスの提供、権利や義務の定義などが含まれます。この契約の内容には、標準的な事項に加えて、対象になる試合開催会場に固有の事情が考慮される可能性があります。

開催都市契約

この契約は、地方自治体が大会の準備および運営に関して担う業務を定めます。その中には、公約した事項を遂行するにあたって必要な体制の構築も含まれます。その体制には、開催受入れ都市の地方自治体の他、たとえば、都道府県庁（警察含む）、観光・商業団体、広告・旅行などの各種代理店、JRFUの都道府県協会などが含まれることが想定されます。

2-4 法令の順守

大会開催の準備と運営においては、関係する法律、条例、その他の規制を順守する必要があります。

2-5 試合開催会場の提供（全般）

2-5-1　　試合開催会場の提供に関する考え方

試合開催会場は、競技運営と収益確保の両面においてラグビーワールドカップの成否を左右します。すべての試合開催会場、さらに試合開催会場を構成するすべての要素は、ラグビーワールドカップにふさわしいものでなくてはなりません。また、試合開催会場は「選手」と「ラグビーというスポーツ」に重点を置きながら、適切な安全衛生管理のもとで、効率的に運営される必要があります。そして、観客が快適に過ごせる座席や諸設備、商業施設を備えなければなりません。

このような考え方をもとに、第2章の本節以降は、試合開催会場の提供に関する指針をお伝えします。開催都市は、この指針に沿って試合開催会場を整備し、提供しなければなりません。

2-5-2　　試合開催会場数および収容能力

RWC 2019で使用する試合開催会場数は10ないし12会場を予定しています。ただし、この数はRWCLとの間で特別に合意した場合に変更されることがあります。

下表に試合カテゴリーに応じたスタジアムの収容能力の目安を示します。

試合カテゴリー	収容能力の目安
準決勝・決勝	60,000 以上
準々決勝	35,000 以上
開幕戦	60,000 以上
3位決定戦	60,000 以上
プール戦（カテゴリーA）	40,000 以上
プール戦（カテゴリーB）	20,000 以上
プール戦（カテゴリーC）	15,000 以上

プール戦の試合カテゴリー

IRBは過去の戦績をもとに各国協会を戦績がよい強豪国から順に「第1層 (Tier 1)」、「第2層 (Tier 2) 」、「第3層 (Tier 3) 」に層別しています。ラグビーワールドカップのプール戦のカテゴリーは、原則的に対戦する両国が所属する層で決まります。

カテゴリーA：　第1層のチーム同士の対戦、日本の試合

カテゴリーB：　第1層のチームとそれ以外のチームの対戦

カテゴリーC：　第2層以下のチーム同士の対戦

現時点で第1層に属するのは以下の10協会です。

アイルランド、アルゼンチン、イタリア、イングランド、ウェールズ、オーストラリア、スコットランド、ニュージーランド、フランス、南アフリカ

2-5-3　　試合開催会場の建設

新しい試合開催会場の建設または既存施設の大規模な改築を行う必要がある場合には、資金や許認可、建設作業、検査に関わる問題に起因する過分なリスクを生まないことが重要です。また、試合開催会場の建設や改築にあたっては、計画・建設・安全対策に関する国や自治体の規制、法律を順守するとともに、JR 2019と合意した期日までに作業が完了するようにしなければいけません。

2-5 試合開催会場の提供（全般）

2-5-4　　試合開催会場の改築や増設

試合開催会場では、メディアや放送、ホスピタリティ、VIP用の施設、試合の運営などに関係して、一時的な改築や増設が必要になる場合があります。また、RWCLのビジュアルやブランディングの基準（Tournament Look and Feelと呼ばれています）に沿った装飾を施す必要もあります。

2-5-5　　基本インフラの提供

開催都市は、試合開催会場の電気、水道、電話、情報通信、照明、ケーブルシステムなどのインフラ設備を無償で提供しなければなりません。

なお、ケーブルを敷設する際に次の点に注意する必要があります。

- ケーブルが選手、大会関係者、および観客に対して、邪魔になったり危険を及ぼしたりしないこと
- ケーブルの経路は、特に競技場や選手入場口周辺では極力目立たないようにすること
- ケーブルブリッジ、カバー、フックを必要に応じて設置すること

2-5-6　　予備電力

スタジアムの照明や放送・メディア、その他のサービス用にバックアップ電源が必要です。停電発生時に放送・メディアやその他の諸機能を速やかに回復させ、試合を再開させられる予備電力を確保しておかなくてはなりません。

2-5 試合開催会場の提供（全般）

2-5-7　スポーツプレゼンテーション（大会演出）

スポーツプレゼンテーションは試合の重要な要素です。これは試合開催会場のイベントや試合の生き生きとした様子を観客に実感してもらうための演出で、音楽・アナウンス・試合当日のエンターテインメント・ビデオスクリーンへの映写などで構成します。そのために、試合開催会場では以下の設備が必要になります。

1) 良質の大型スクリーン

テレビ放送並みの品質を備えた、大きさが60㎡以上のスクリーンです。試合のライブ映像やスポンサーの広告を上映します。各試合開催会場に少なくとも1台のスクリーンが必要です。ただし、記者席などの重要な場所からスクリーンがはっきり見えない場合は、モニターを追加設置する必要があります。また、決勝トーナメントの試合では 2台のスクリーンが必要となります。スクリーンはブランド名やメーカー名などの広告表示を伴ってはいけません。

2) 良質な音響装置

国歌の演奏やその他の演出に適した音響装置です。大きな歓声があがっていても、アナウンスや音楽をはっきり届けられる装置であることが必要です。装置のシステムは信頼性が高く、バックアップ体制が整い、各種の音楽やアナウンスを明瞭に伝えられ、大型スクリーンと連動しなければなりません。また試合後のインタビューなども、音響装置を通じて競技場とスタンドの全体に届くものでなければなりません。

3) スコアボード

試合開催会場は最低2台のスコアボードを設置する必要があります。これらのスコアボードは中央計時システムに接続され、試合経過時間を表示します。また大型スクリーンにスコアを表示させることで、スコアボードの替わりにすることも可能です。

なお、プレーヤートラッキングシステムを使用してはいけません。導入している場合は電源を切っておくか、JR 2019とRWCLのみが利用できるようにする必要があります。

2-5 試合開催会場の提供（全般）

2-5-8　　ピッチ看板（スポンサーボード）

競技場には、幅6メートル×高さ1メートルの大きさのピッチ看板（スポンサーボード）を設置しなければなりません。ピッチ看板は競技区域（2-6-2参照）の外側の全周を囲います。電気式のピッチ看板を所有しているスタジアムに対して、JR 2019はピッチ看板の仕様に関する情報提供をお願いすることがあります。

2-5-9　　大会開始に向けた準備期日

開催都市は、JR 2019との間で特段の合意がない限り、開幕の12ヶ月前までにスタジアムを使用できる状態にしておかなければなりません。仮設施設の場合は、JR 2019と書面で設置日について合意しておく必要があります。

2-5-10　　計画図面の提出

候補都市は立候補の段階で、試合開催会場に関する図面をJR 2019に提出しなければなりません。

1) 試合開催会場および周辺区域

以下に挙げる現状図面の電子データでの提出が必要です。立候補の段階では概要的な資料を提出します。改築や増設の計画などに関する追加的な図面提供が必要になる場合もあります。

- 競技場の平面図
- スタジアムおよび周辺区域の平面図
- スタジアムの平面図と側面図
- スタジアムのフロアレイアウトとバーチカルレイアウト
- スタジアムの各諸室のレイアウト（設備や什器の配置を含む）

開催都市に選定された後は詳細な資料の提出が求められます。

2) 500メートルクリーンゾーン

スタジアムから500m以内の領域を表示する「500メートルクリーンゾーンマップ」の提出が必要になります。500メートルクリーンゾーンの定義は2-9-2を参照してください。

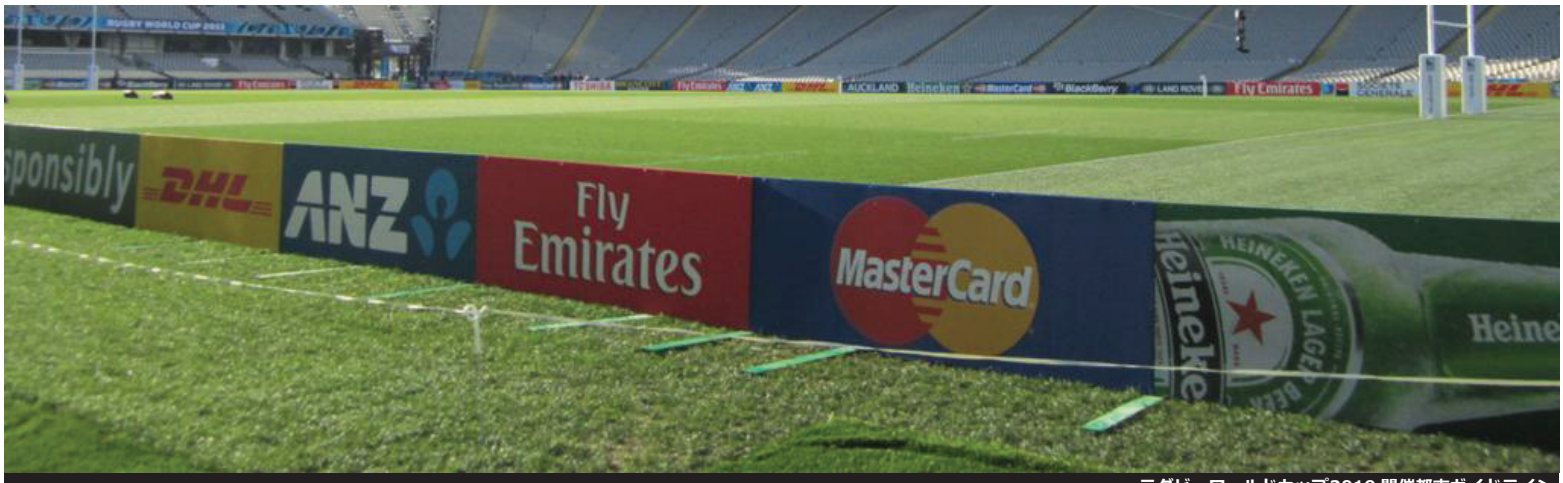

2-5 試合開催会場の提供（全般）

2-5-11　座席計画の提出

候補都市は立候補の段階で、RWC 2019の開催を想定した座席配置図をJR 2019に提出しなければなりません。開催都市に選定された後は、JR 2019により作成される座席計画に沿って、より詳細な図面やその他の資料を提出する必要があります。

＜開催都市に選定された後に提出する資料の例＞

- スタンド内の区画
- ホスピタリティやVIP用の区画
- メディアが使用する区画
- 観客向けに販売する座席と販売しない座席

2-5-12　安全衛生管理

1) 緊急事態への備え

開催都市は、大会開催時の法律、条例、行政計画に従って適切な防災対策を行える体制を備えなければなりません。その防災対策には、緊急時の避難も含まれます。

2) 観客への医療支援

開催都市は、関連する法令、条例、行政計画に沿った適切な水準の医療支援を、観客数に応じて提供しなければなりません。

3) トイレの設置

開催都市は、各試合時の需要に応じて適切な数量の公衆用トイレを用意しなければなりません。また、関連する法令、条例、行政計画に沿った十分な衛生設備を用意しなければなりません。

4) 保険への加入

開催都市は、RWC 2019でスタジアムを使用できなくなるリスクを考慮して、必要な水準の保険を手配しておかなければなりません。JR 2019とRWCLは保険加入状況を個別に確認します。保険でのカバーを検討すべき主な対象として下記の損害があります。

- 賠償責任による損害
- 財物の損害

2-5 試合開催会場の提供（全般）

2-5-13　セキュリティ対策

開催都市は、試合開催会場において、セキュリティや安全に関する対策を計画し、実施しなくてはなりません。その内容は以下の項目などを含んだ、総合的な計画である必要があります。

- さまざなま危険の想定
- 人の警備（選手、チーム関係者、VIP、大会役員、係員、観客など）
- 資産の保護（施設、設備、金銭など）
- 一般的な対策（会場全体のアクセスコントロール、セキュリティコントロール室の運営など）
- 特別な対策（緊急事態対応計画、特別な装備）

2-5-14　清掃と廃棄物収集

開催都市は、清潔できれいな状態で試合開催会場を提供しなくてはなりません。また、試合終了後には、試合開催会場全体を清掃し、廃棄物を適切に処理しなければなりません。

2-5-15　公共交通機関・輸送管理

開催都市は、観客が試合開催会場に円滑に来場および帰宅できるよう、十分な量の公共交通を準備しなければなりません。チケットを持つ観客が無料で利用できるシャトルバスの運行など、追加的な交通手段の提供も検討する必要があります。また、日本語だけでなく英語での公共交通案内が必要です。

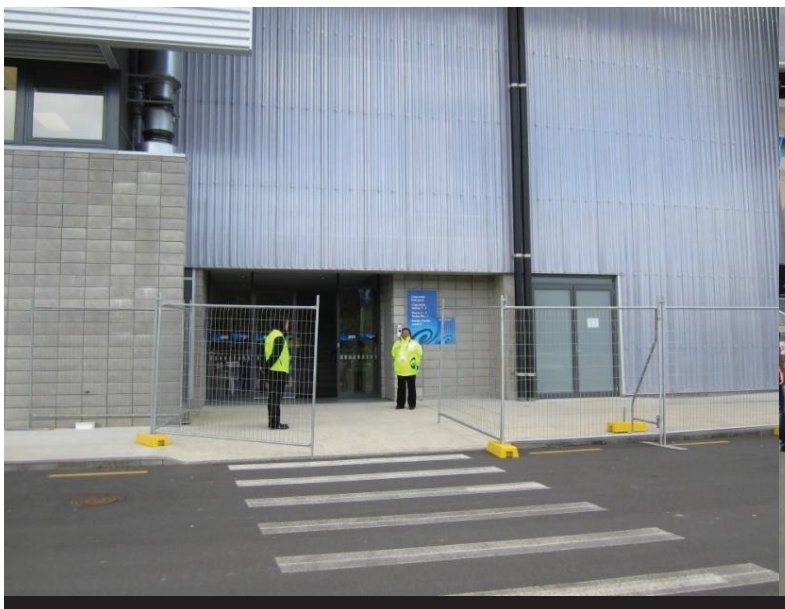

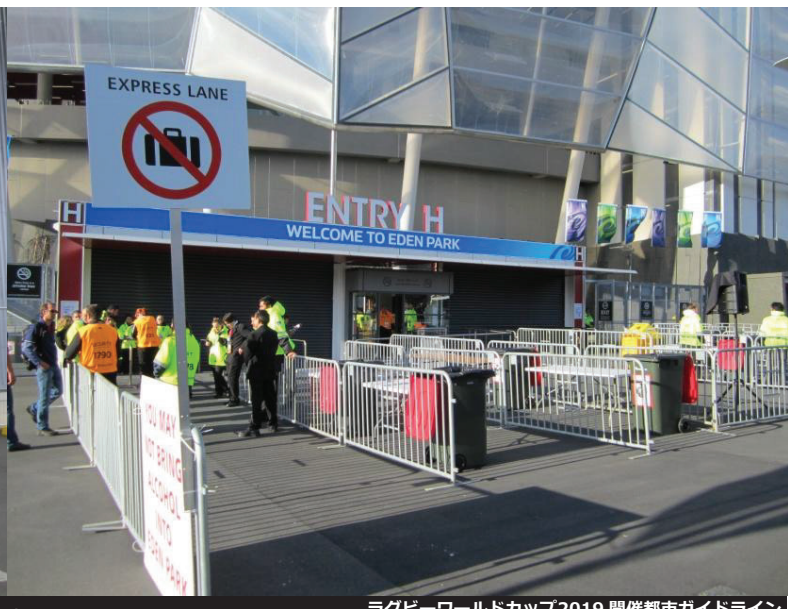

2-6 試合開催会場の提供（競技用施設）

2-6-1　　競技場

開催都市は、「ワールドラグビー競技規則」に準拠した競技場を提供しなければなりません。
競技規則は下記のウェブサイトから入手できます。

https://www.world.rugby/the-game/laws/home

2-6 試合開催会場の提供（競技用施設）

2-6-2　競技場の寸法

IRB競技規則第1条に定められた競技場の寸法は下図に赤字で記載されています。試合開催会場は、IRB競技規則第1条の規定を含めて、RWCLがRWC 2019向けに承認した最小寸法を満たさなければなりません。また、特別な状況においては、JR 2019との協議を経て、RWC 2019向けの最小寸法が適用されることもあります。

IRB競技規則第1条が定める寸法は以下のとおりです。

- ゴールラインとゴールラインの間は長さ100メートルを超えない。両インゴールとも長さ22メートルを超えない。『競技区域』は幅70メートルを超えない。
- 『競技区域』の幅および長さは、できるだけ上記寸法に近づける。区画はすべて長方形である。
- ゴールラインとデッドボールラインとの距離は、実際に可能であれば少なくとも10メートル以上とる。
- タッチラインまたはデッドボールラインと競技場の外縁との距離は、可能な限り5メートル未満にならないようにする。

競技場には、テレビカメラ、サイドライン近くのマッチオフィシャルのすべてが活動でき、テクニカルゾーン（チームのメディカルスタッフがサイドラインの近くに立つエリア）も含めなければなりません。さらに、ピッチ看板の外側にフォトグラファーが活動できるスペースを設けます。タッチラインまたはデッドボールラインから、ピッチ看板やその他の構築物までの距離を5mより短くするにはJR 2019と協議し、最終的にRWCLの承認を得なくてはなりません。

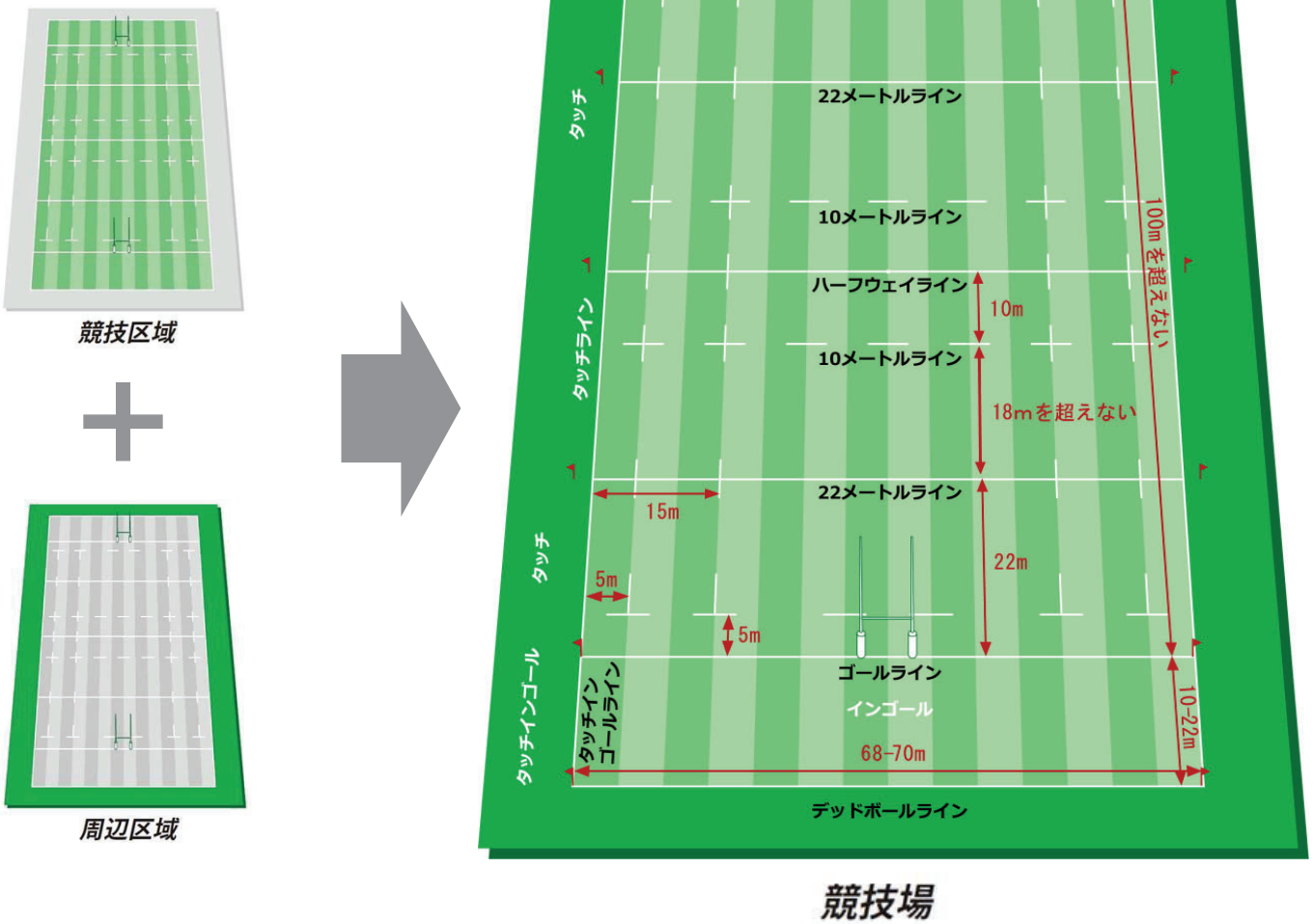

競技場

2-6 試合開催会場の提供（競技用施設）

2-6-3　競技場表面の維持管理

競技場の表面はIRBが定めた最新の基準を満たす必要があります。また、国際的に高い水準を維持するための定期的なメンテナンスが要求されます。JR 2019またはRWCLは、日本に適した芝生の基準を作り、芝生の状態を監視するために中立的な立場のコンサルタントを任命することもあります。芝刈りのパターン、表面のマーキング、芝の長さは、JR 2019がRWCLと協議したうえで指示します。人工芝の使用を希望する場合、開催都市は必ずJR 2019に申し出て、JR 2019との協議を経て最終的にIRBの承認を得なくてはなりません。

2-6-4　照明

試合開催会場は、試合開催時に十分な日照がない場合に備えて照明設備を備えなければなりません。照明設備はテレビ放送の観点も踏まえて計画する必要があります。現在ではハイビジョン（HD）によるテレビ中継が標準的ですが、今後新しい放送技術が導入される可能性を考慮すると、照明設備の整備は非常に重要です。競技場がテレビカメラに暗く映ると、クローズアップしたプレーの映像の迫力がなくなったり、放送局が視聴者に映像を届けられなくなります。

開催都市は、以下の事項に留意して照明設備を整備する必要があります。

- 照明を使用する試合での推奨照度は2,000ルクスですが、整備された照明の使用可否はJR 2019が個別に判断します。
- プレーヤーが快適にプレーし、十分な能力を発揮できるようにするため、すべての屋外グレア評価値（GR）は40以下でなくてはなりません。
- 輝度レベルは平均演色評価数（Ra）75以上の値が必要です。人工光源の平均演色評価数（Ra）は80以上の値が必要です。
- 照明設備の検査は競技区域周りの96地点で行う必要があります。そうすることで、ハイビジョン中継への適合具合いについての全体像を把握します。
- 次に挙げる重要な地点は、個別に取り上げて確認する必要があります。（カッコ内は確認目的）
    - チームベンチ
    - 選手入場口の内部（入場を待つチームを撮影できる環境をつくること）
    - 競技場周辺の観客席（観衆の雰囲気を映像に付加できる環境をつくること）

2-6-5　旗の掲揚

スタジアムには少なくとも3枚の旗（対戦する2チームとIRBの旗）を掲げる必要があり、開催都市は旗を掲揚するための設備を用意しなくてはなりません。旗の設置場所と掲揚方法の決定にはJR 2019の同意が必要です。

2-6-6　医療搬送

開催都市は、スタジアムにおいて、除細動器、挿管設備、酸素などの選手向けの医療設備を用意する必要があります。救急車と医療スタッフも必要です。観客用とは別にチーム専用の救急車を用意し、キックオフの30分前から試合終了の30分後までスタジアムに配備します。

2-7 試合開催会場の提供（放送・メディア用施設）

2-7-1　スペース・設備

開催都市は、放送局が視聴者に優れた映像と試合の模様を送り届けるために必要なスペースと設備を提供しなくてはなりません。そのために座席を撤去せざるを得なかったり、いくつかの座席を販売できなかったりすることがあります。また、不足している設備の新設が必要になります。

2-7-2　テレビカメラの設置場所

試合開催会場にはホストブロードキャスターのテレビカメラを配置しなくてはなりません。下図は標準的なテレビカメラ配置図の一例です。ホストブロードキャスターが設置するテレビカメラ台数は試合により変動します（目安は14台から30台です）。

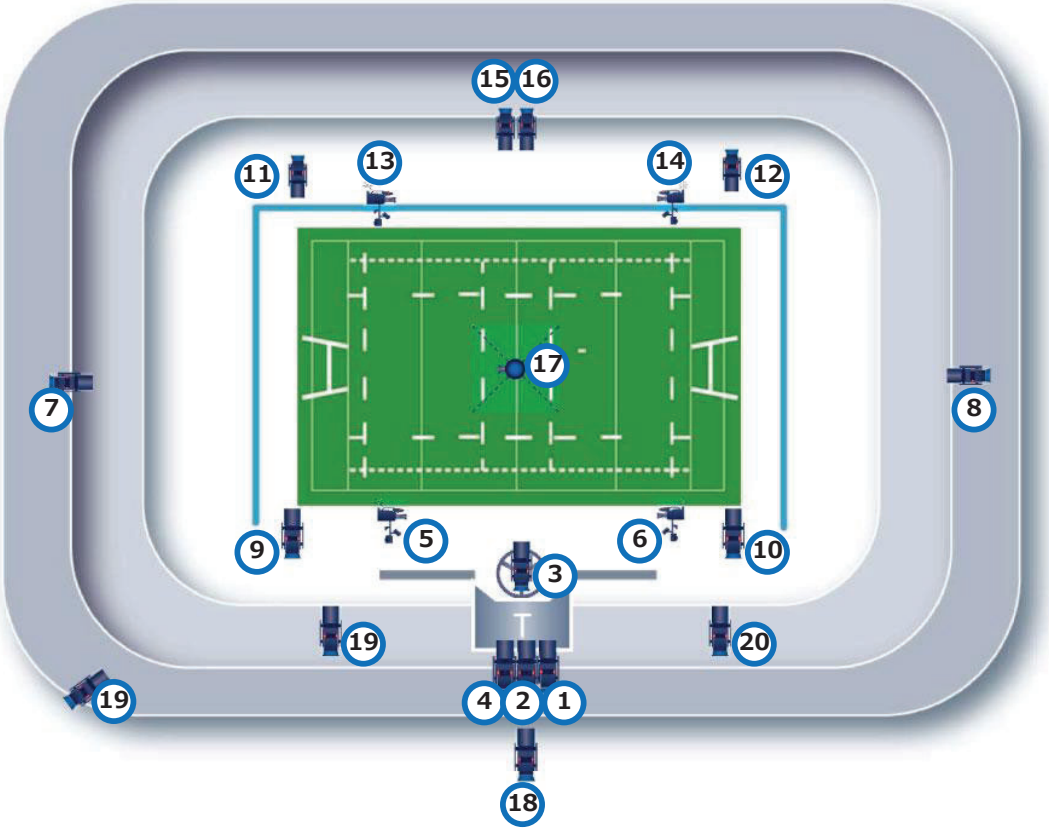

テレビカメラ	設置場所
1,2,4	メインカメライントレに3箇所
3	ピッチ側中央（イントレを高くする）
5,6	ステディカムサイドライン付近（左・右）
7	高所左奥
8	高所右奥
9,10,11,12	ピッチレベル各コーナー
13,14	ステディカム反対側サイドライン付近（左・右）

テレビカメラ	設置場所
15	反対側中央イントレ（ベンチカメラ）
16	反対側中央イントレ（試合用カメラ）
17	空中カメラシステム
18	高所戦術俯瞰カメラ
19	景観カメラ
ミニカメラ	コーチボックス
ミニカメラ	ロッカールーム

テレビカメラを設置する際には観客、メディア、VIPの視線を遮らないようにする必要があります。
また、場合によっては、座席をつぶしてカメラ用の架台を設置する必要があります。

2-7 試合開催会場の提供（放送・メディア用施設）

2-7-3　メディア関係者数の予測

開催都市は、スタジアムがメディア関係者を収容できる能力を見積もり、来場するペン記者やフォトグラファーの人数が多い場合は仮施設の用意を検討しなければなりません。主催者であるRWCLによると、最高1,500人のメディア関係者（800人のペン記者およびノンライツホルダーのテレビ・ラジオ局の関係者、500人のフォトグラファー、200人の放送権を持つテレビ・ラジオ局の関係者）が大会を取材し、さらに1,000人のテレビ技術スタッフがRWC 2019を取材する可能性があります。各試合開催会場に来るメディア関係者の人数は、RWC 2019の組合せ抽選が行われた後に、試合ごとに推定する必要があります。

＜来場するメディア関係者数の目安＞

試合カテゴリー	ペン記者	フォトグラファー
準決勝・決勝	500	150
準々決勝	250	100
プール戦（カテゴリーA）	250	100
プール戦（カテゴリーB）	160	80
プール戦（カテゴリーC）	125	60

2-7-4　データ通信

スタジアムにはさまざまなフォーマットのデータを伝送できる装備が必要です。ホストブロードキャスターはスタジアムから地上通信回線を経由してHDテレビ信号を伝送します。この伝送方式に最適な技術は現在のところ光ファイバーケーブルです。それを前提に、スタジアムは光ファイバーケーブルまたは同等のデータ伝送が可能な代替設備を備える必要があります。光ファイバーケーブル（またはその代替設備）はスタジアムから世界中の視聴者にテレビ中継するための第一の経路であり、放送衛星は予備のシステムです。

開催都市は、スタジアムにおいて、ホストブロードキャスターが求める水準の電力使用やデータ転送を確実に行えるよう対応しなくてはなりません。また、ペン記者やフォトグラファーからも要望が寄せられます。スタジアムには、現場で活動するすべてのメディア関係者をサポートできる設備能力が必要です。

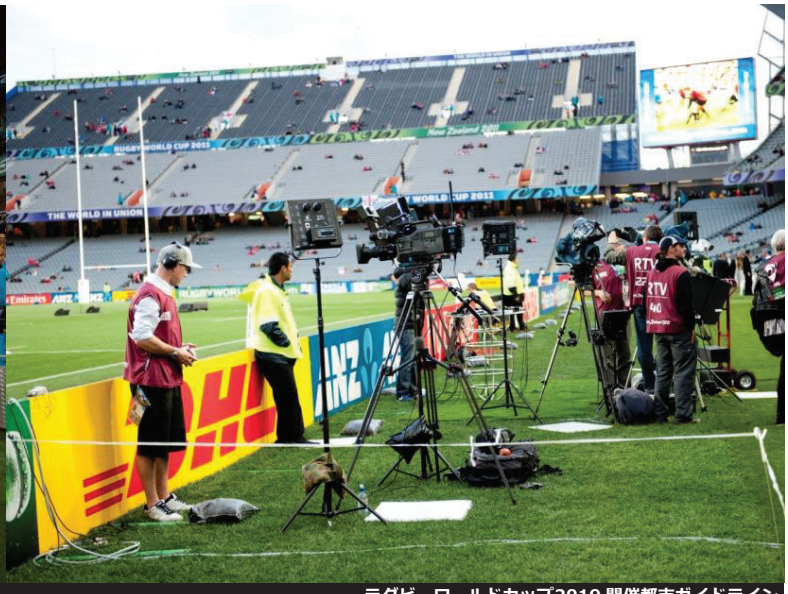

2-8 試合開催会場の提供（ホスピタリティ施設）

ラグビーワールドカップは、スポーツの世界で有数のおもてなし（ホスピタリティ）を提供してきました。RWC 2019は、日本の慣習や風土に合った様式や方法でたくさんのお客様をおもてなしし、国内外から来場されるたくさんのお客様に、長く心に残る上質の体験を提供します。開催都市は、試合開催会場にホスピタリティ用の施設を設置するためのスペースを提供しなくてはなりません。

2-8-1　施設の利用者

1) RWCLの招待客

RWCLがRWC 2019に招待するゲストです。RWCLの重要客（VIP）や特別な賓客（VVIP）の他、スポンサー関係者が含まれます。ゲストのおもてなしには、原則としてスタジアム内の個室が使用されます。

2) RWCLの公式ホスピタリティプログラムの利用客

RWC 2019では、公式のホスピタリティプログラムが企画されます。ホスピタリティ施設で提供する特別なサービスはそのプログラムの中で計画され、お客様に対しては、入場券や食事の提供を含むパッケージ商品として販売されます。交通機関による移動を含む商品が販売されることもあります。

公式ホスピタリティプログラムは、2007年フランス大会、2011年ニュージーランド大会、2015年イングランド大会に続いて、RWCLの指定業者によって提供されます。その指定業者は、各試合開催会場において、他の事業者が所有する商業権の制約を受けず、独自の裁量で事業者を選定して食事の提供などのサービスを行う権利を有しています。また、試合開催会場の所有者または運営者は、RWCLの指定業者が試合開催会場を商用で利用することに対する対価を受け取ることはできません。

公式ホスピタリティプログラムでは、以下の3種類の施設が使用されます。試合開催会場には、これらの施設の準備が求められますが、施設の詳細は選定された開催都市とJR 2019との協議を通じて決定します。なお、施設の取得（賃借、建設、撤去など）に要する金銭的な費用はRWCLの指定業者が負担します。

ホスピタリティ施設の種類	施設の概要
個室	室毎の販売。プレミアムな空間。特定企業用に装飾して使用できる。通常は10～30名収容。
宴会場（フォーマル）	テーブル毎の販売。フォーマルな空間。テーブルに給仕。100～1000人収容。
宴会場（カジュアル）	座席毎の販売。ややカジュアルな空間。ビュッフェ形式。100～1000人収容。

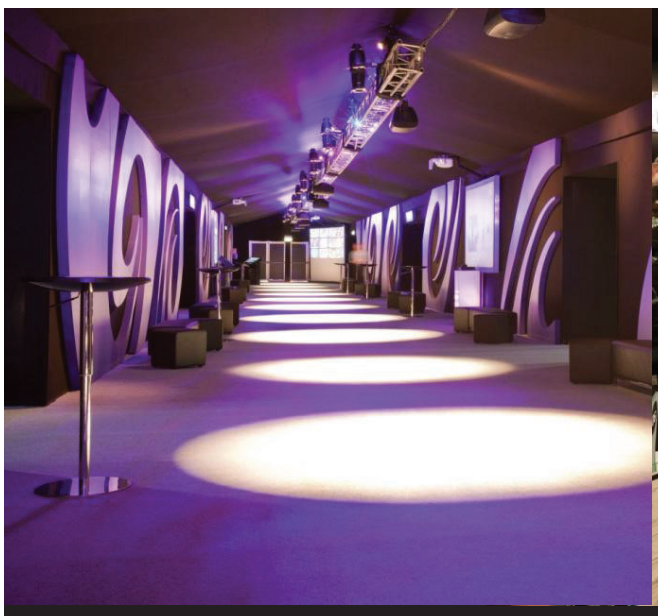

2-8 試合開催会場の提供（ホスピタリティ施設）

2-8-2　施設の規模

施設の規模は試合の種類によって異なります。収容人数の目安は以下のとおりです。人数にはRWCLの招待客と公式ホスピタリティプログラムの利用者の両方を含みます。

試合カテゴリー	施設の設置場所	施設の種類	収容人数	
			施設種類毎	合計
決勝 準決勝	スタジアム内	個室 宴会場	1,500人 5,500人	19,000人
	スタジアム外 （RWCLの一時設置施設）	宴会場	12,000人	
	スタジアム外 （その他の施設）	宴会場		
3位決定戦 準々決勝 プール戦（カテゴリーA）	スタジアム内 またはスタジアム外	個室 宴会場	4,000人	4,000人
プール戦（カテゴリーB）	スタジアム内 またはスタジアム外	個室 宴会場	2,000人	2,000人
プール戦（カテゴリーC）	スタジアム内 またはスタジアム外	個室 宴会場	1,000人	1,000人

すべての試合開催会場に関する補足

- スタジアム外の施設は、スタジアムまで徒歩でアクセスできる立地を推奨します。
- スタジアムから離れた立地の施設が提案された場合、利用客にとっての利便性やホスピタリティプログラム運営上のメリットに照らして、RWCLが提案の採否を検討します。
- 収容人数はRWCLが「RUGBY WORLD CUP City and Venue Guide」で示すラグビーワールドカップの標準的な数値です。RWC 2019で用意する施設の規模は変動する可能性があります。

決勝・準決勝の試合開催会場に関する補足

- RWCLが一時的に設置する施設は、RWCLの指定業者が大会前に建設して大会終了後に撤去します。開催都市は試合開催会場の近隣で敷地を提供する必要があります。
- RWCLの招待客は原則的にスタジアム内の施設を使用します。

2-9 試合開催会場の提供（コマーシャル環境の整備）

ラグビーワールドカップでは、RWCLがすべてのコマーシャルライツを保有しています。試合開催会場とその周辺には、定められたルールに沿ったコマーシャル環境整備が求められます。

2-9-1　　クリーンスタジアムの原則

開催都市は、以下に例示するものを含めて、あらゆる契約上の義務に縛られない状態で試合開催会場と練習会場を提供しなければなりません。 この規則は「クリーンスタジアムの原則」と呼ばれ、これについて開催都市がJR 2019に対して例外の適用について交渉する余地は原則的に存在しません。

＜対象になる既存契約の例＞

- スポンサー権や広告に関する契約
- ブランド設定やネーミングライツに関する契約
- リースに関する契約
- 指定席の提供に関する契約
- 施設の使用や供給に関する契約
- 商品の販売に関する契約
- ホスピタリティや限定された顧客向けの食事提供に関する契約
- 飲食物の提供や一般向けの食事提供に関する契約

2-9 試合開催会場の提供（コマーシャル環境の整備）

2-9-2　500mクリーンゾーン

スタジアムの入口から半径500メートルは、試合開催日の2日前から試合開催日の翌日まで、ラグビーワールドカップの目的で制約なく活動できる区域として提供されなくてはなりません。その区域では、ラグビーワールドカップのオフィシャルパートナーのみが商業活動を行えます。この権利は、その他の会社との商業上のあらゆる契約（例：「クリーンスタジアムの原則」で挙げた種類の契約）に優先します。 500mクリーンゾーンの設定方法は下図のとおりです。

開催都市はJR 2019と協力して、看板、ポスターフレーム、大型スクリーンを始めとしてクリーンゾーン内で使用されているすべての広告掲示場所をクリーンスタジアムの原則に沿って管理します。また、クリーンゾーン内に所在するすべての企業に対してこの決まりをできる限り周知しなくてはなりません。

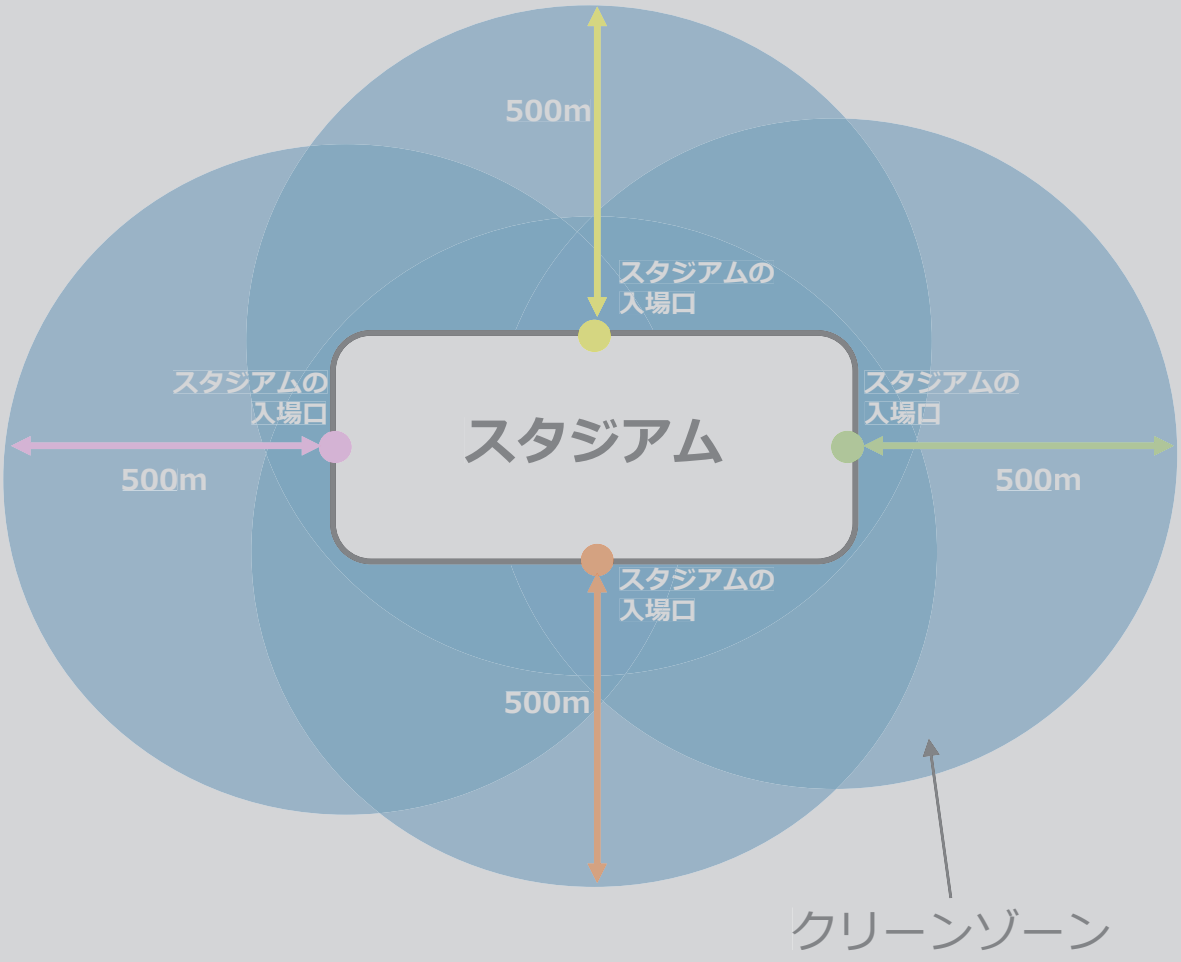

2-9-3　RWCLによる無制約での施設利用

開催都市は、試合開催会場のすべての広告施設、売店、自動販売機、移動販売、ホスピタリティやVIP用の施設を、そのスタジアムにおける最初の試合日の10日前から最後の試合日の2日後までの期間にわたり、RWC 2019のために自由に無料で利用できるようにしなければなりません。同期間中に試合開催会場に納入、販売されるすべての商品はRWCLに管理されます。

例外的な状況のもとで、JR 2019が申請してRWCLが承認した場合は、上述の期間が短縮されることもあります。その場合、開催都市はJR 2019と協議のうえ、期間の変更が試合開催会場の運営に悪影響を及ぼさないことを確認しなくてはなりません。そして、開催都市は大会で使用する設備の搬出入に伴うすべての費用と責任を負います。

なお、この期間の開始日は、試合開催日の5日前もしくはスタジアムが練習会場として使用される日より遅くなってはいけません。終了日は、試合開催日もしくは練習会場としての使用日の2日後よりも早くなってはいけません。

2-9 試合開催会場の提供（コマーシャル環境の整備）

2-9-4　大会グッズ販売エリアの設置

大会グッズの販売エリアには、ファンが大会の公式グッズを直接購入できる店舗が設置されます。設置期間は試合の前日から翌日までです。

設置される店舗数の目安は以下のとおりです。

- スタジアム内：　6～8か所
- スタジアム外：　1～2か所

開催都市は、RWC 2019のスポンサーやサプライヤーが店舗の設置と販売業務を行える状態で販売エリアを引き渡さなければなりません。また、店舗の設置に必要な電力や通信などのインフラを提供する必要があります。その他、防犯面のサポートが求められたり、店舗の設置に許認可の取得が必要な場合に許認可の申請者から助言の提供などの支援の依頼を受けることがあります。

2-9-5　スポンサーヴィレッジ設置エリアとインフラの提供

決勝トーナメントの試合を開催する場合、開催都市は公式スポンサーがプロモーション活動に使用するスペースを用意しなくてはなりません。その広さの目安は、RWC 2019で使用する最大規模の試合開催会場で2,000m²です。それ以外の試合開催会場では2,000m²よりも狭くなります。

開催都市は、プロモーション活動に伴って必要な電力や通信などのインフラを提供しなくてはなりません。その他、スポンサーの活動に許認可の取得が必要な場合、許認可の申請者から助言の提供などの支援の依頼を受けることがあります。

このプロモーション活動は、スポンサー企業がRWC 2019との結びつきを深め、ファンを取り込む機会として位置づけられています。開催都市は、このスペースを1か所に固めて用意しても、数か所に分けて用意しても構いません。

なお、それぞれの試合開催会場におけるプロモーション活動の詳細は、大会の1年前ごろまでに判明する予定です。

2-10 練習会場の提供

開催都市は、試合日以外にチームが使用する練習会場を提供する必要があります。練習会場には、競技場やその他の屋内施設が含まれます。練習に伴う必要設備やメディア関連設備も設置されます。

なお、練習会場の最終決定は、開催都市の選定とは別に、JR 2019と開催都市が協議して行います。

2-11 環境と共生への配慮（サステナビリティ）

RWC 2019に世界中の目が向けられるのは主に7週間の大会期間中ですが、大会の開催が市民、産業、そして環境に与える長期的な影響は、事前からの取組みに左右されます。JR 2019は下記の4項目への配慮を重視して大会を運営します。開催都市は大会の開催と運営において、各項目に関係する法令や行政計画に従って適切に対応することが求められます。

1) 交通が環境に与える負荷の軽減

既存の交通機関の有効活用、試合開催時の交通機関の追加運行、試合観戦者による自家用車使用の抑制などを通じて、温室効果ガスの排出を最小化します。

2) 資源の消費や廃棄物の発生が環境に与える負荷の軽減

試合開催会場、ファンゾーン、都市内の装飾などに関係する施設や設備の設計、建設、運営、物品の調達、解体による環境への負荷を最小化します。廃棄物の減量やリサイクル、資源循環に積極的に取り組みます。

3) エネルギーの効率的な利用

電力、ガス、水資源などの使用において、省エネルギーや省資源を推進します。

4) 障がいがある人が観戦しやすい移動手段や施設の提供

障がいがある人もRWC 2019を楽しめるように、試合開催会場やファンゾーンの施設や設備の充実に努めます。

2-12　ボランティアプログラムの実施

国際スポーツイベントにおいて、観客と最初に接するボランティアはまさに大会の顔であり、ボランティアの働きがその大会の成功のカギを握るといっても過言ではありません。

開催都市の選定を終えた後、JR 2019はボランティアプログラムを作成します（時期は未定）。開催都市は専門チームをつくり、プログラムに沿ってボランティアの募集から運営まで一貫して担当します。一方で、JR 2019は開催都市におけるボランティアプログラムの実行を支援する役割を担います。

ボランティアプログラムの実行に必要な費用は開催都市が負担します。その費用は試合開催会場や開催都市の規模によって異なるため、目安値を提示することはできません。

開催都市に求められる役割

1) 大会前

- 人材の募集
- 採用する人材の選定
- 各ボランティアへの担当業務の割り振り
- ボランティアへの教育と研修の提供

人材の選定と担当業務の割り振りは、JR 2019の承認を必要とします。

2) 大会中

- 全体的な運営と管理
- ボランティアへの食事の提供
- ボランティアへの無料交通手段の提供

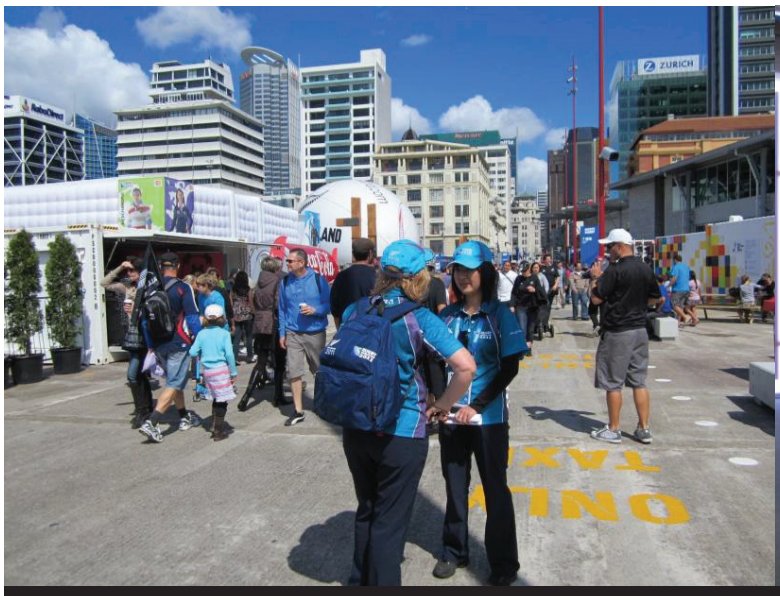

第3章　スタジアムの諸室

3-1 概要

開催都市は、RWC 2019に合わせてスタジアムを整備することが求められます。
本章ではスタジアムに設置する諸室のイメージをさらに具体的につかんでいただくための情報提供を行います。

3-2 通常の諸室整備

通常の諸室はRWC 2019においても使用されます。開催都市は、サービス提供に必要な設備や機材を設置したうえで諸室を提供します。ここでいう通常の諸室の例を以下に挙げます。

- 救護室（注）
- 授乳室
- チケットオフィス
- 警察指令室
- 消防指令室
- セキュリティコントロール室
- 場内アナウンス室

（注）救護室はスタジアム外にも仮設する必要があります。

3-3 RWC 2019用の諸室整備

RWC 2019では、それ以外の大会では使用されない諸室やグレードアップされた諸室が必要になります。

標準的に備える諸室

すべてのスタジアムで共通して必要な諸室について、次ページ以降に詳細な情報を提供します。数量、広さ、使用目的、条件、アクセス制限、必要備品、配置、サンプル写真を掲載します。広さは目安です。
末尾に駐車場に関する情報も掲載しています。

設置の可能性がある諸室

放送局が、室内スタジオと展望スタジオに使用する場所の提供を要望する場合があります。スタジアムで場所を確保できる場合、開催都市は場所を提供する必要があります。
スタジオの要件は以下のとおりです。

- スタジオの大きさは少なくとも6mX5mX2.5mを確保する
- 室内スタジオは更衣室エリアの近くに設置する
- 展望スタジオの窓は眺望が遮られないような一枚ものである
- 防音設備、必要なケーブル類を敷設する溝、エアコンを備える

展望スタジオは既存のコーポレートボックス席で代用したり、仮設施設で対応したりできます。設置場所を決める際は、観客がスタジオの前に立って眺望を損ねたり、放送の妨げになる場所に立ち入ったりしないことが重要です。

設置する室内スタジオと展望スタジオの最大数は、下表のとおり試合カテゴリーに応じて異なります。

	スタジオ				
	開幕戦・決勝	決勝トーナメント	カテゴリーA	カテゴリーB	カテゴリーC
室内スタジオ	4	4	3	2	1
展望スタジオ	4	4	3	2	1

3-4 諸室説明

3-4-1　　諸室説明ページの見方

RWC 2019のスタジアムに必要な諸室を詳しく説明します。

【データ通信環境】【バックアップ電源】アイコン

装備が必要な諸室にはにアイコンを表示します。装備は開催都市が行います。

使用目的

該当諸室の用途を説明します。

条件

該当諸室を設置するにあたり求められる条件を説明します。

アクセス管理

当該諸室の主な使用者、管理の強さ（普通または強い）、諸室への出入りの管理方法を説明します。

主な備品

必要になると思われる主な備品です。○印は開催都市が用意する備品を示しています。

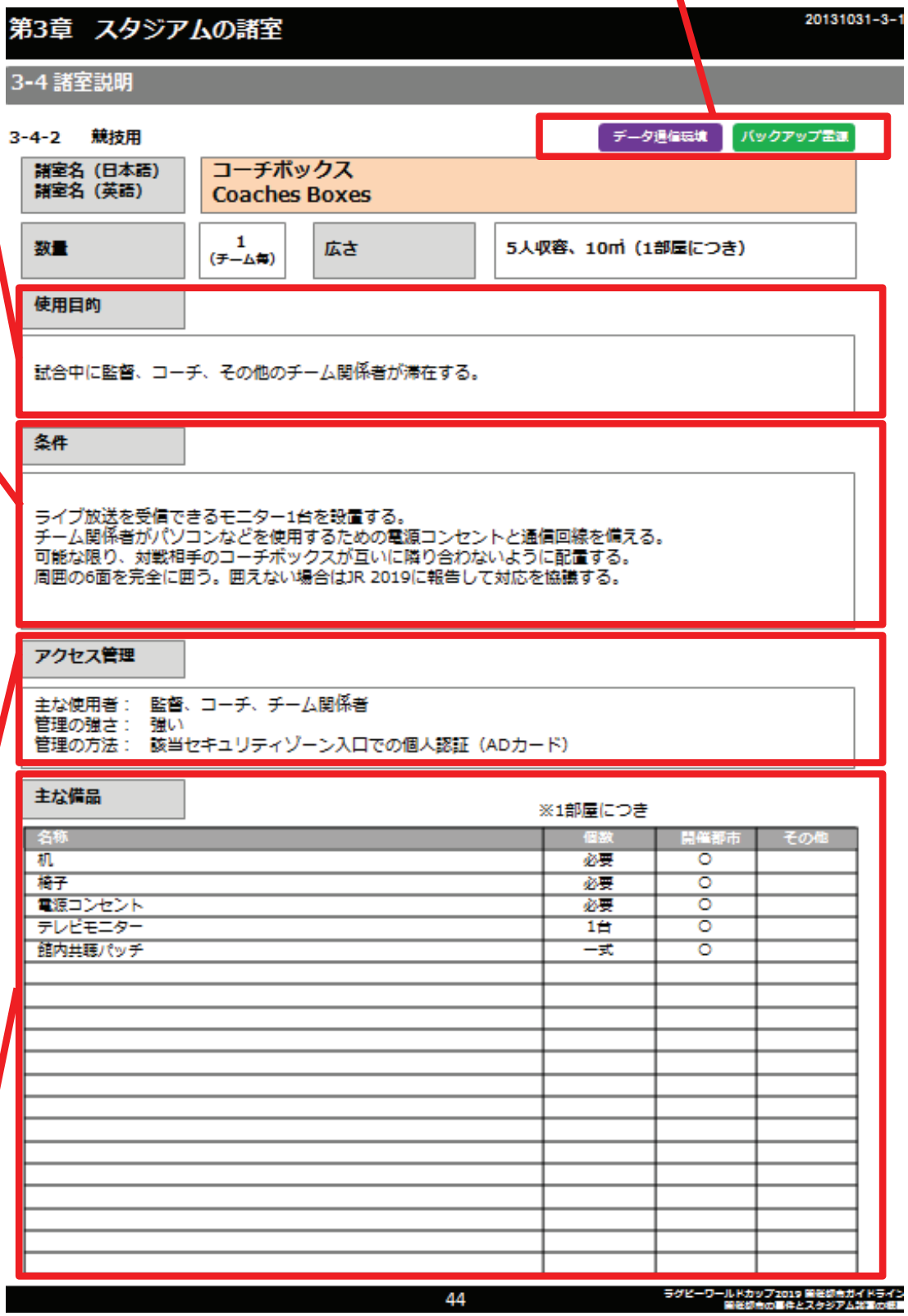

第3章　スタジアムの諸室
20131031-3-1

配置図（参考）

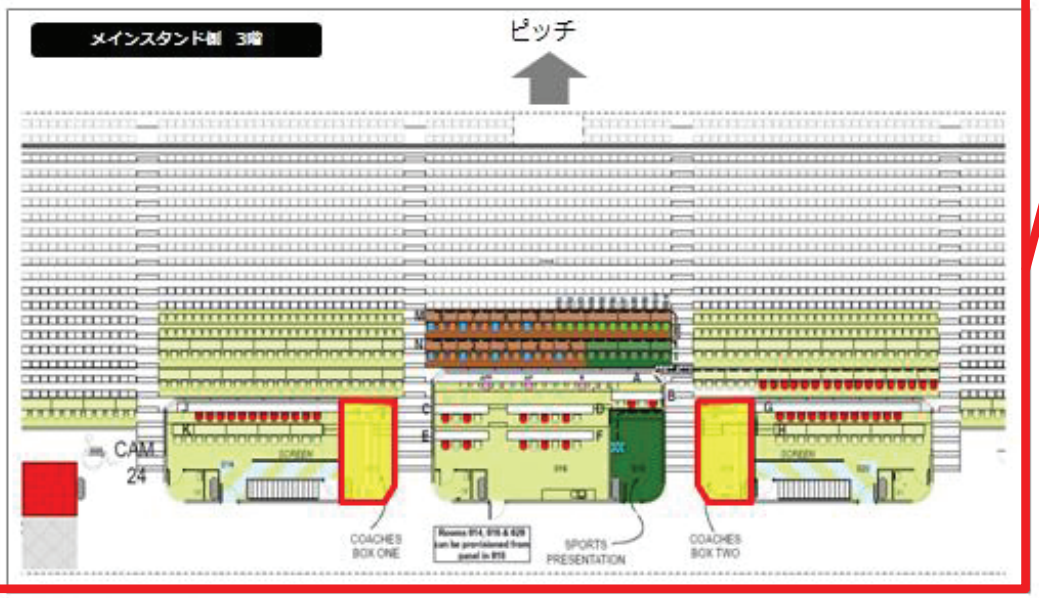

【配置についてのポイント】

・メインスタンドの22mラインとハーフウェイラインの間
・競技場を目視できる場所

諸室イメージ

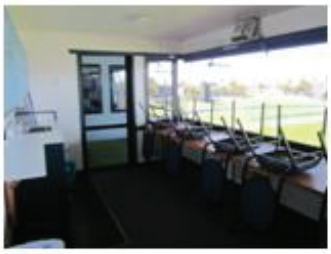

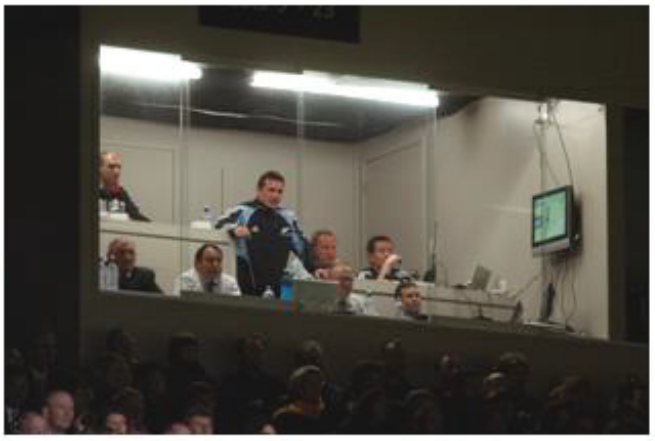

45
ラグビーワールドカップ2019 開催都市ガイドライン

配置図

参考例としてラグビーワールドカップ2011ニュージーランドで決勝戦を開催したスタジアムでの該当諸室の配置を紹介します。

配置についてのポイント

過去の大会で蓄積された経験を踏まえ、当該諸室を配置する際のポイントを説明します。

諸室イメージ

過去の大会で使用された当該諸室の写真、または参考図を掲載します。

3-4 諸室説明

3-4-2　競技用

諸室名（日本語） 諸室名（英語）	**チームベンチ** **Team Bench**
数量	①ピッチサイド：13席（1チームにつき） ②スタンド：15席（1チームにつき）

使用目的

試合中にチーム関係者や控えの選手が着席する。

条件

RWC 2019で必要な座席数が上記数量から変更された場合は、変更後の数の座席を用意する。
スタジアムごとに作成されるピッチレイアウトを考慮して座席を配置する。
ピッチサイドのベンチへの屋根の設置は現在のところ求められていない。

アクセス管理

主な使用者：　選手、チーム関係者
管理の強さ：　強い
管理の方法：　競技場入口での個人認証（ADカード）、警備員による競技場への侵入阻止

主な備品

※1チームにつき

名称	個数	開催都市	その他
ピッチサイドベンチ	13脚	○	

配置図（参考）

メインスタンド側　ピッチレベル

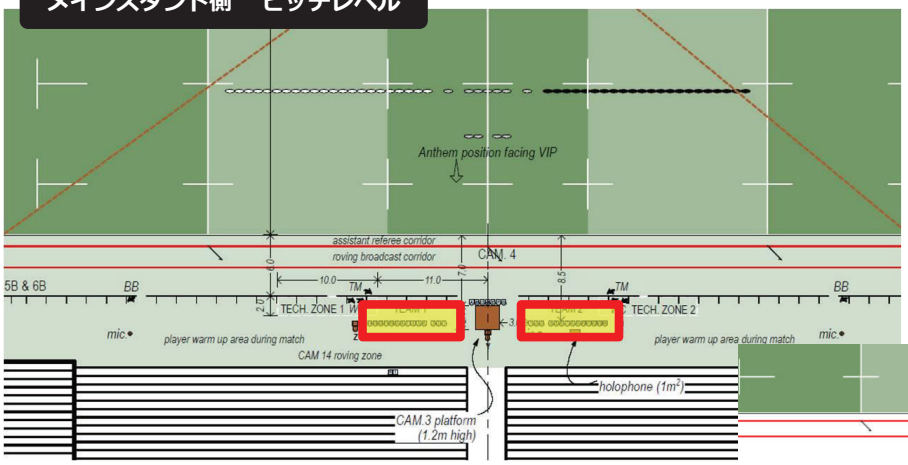

メインスタンド側　3階

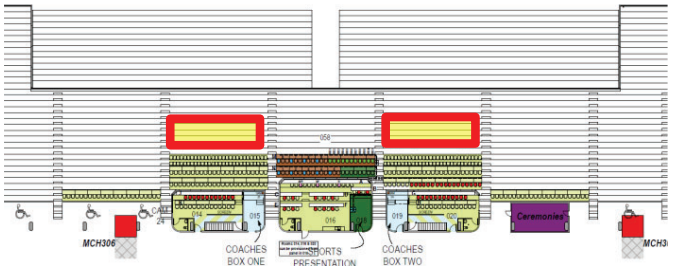

【配置についてのポイント】

①ピッチサイド
・メインスタンド側
・ハーフウェイラインを挟んで2か所

②スタンド
・メインスタンド側
・①の近く（可能ならばすぐ裏）

諸室イメージ

3-4 諸室説明

3-4-2　競技用

諸室名（日本語） 諸室名（英語）	控え審判ベンチ Match Officials Bench/ Pitchside Officials Position/Sinbin
数量	9人分（一時的退出プレーヤーを含む）

使用目的

試合中に審判の追加人員（控え審判、機器の使用により審判の判定を補助する係など）が着席する。
また、シンビンの判定を受けた一時的退出プレーヤーが着席する。

条件

机と椅子を用意する。
一時的退出プレーヤーには椅子のみでよい。

アクセス管理

主な使用者：　審判の追加人員、シンビンの判定を受けた一時的退出プレーヤー
管理の強さ：　強い
管理の方法：　競技場入口での個人認証（ADカード）、警備員による競技場への侵入阻止

主な備品

名称	個数	開催都市	その他
机	必要	○	
椅子	必要	○	

配置図（参考）

メインスタンド側　ピッチレベル

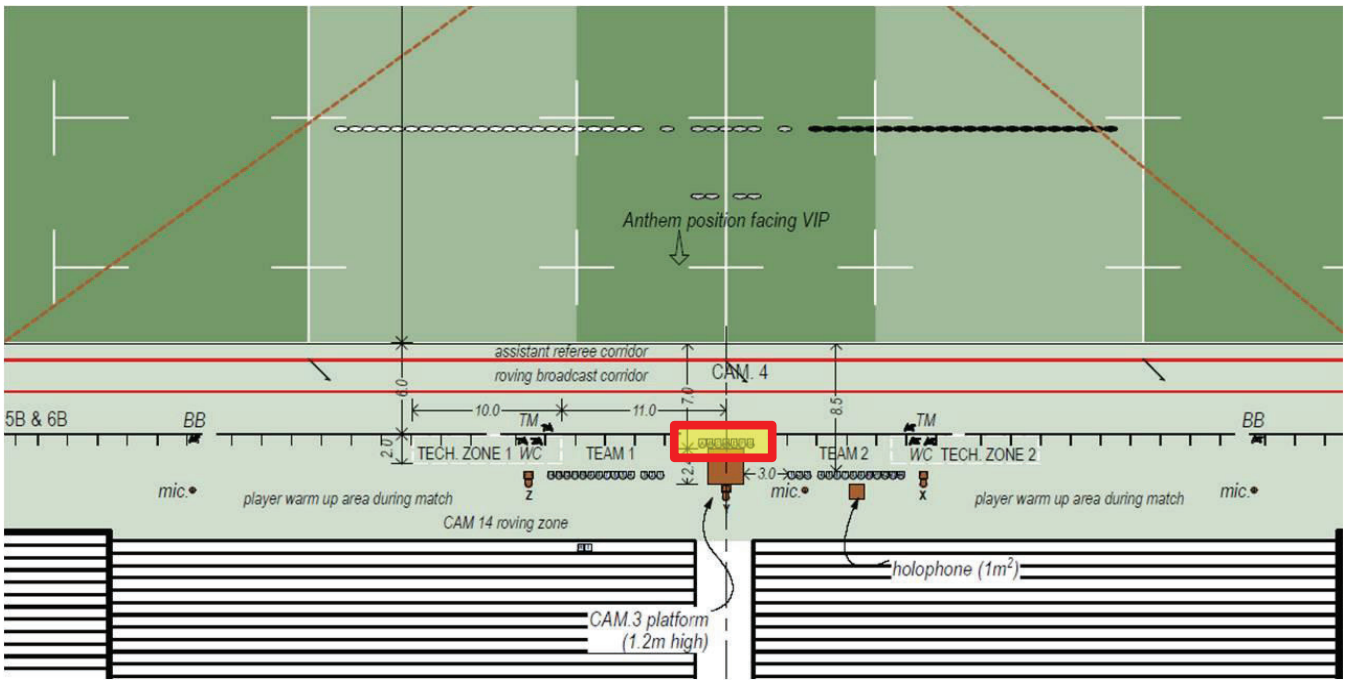

【配置についてのポイント】

・競技区域の外
・メインスタンド側のハーフウェイライン付近

諸室イメージ

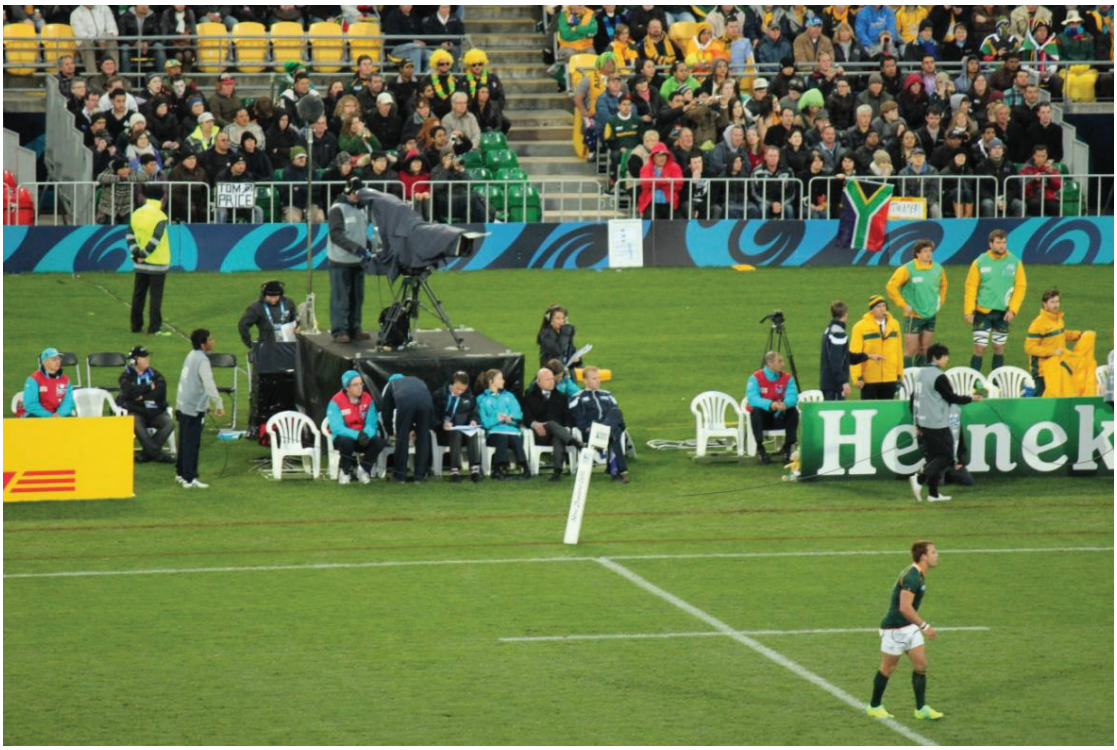

3-4 諸室説明

3-4-2　競技用

データ通信環境　バックアップ電源

諸室名（日本語） 諸室名（英語）	コーチボックス Coaches Boxes		
数量	1 （チーム毎）	広さ	5人収容、10㎡（1部屋につき）

使用目的

試合中に監督、コーチ、その他のチーム関係者が滞在する。

条件

ライブ放送を受信できるモニター1台を設置する。
チーム関係者がパソコンなどを使用するための電源コンセントと通信回線を備える。
可能な限り、対戦相手のコーチボックスが互いに隣り合わないように配置する。
周囲の6面を完全に囲う。囲えない場合はJR 2019に報告して対応を協議する。

アクセス管理

主な使用者：　監督、コーチ、チーム関係者
管理の強さ：　強い
管理の方法：　該当セキュリティゾーン入口での個人認証（ADカード）

主な備品

※1部屋につき

名称	個数	開催都市	その他
机	必要	○	
椅子	必要	○	
電源コンセント	必要	○	
テレビモニター	1台	○	
館内共聴パッチ	一式	○	

配置図（参考）

メインスタンド側　3階

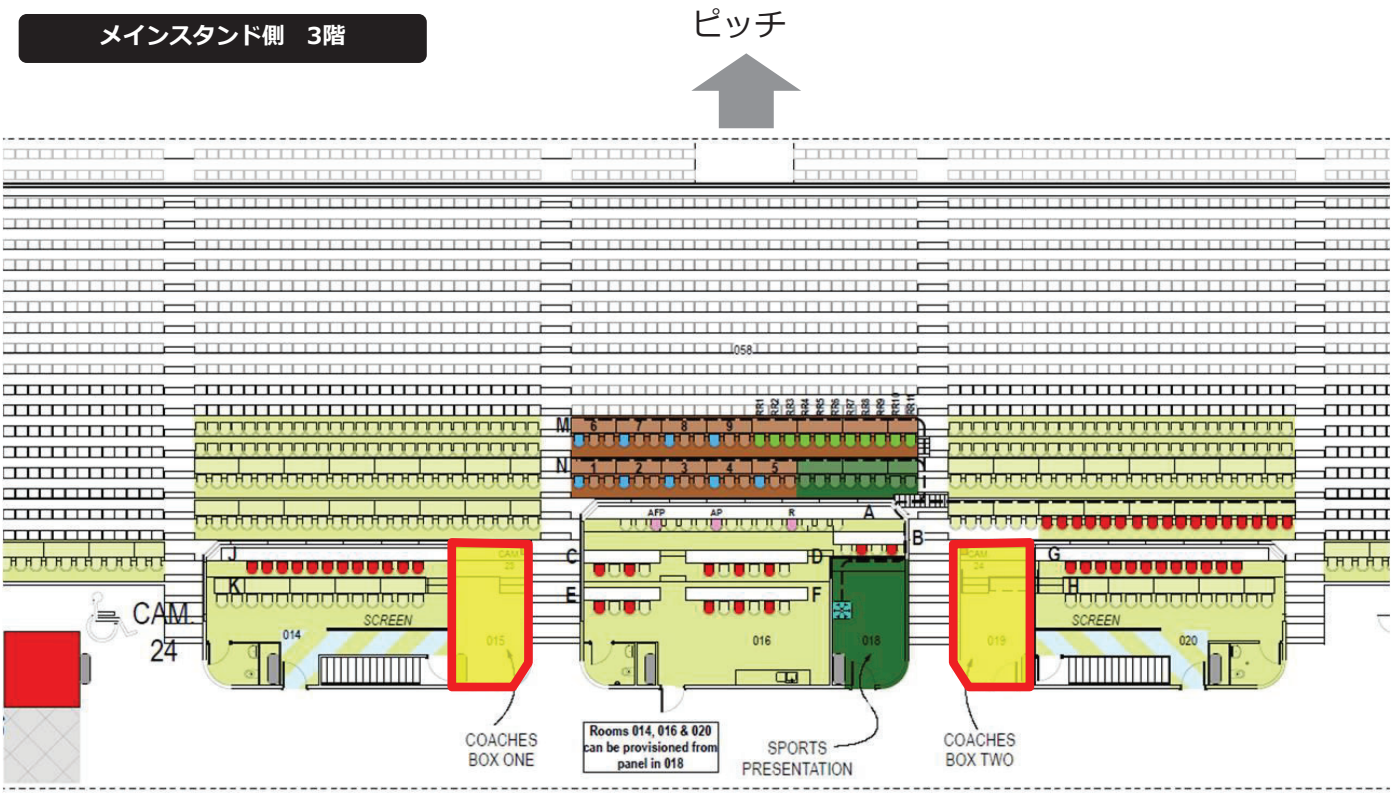

【配置についてのポイント】

・メインスタンドの22mラインとハーフウェイラインの間
・競技場を目視できる場所

諸室イメージ

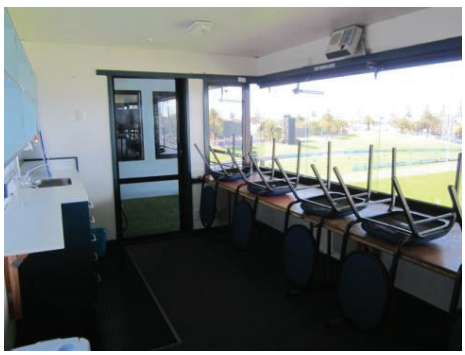

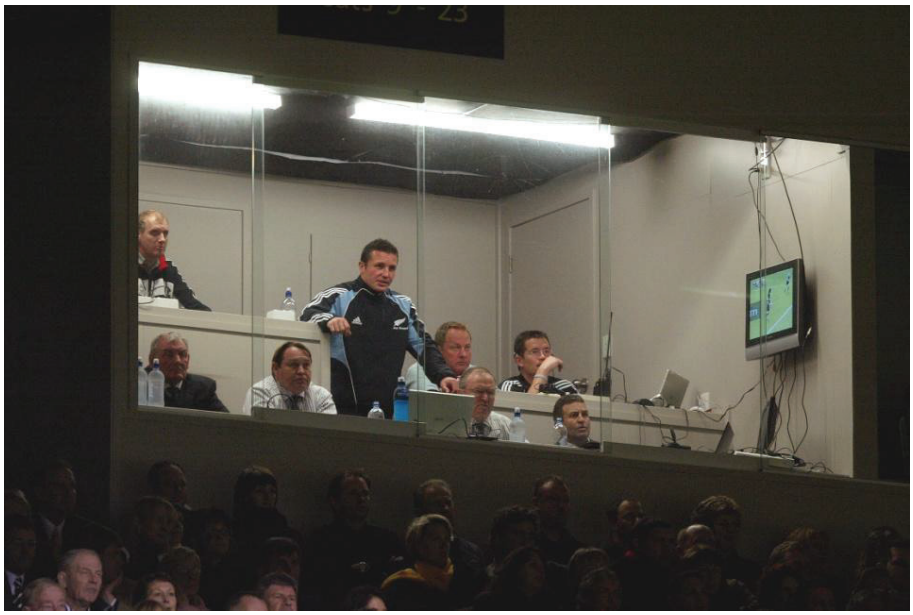

3-4 諸室説明

3-4-2　競技用

データ通信環境　バックアップ電源

諸室名（日本語） 諸室名（英語）	チーム更衣室 Team Changing Room		
数量	1 （チーム毎）	広さ	30人収容、120 ㎡（1部屋につき）

使用目的

選手やチーム関係者が更衣などを行う。

条件

各室に30人分の座席、ロッカーまたは衣類を掛けるスペースを用意する。
更衣室内または隣室に、温水・冷水が出るシャワーヘッドを8個以上、洋式トイレ（大便器）を2基以上、小便器を1基以上備える。
チーム関係者がパソコンなどを使用するために電源コンセントと通信回路を備える。
大型冷蔵庫を設置する。
ミーティング用のスペースを確保する。

アクセス管理

主な使用者：　選手、チーム関係者
管理の強さ：　強い
管理の方法：　該当セキュリティゾーン入口での個人認証（ADカード）、警備員による侵入阻止

主な備品

※1部屋につき

名称	個数	開催都市	その他
シャワー（温水・冷水対応）	最低8基	○	
洋式トイレ（大便器）	最低2基	○	
トイレ（小便器）	最低1基	○	
ホワイトボード	1台	○	
マッサージテーブル	2台	○	
大型冷蔵庫	1台	○	
電源コンセント	最低6口	○	
電波時計	1個	○	
椅子（選手用）	30脚	○	
机	必要	○	
選手用ロッカー	30人分	○	
テレビモニター	1台	○	
館内共聴パッチ	一式	○	
アイスバス	2基	○	
氷（前日のキャプテンズランおよび試合当日の使用分を含む）	150kg	○	
製氷機	必要	○	

配置図（参考）

メインスタンド側　1階

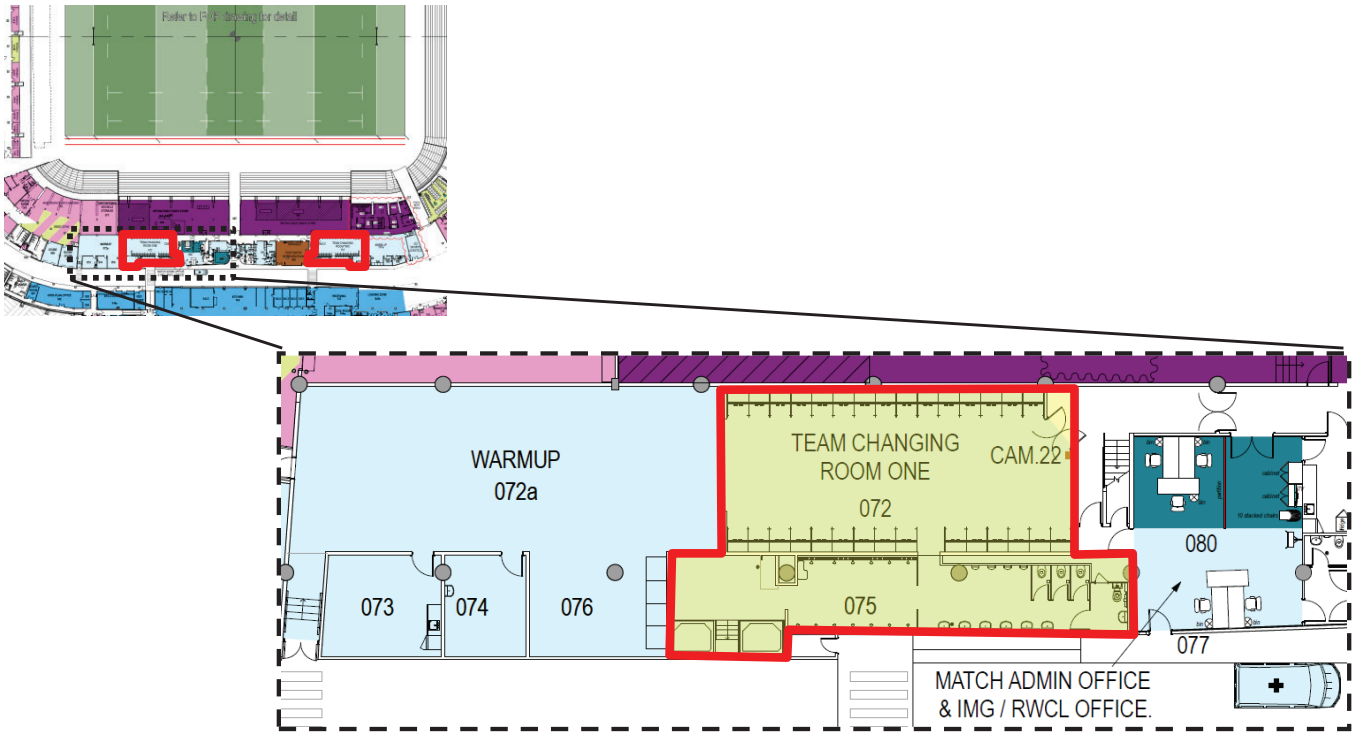

【配置についてのポイント】

・メインスタンド側
・チーム用駐車場から近く、観客や報道関係者に接することなく入室できる場所
・報道関係者に接することなく競技場に移動できる場所

諸室イメージ

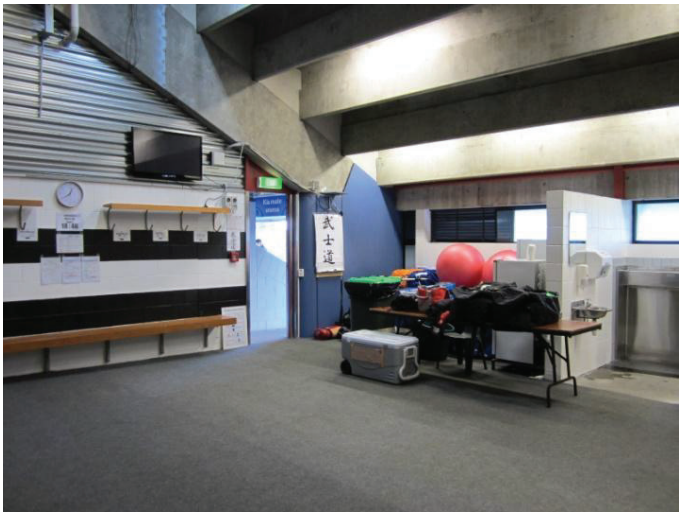

3-4 諸室説明

3-4-2　競技用

諸室名（日本語） 諸室名（英語）	用具室 Equipment Room		
数量	1 （チーム毎）	広さ	5人収容、25㎡（1部屋につき）

使用目的

チームの用具類を保管する。
チーム帯同の用具係が待機する。

条件

チーム毎に用具類を管理するため、部屋を施錠できるようにする。

アクセス管理

主な使用者：　チームの用具係
管理の強さ：　強い
管理の方法：　該当セキュリティゾーン入口での個人認証（ADカード）

主な備品

※1部屋につき

名称	個数	開催都市	その他
机	必要	○	
椅子	必要	○	
電源コンセント	4口程度	○	

配置図（参考）

メインスタンド側　1階

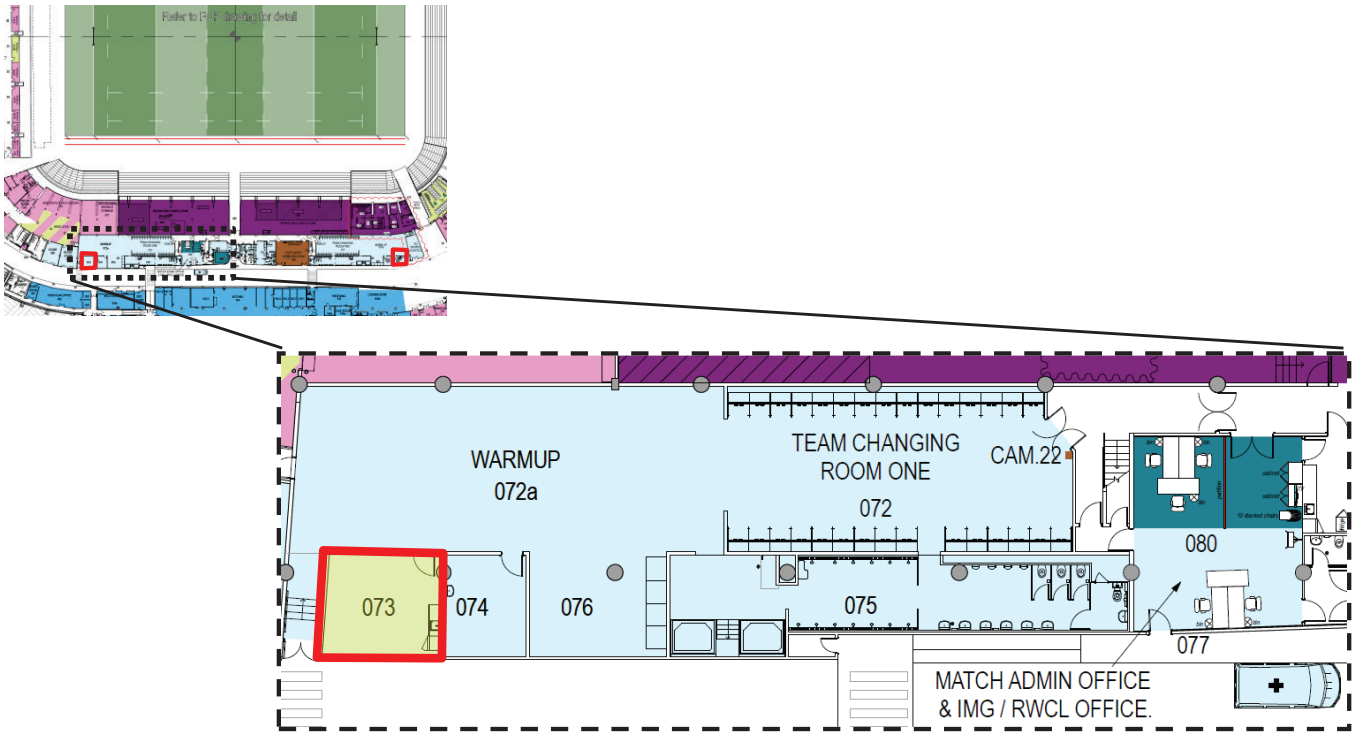

【配置についてのポイント】

・チーム更衣室の近く

諸室イメージ

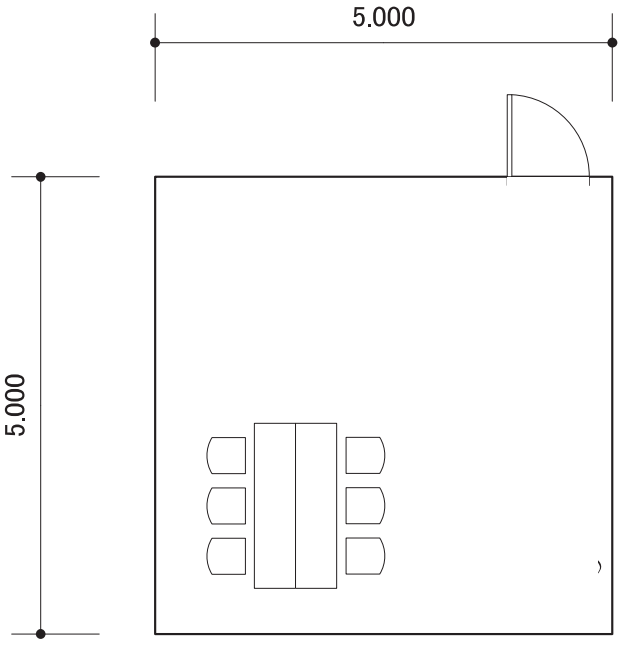

3-4 諸室説明

3-4-2　競技用

諸室名（日本語） 諸室名（英語）	ボールボーイ・ガール更衣室 Ballpeople Changing Room

数量	1	広さ	9人収容、15㎡

使用目的

ボールボーイやボールガールが更衣などを行う。

条件

人数分の鍵付きロッカーを備える。
洗面所を設置する。
可能なら、シャワー・トイレ・冷蔵庫を設置する。
男性と女性の着替え場所を別々に設ける。

アクセス管理

主な使用者：　ボールボーイ・ガール、JR 2019などの運営スタッフ
管理の強さ：　普通
管理の方法：　該当セキュリティゾーン入口での個人認証（ADカード）

主な備品

名称	個数	開催都市	その他
シャワー（温水・冷水対応）	可能なら	○	
トイレ	可能なら	○	
鍵付きロッカー	必要	○	
冷蔵庫	可能なら	○	
洗面台	必要	○	
椅子	6～8脚	○	
机	必要	○	

配置図（参考）

メインスタンド側　1階

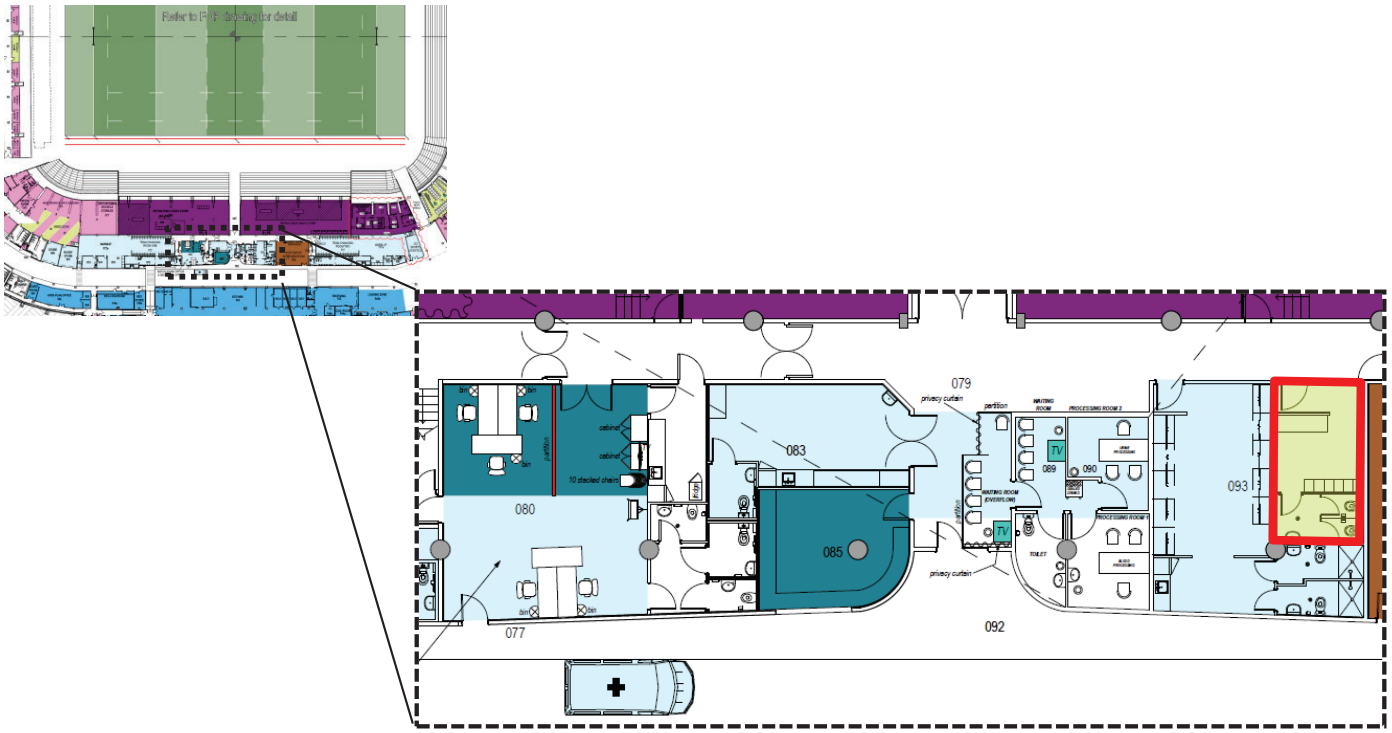

【配置についてのポイント】

・アクセスコントロール上の選手エリア内
・審判更衣室の近く

諸室イメージ

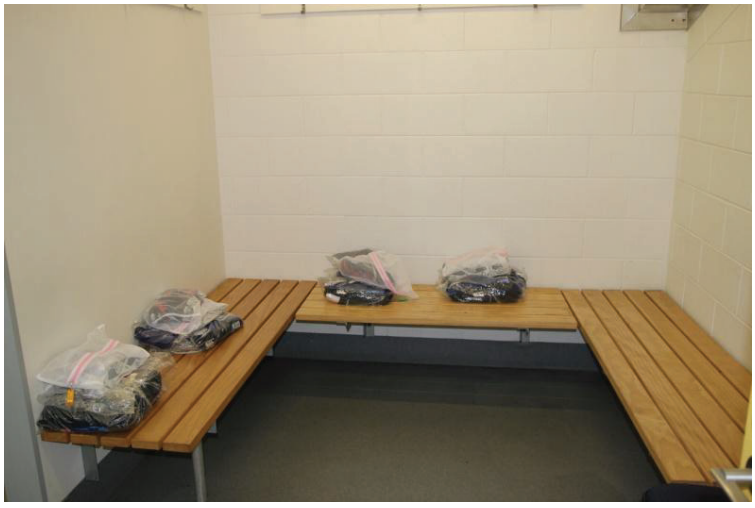

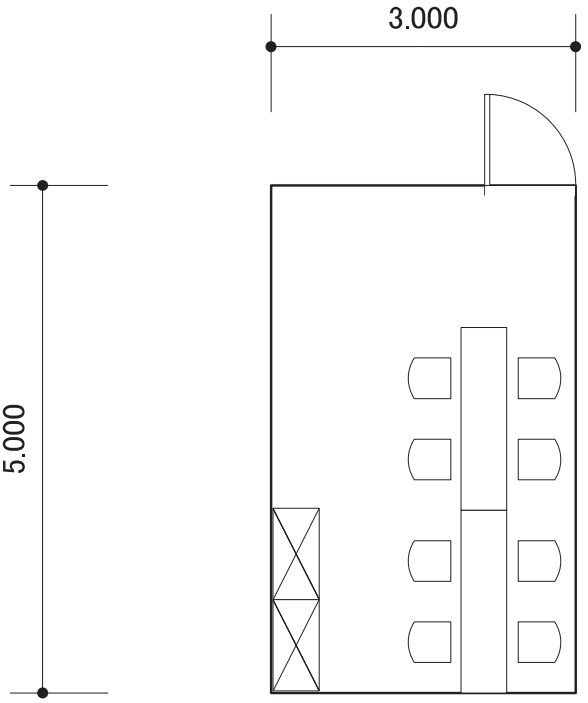

3-4 諸室説明

3-4-2　競技用

データ通信環境　バックアップ電源

諸室名（日本語） 諸室名（英語）	審判更衣室 Match Officials Changing Room

数量	1	広さ	6人収容、20㎡

使用目的

審判が更衣などを行う。

条件

人数分の鍵付きロッカーや、シャワー、トイレ、洗面所、冷蔵庫を備える。
アイスバス（氷含む）をシャワールームエリアに用意する。

アクセス管理

主な使用者：　当日の試合に関係する審判
管理の強さ：　強い
管理の方法：　該当セキュリティゾーン入口での個人認証（ADカード）

主な備品

名称	個数	開催都市	その他
シャワー（温水・冷水対応）	最低2基	○	
トイレ	最低1基	○	
鍵付きロッカー	6人分	○	
冷蔵庫	必要	○	
洗面台	必要	○	
電源コンセント	必要	○	
内外線電話	必要	○	
椅子	必要	○	
机	必要	○	
ホワイトボード	必要	○	
電波時計	1個	○	
テレビモニター	1台	○	
館内共聴パッチ	一式	○	
アイスバス	必要	○	
氷	必要	○	

第3章　スタジアムの諸室

配置図（参考）

メインスタンド側　1階

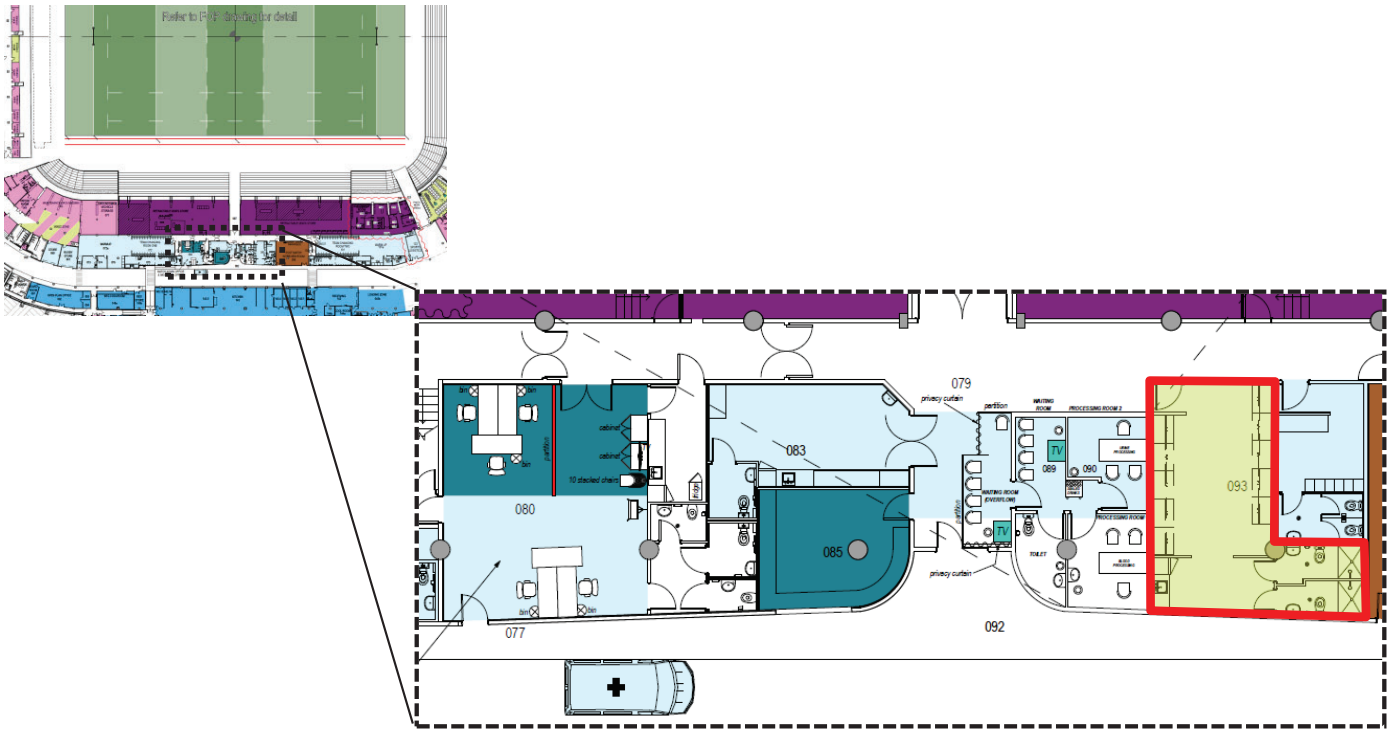

【配置についてのポイント】

・メインスタンド側
・審判用駐車場から近く、観客や報道関係者に接することなく入室できる場所
・報道関係者に接することなく競技場に移動できる場所

諸室イメージ

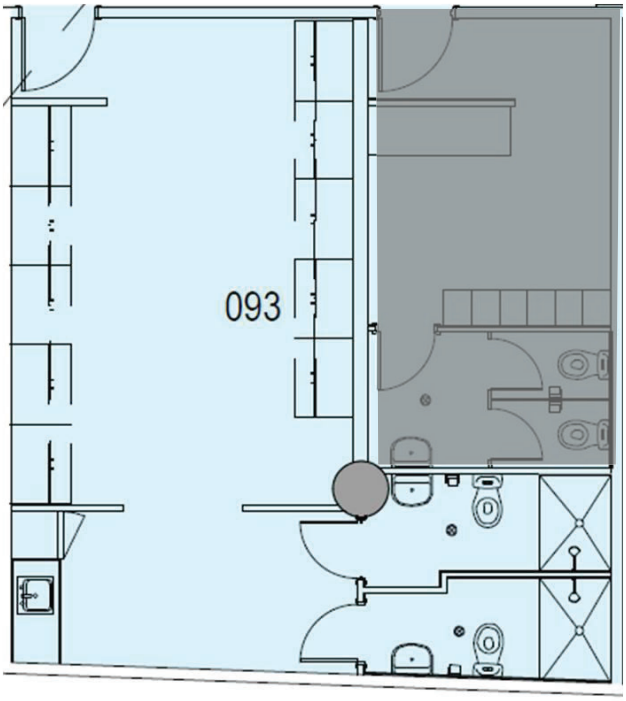

3-4 諸室説明

3-4-2　競技用

データ通信環境　バックアップ電源

諸室名（日本語） 諸室名（英語）	テレビ審判室 Television Match Official Room		
数量	1	広さ	3人収容、15㎡

使用目的

ビデオ判定の責任者（TMO）が業務を行う部屋。

条件

競技場全体がよく見渡せる、安全な部屋またはブースである。
部屋の中心から3m以内に無線アンテナを設置できる。
テレビや再生録画機器を使用できる。

アクセス管理

主な使用者：　ビデオ判定の責任者（TMO）
管理の強さ：　強い
管理の方法：　該当セキュリティゾーン入口での個人認証（ADカード）

主な備品

名称	個数	開催都市	その他
電源コンセント	最低６口	○	
テレビモニター	2台	○	
館内共聴パッチ	一式	○	
DVDプレイヤー（フレーム単位での静止・スローモーション再生機能付き）	2台	○	
リプレイ、レコーディング機器	1台	○	
椅子	必要	○	
机	必要	○	
棚（機材設置用）	必要	○	
内外線電話	必要	○	

配置図（参考）

バックスタンド側　5階

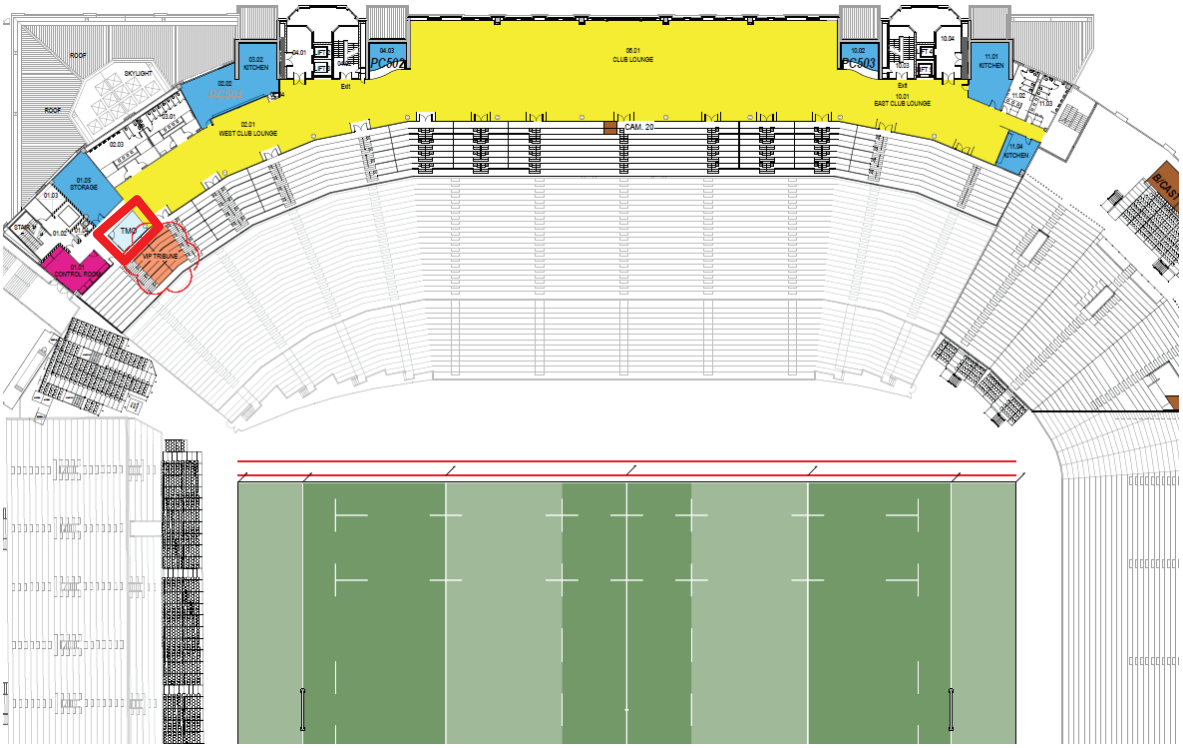

【配置についてのポイント】

・競技場全体がよく見渡せる場所

諸室イメージ

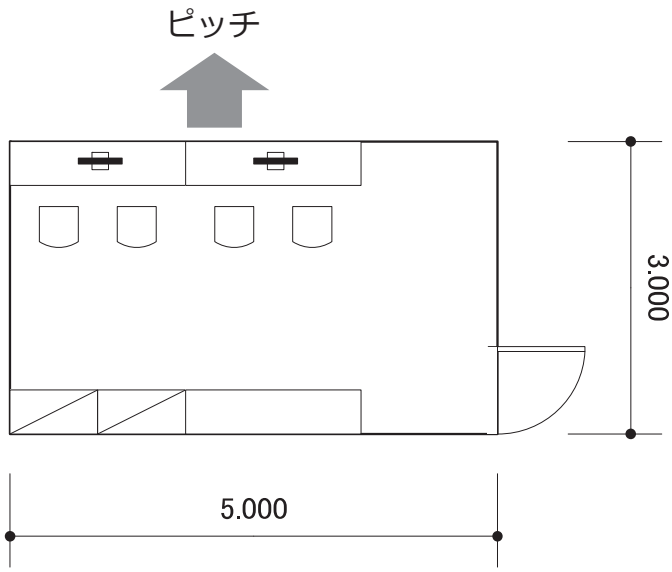

3-4 諸室説明

3-4-2　競技用

データ通信環境　バックアップ電源

諸室名（日本語） 諸室名（英語）	選手用医務室 Treatment Room		
数量	1	広さ	50㎡

使用目的

負傷した選手の手当てを行う。

条件

専用の部屋、または大きな部屋内を衝立で仕切り、選手を診察・治療する十分なスペース（最低4m×4m）を確保する。
室内には治療・待機スペース、理学療法スペース、器具の保管庫、医療チームの受付スペースを、治療スペースには診察台を2基、傷口縫合時に使う高めの1本脚テーブル1基、毛布、診察台間の仕切りを備える。
温水・冷水が使える洗面台、救急用の機器・医薬品を保管する鍵付きキャビネットを1基、電源コンセントを3個以上、電話器（固定電話）を1台を設置する。
医務を行う際に英語で対話できる。

アクセス管理

主な使用者：　負傷した選手、その選手のチーム関係者、医師、看護師
管理の強さ：　強い
管理の方法：　該当セキュリティゾーン入口での個人認証（ADカード）

主な備品

名称	個数	開催都市	その他
診察台	2基	○	
一本脚テーブル	1基	○	
毛布	必要	○	
間仕切りパテーション	必要	○	
洗面台	必要	○	
鍵付きキャビネット（救急用の機器・医薬品の保管用）	1基	○	
電源コンセント	最低3個	○	
内外線電話	1台	○	
机	必要	○	
椅子	必要	○	
時計	最低2台	○	
スポットライト（各診察台を照らすために、調整可能なもの）	最低2個	○	
※以下、救急用の機器・医薬品の一例			
緊急用キット（心臓除細動器含む）	1台		JR 2019手配
ストレッチャー	2基		JR 2019手配
バスケットストレッチャー	2基		JR 2019手配
ネックブレース（大・中・小）	大中小各2個		JR 2019手配
上肢・下肢傷害用のエアースプリント（空気注入式副木）	必要		JR 2019手配
ストラップ付負傷者搬送板	必要		JR 2019手配
骨折・脱臼対応用の標準的な副木・包帯用具	必要		JR 2019手配
標準的な救急医療機能を備えた緊急用ストレッチャー（車輪付き担架）	必要		JR 2019手配
消毒済の傷口縫合器具	必要		JR 2019手配
シャープスボックス（注射針回収容器）	必要		JR 2019手配
酸素ボンベ・マスク	必要		JR 2019手配

配置図（参考）

メインスタンド側　1階

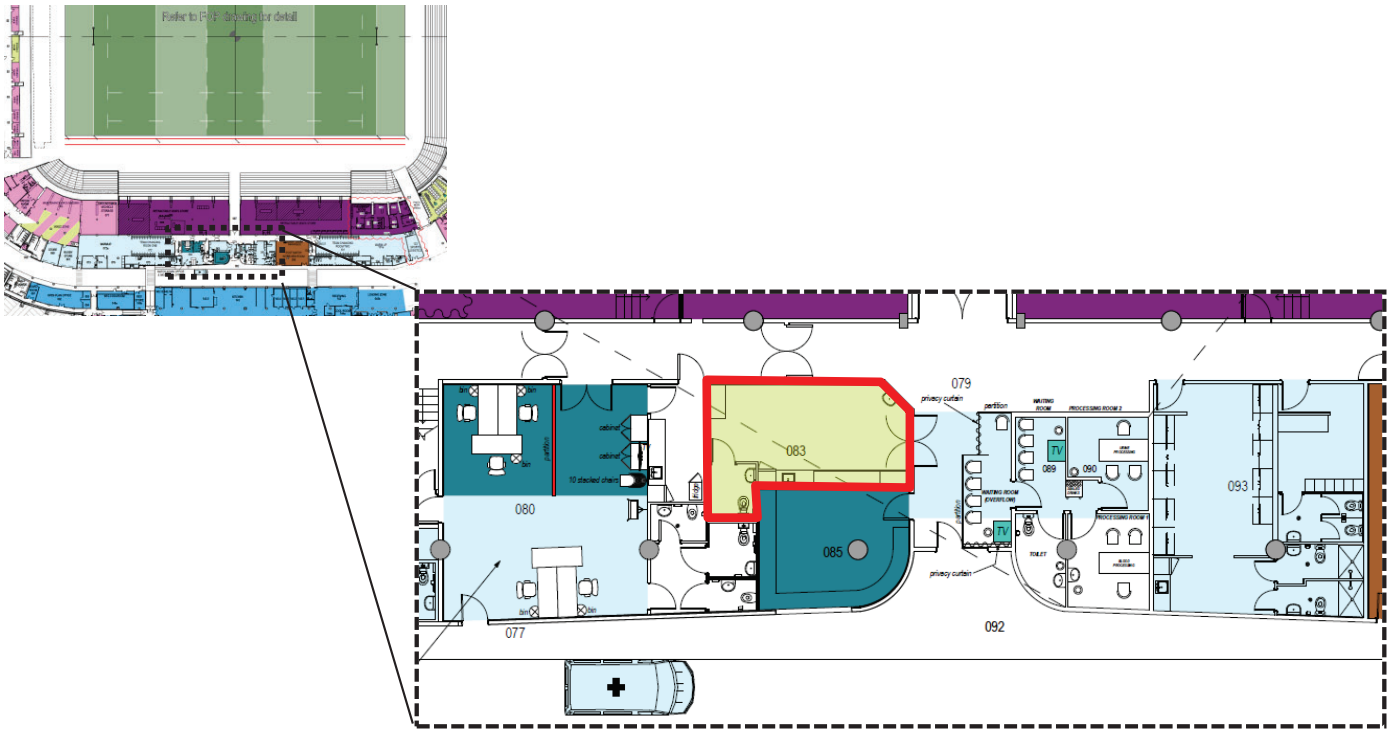

【配置についてのポイント】
・選手エリアに近く、救急車による搬送がすぐにできるように出口に近い場所
・医務室への動線は、ストレッチャーが出入りすることを考慮して十分なスペースを確保
・救急車が医務室の戸口までつけられるのが理想
・医務室を競技場から離れざるを得ない場合はチーム入場口の近くに傷口の縫合のみを行う部屋を用意

諸室イメージ

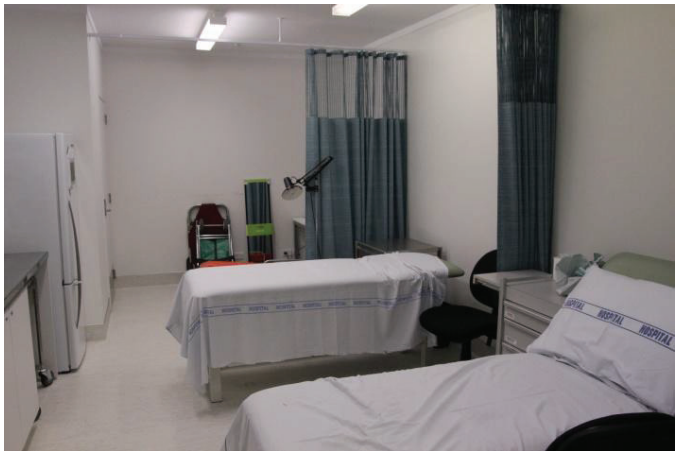

3-4 諸室説明

3-4-2　競技用

諸室名（日本語） 諸室名（英語）	ドーピングコントロール室 Doping Control Room/ Waiting Room		
数量	1	広さ	30㎡

使用目的

ドーピング検査を行う。
ドーピング検査を受ける選手が待機する。

条件

待機所と検査エリアを区分する。
選手用医務室と共用せず、完全に部屋を分ける。
待機所には、検査用の尿の提出を待つ選手用のテレビ、ドーピングコントロールに必要な飲料を用意する。
検査エリアには、検体を採るためのトイレを設置する。
プライバシーを保つ間仕切りを含めて、ドーピングコントロール検査官用に十分な作業スペースを確保する。
当該施設の運用について、JADA（日本アンチ・ドーピング機構）の確認を受ける。

アクセス管理

主な使用者：　ドーピングコントロール検査官、検査を受ける選手
管理の強さ：　強い
管理の方法：　該当セキュリティゾーン入口での個人認証（ADカード）、警備員による侵入阻止

主な備品

名称	個数	開催都市	その他
【待機所】			
椅子	最低8脚	○	
机	1台	○	
テレビモニター	1台	○	
館内共聴パッチ	一式	○	
冷蔵庫（密封した飲み物を入れるため）	1台	○	
内外線電話	1台	○	
【検査エリア】			
椅子	6脚	○	
机	2台	○	
間仕切り（パテーション）	必要	○	
トイレ	1箇所	○	
洗面台/鏡	必要	○	

配置図（参考）

メインスタンド側　1階

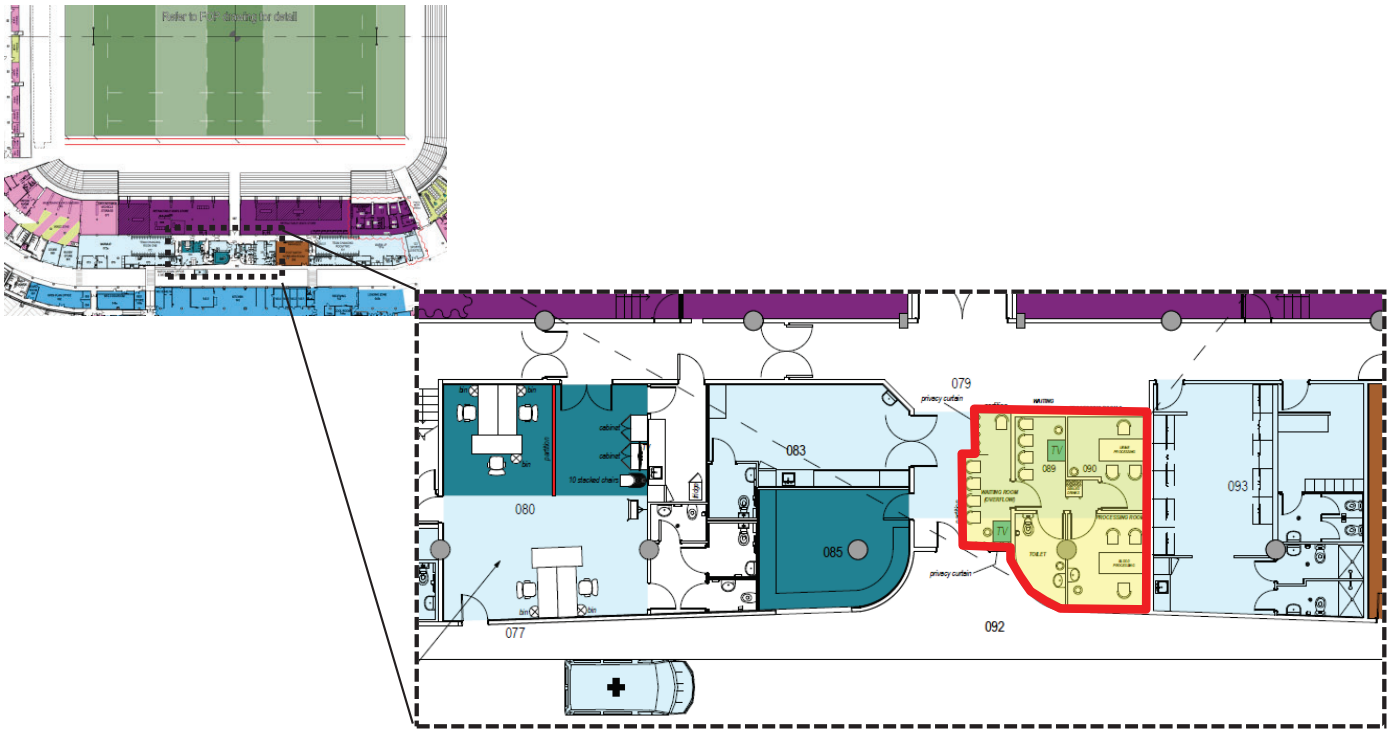

【配置についてのポイント】

・メインスタンド側
・競技場に近く、そこからチーム更衣室までの間

諸室イメージ

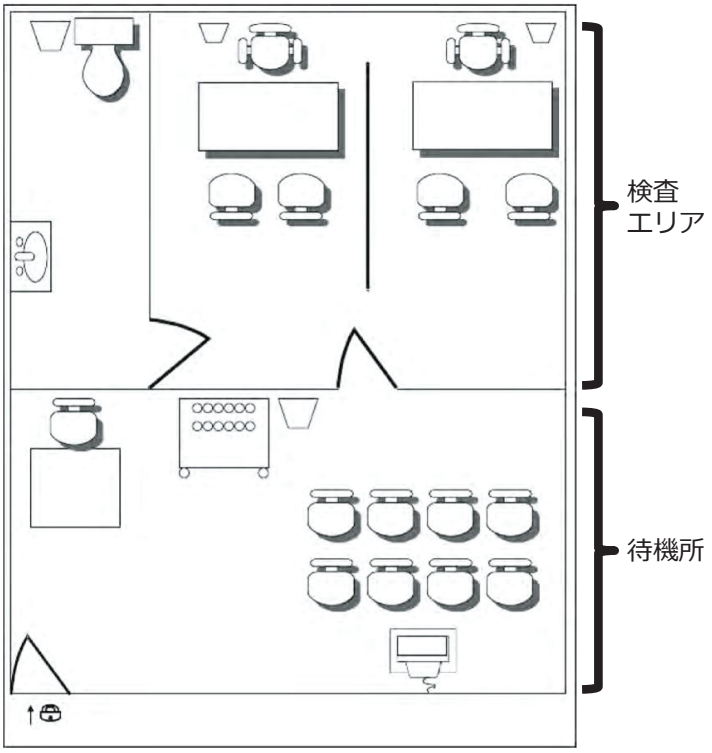

3-4 諸室説明

3-4-3　運営用

データ通信環境

諸室名（日本語） 諸室名（英語）	運営本部 Event Management Office		
数量	1	広さ	150㎡

使用目的

JR 2019などのスタッフが運営業務を行う。

条件

一般的な事務室の機能を備える。
会議スペースを設ける。

アクセス管理

主な使用者：　JR 2019などの運営スタッフ
管理の強さ：　普通
管理の方法：　該当セキュリティゾーン入口での個人認証（ADカード）

主な備品

名称	個数	開催都市	その他
机	必要	○	
椅子	必要	○	
ホワイトボード	必要	○	
電源コンセント	必要	○	
鍵付きロッカー	必要	○	
テレビモニター	必要	○	
館内共聴パッチ	一式	○	
プリンター複合機	必要	○	
冷蔵庫	必要	○	
内外線電話	必要	○	

配置図（参考）

メインスタンド側　1階

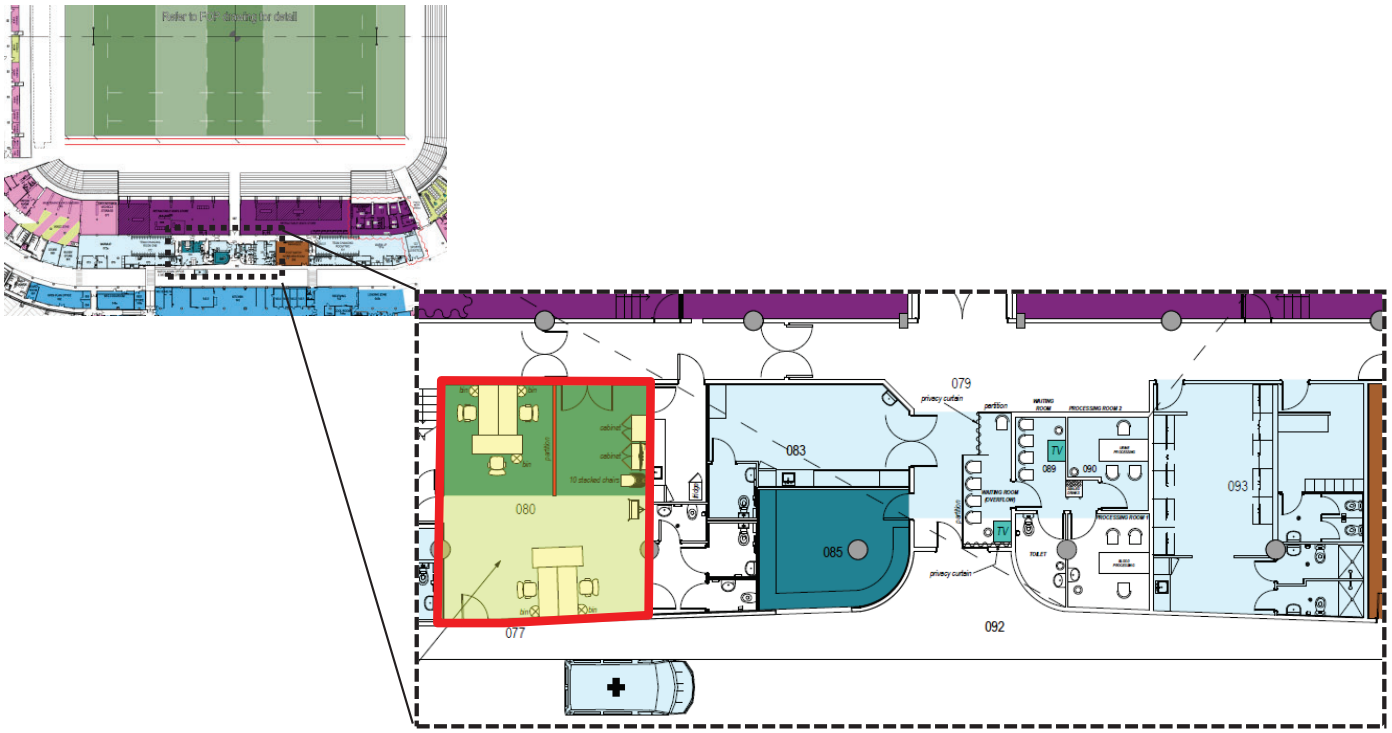

【配置についてのポイント】

・メインスタンド側
・競技場にすぐ移動できる場所
・ガラス張りの部屋が理想

諸室イメージ

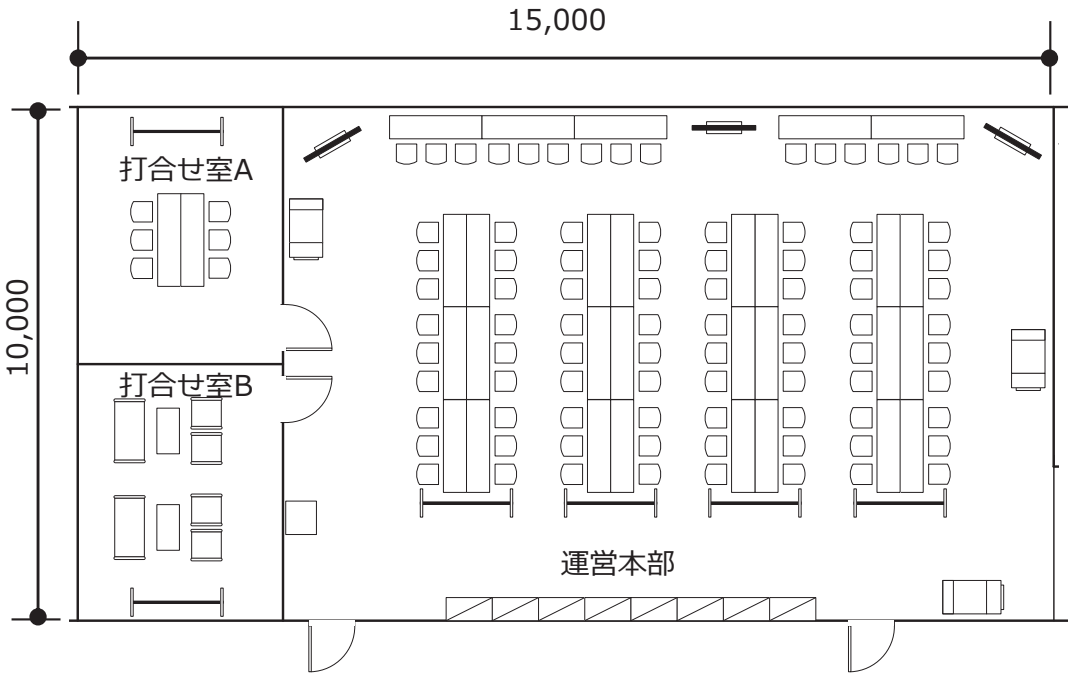

3-4 諸室説明

3-4-3　運営用

諸室名（日本語） 諸室名（英語）	セレモニー関係者控室 Entertainers / Ceremony Room		
数量	1	広さ	最大50㎡

使用目的

イベント演者やセレモニーに出席する演者が更衣や準備などを行う。

条件

イベントやセレモニーの内容と規模によって異なる広さや配置位置を踏まえて用意する。

アクセス管理

主な使用者：　イベントの演者、セレモニー関係者
管理の強さ：　普通
管理の方法：　該当セキュリティゾーン入口での個人認証（ADカード）

主な備品

名称	個数	開催都市	その他
※使用目的によって検討を要する。			

配置図（参考）

※設置場所については、スタジアム内外で検討。

【配置についてのポイント】

・アクセスコントロール上の運営エリア内

諸室イメージ

3-4 諸室説明

3-4-3　運営用

諸室名（日本語） 諸室名（英語）	運転手控室 Drivers waiting Room

数量	1	広さ	100㎡

使用目的

待機中のドライバーが休憩する。

条件

テレビや飲料など、長時間滞在を想定した設備や物品を備える。

アクセス管理

主な使用者：　各種車両の運転手（一般車両の運転手を除く）
管理の強さ：　普通
管理の方法：　該当セキュリティゾーン入口での個人認証（ADカード）

主な備品

名称	個数	開催都市	その他
机	必要	○	
椅子	必要	○	
ホワイトボード	必要	○	
電源コンセント	必要	○	
テレビモニター	必要	○	
館内共聴パッチ	一式	○	
冷蔵庫	必要	○	

配置図（参考）

※設置場所についてはスタジアム外で検討。

【配置についてのポイント】

・車の待機場所の近く
・トイレの近く

諸室イメージ

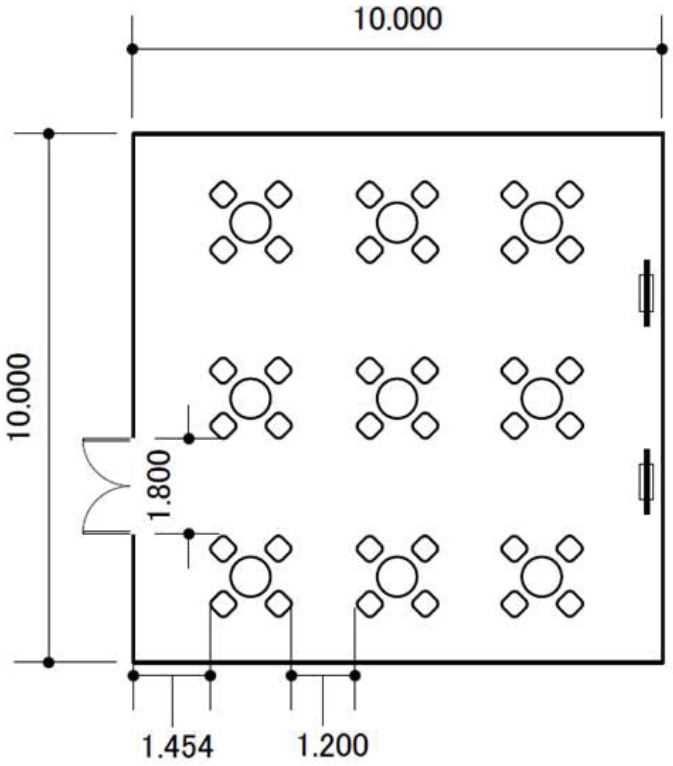

3-4 諸室説明

3-4-3　運営用

諸室名（日本語） 諸室名（英語）	倉庫 Warehouse Storage

数量	1	広さ	400㎡

使用目的

商品の販売、ホスピタリティサービスに関係する物品などを保管する。
試合開始会場で使用する各種サイン、装飾物を保管する。
マッチデイプログラムを保管する。

条件

車両・フォークリフトが出入りできる。
ラグビーワールドカップだけに用いる倉庫を用意する。
照明・電源を備える。
16m×2.5mの大きさの車両が駐車できるスペースを備える。

アクセス管理

主な使用者：　JR 2019などの運営スタッフ、貨物を搬出入する作業員
管理の強さ：　普通
管理の方法：　入口での個人認証（ADカード）、個別の施錠、
倉庫内での追加施錠（マッチデイプログラム保管スペース）

主な備品

名称	個数	開催都市	その他
内外線電話	必要	○	

配置図（参考）

※設置場所については、スタジアム内外で検討。

【配置についてのポイント】

・競技場への出入りが容易な場所
・荷捌所にトラックを横付けできる場所

諸室イメージ

3-4 諸室説明

3-4-3　運営用

データ通信環境　バックアップ電源

諸室名（日本語） 諸室名（英語）	ADセンター Accreditation Centre
数量	1
広さ	150㎡

使用目的

大会関係者が身につけるADカードを発行する。

条件

スタジアムの外（アクセスコントロールを実施しないエリア）に設置する。
ADセンター内には、受付、ADカード作成場所、待合室、受け渡し場所、ヘルプデスクなどを設置する。
プレハブなどの仮設施設でもよい。

アクセス管理

主な使用者：　JR 2019などの運営スタッフ、ADセンタースタッフ（ボランティア含む）
管理の強さ：　普通
管理の方法：　入口または受付での個人認証（ADカード）

主な備品

名称	個数	開催都市	その他
机	必要	○	
椅子	必要	○	
ホワイトボード	必要	○	
電源コンセント	必要	○	
鍵付きロッカー	必要	○	
テレビモニター（待合室用）	1台	○	
館内共聴パッチ	一式	○	
コピー複合機	必要	○	
内外線電話	必要	○	
デスクトッププリンター	必要		JR 2019手配
ラミネーター	必要		JR 2019手配
ノートPC	必要		JR 2019手配
カメラ	必要		JR 2019手配

配置図（参考）

メインスタンド側　2階

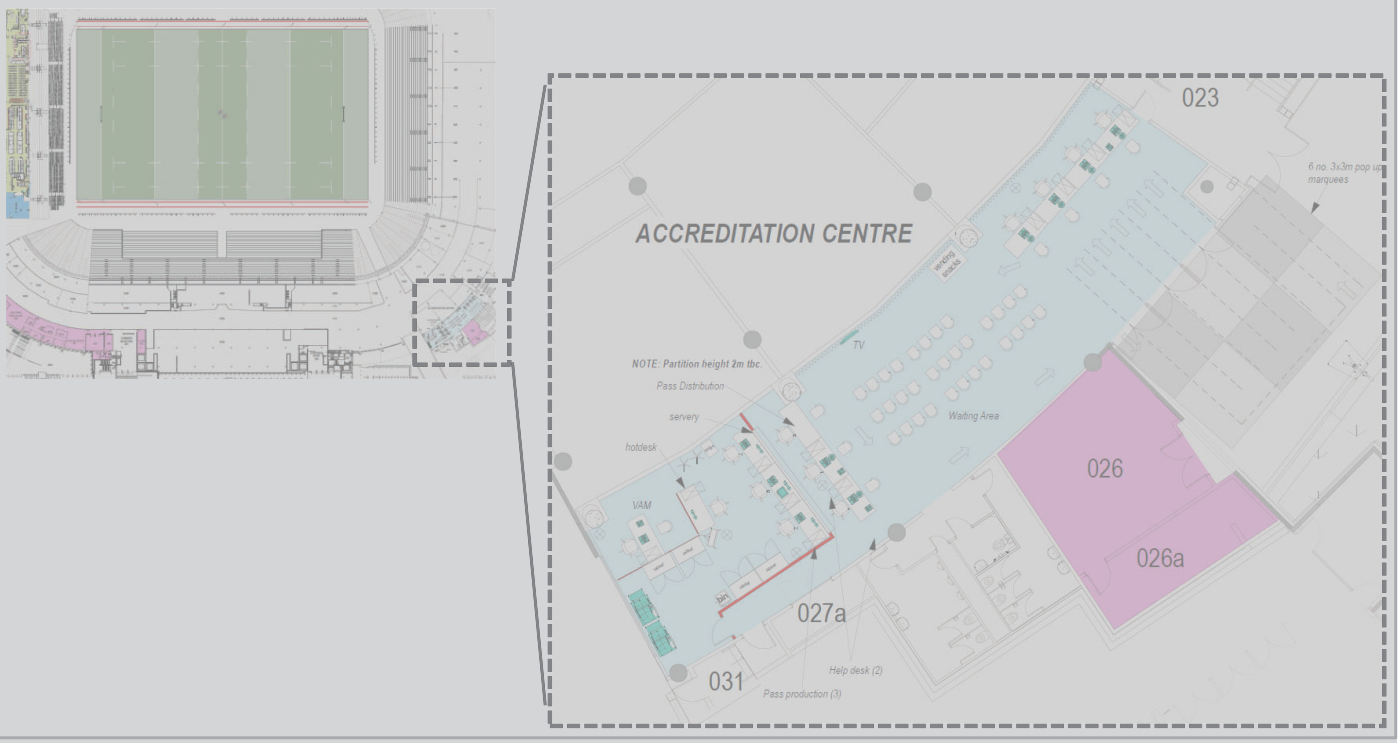

【配置についてのポイント】

・アクセス管理を行う区域の外
・スタジアムの近く

諸室イメージ

3-4 諸室説明

3-4-3　運営用

諸室名（日本語） 諸室名（英語）	スタッフ・ボランティア控室 Steward and Volunteer Area

数量	1	広さ	450㎡

使用目的

スタッフとボランティアが更衣、休憩、食事、手荷物の保管などを行う。

条件

スタジアムに容易に移動できる。
男女別の更衣スペース、トイレ、休憩スペースを設ける。
会議スペースを設ける。

アクセス管理

主な使用者：　JR 2019や開催都市などの運営スタッフ、その他のスタッフ、ボランティア
管理の強さ：　普通
管理の方法：　入口での個人認証（ADカード）

主な備品

名称	個数	開催都市	その他
机	必要	○	
椅子	必要	○	
ホワイトボード	必要	○	
電源コンセント	必要	○	
内外線電話	必要	○	
テレビモニター	必要	○	
館内共聴パッチ	一式	○	
鍵付きロッカー	必要	○	
緊急用キット（心臓除細動器含む）	必要	○	
冷蔵庫	必要	○	

配置図（参考）

※設置場所については、スタジアム内外で検討。

【配置についてのポイント】

・スタジアムの近く

諸室イメージ

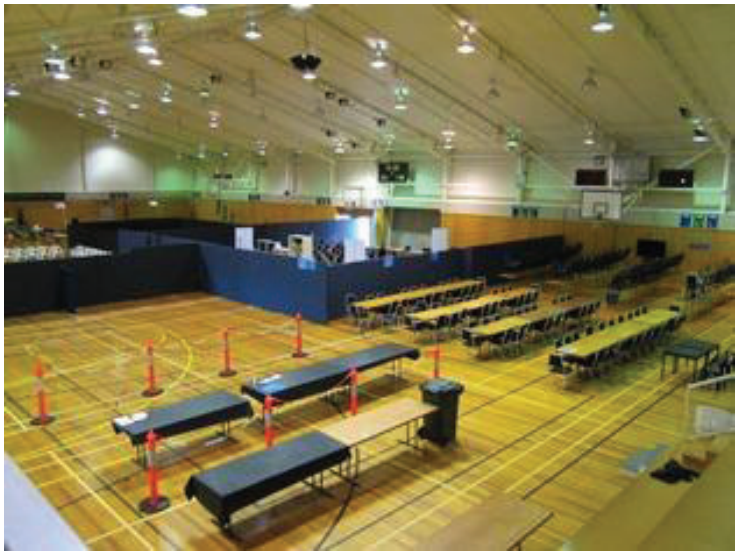

3-4 諸室説明

3-4-4　放送・メディア用

データ通信環境　バックアップ電源

諸室名（日本語） 諸室名（英語）	**テレビコンパウンド** **Outside Broadcast Area**
広さ	開幕・決勝：1500㎡、決勝トーナメント・カテゴリーA：1,200㎡ カテゴリーB:1,000㎡、カテゴリーC:800㎡

使用目的

ホストブロードキャスターおよびライツホルダーが各国へ放送するための中継関連車両や放送設備を設置する。車両や設備には、プロダクションの車両・放送設備を運搬するバン・補助トラック・発電機・衛星放送車両・グラフィックアートを施したバン・その他の技術車両を含む。

条件

障害物のない頑丈で平坦なエリアを確保する。
試合日2日前の9時から試合日翌日の12時まで使用できる。
プロダクションの車両の滞在中は24時間の有人警備を行う。
必要に応じ作業灯を設置する。
専用電源を無料で提供する。
衛星信号送信を送信するために必要な水平方向に明確な視野が開けている。

アクセス管理

主な使用者：　ホストブロードキャスターのスタッフ
管理の強さ：　強い
管理の方法：　入口での個人認証（ADカード）、フェンスの設置（高さ2m以上）、警備員による侵入阻止

主な備品

名称	個数	開催都市	その他
専用電源	必要	○	
車両荷重に耐えられる養生	一式	○	
館内共聴パッチ	一式	○	

配置図（参考）

1階

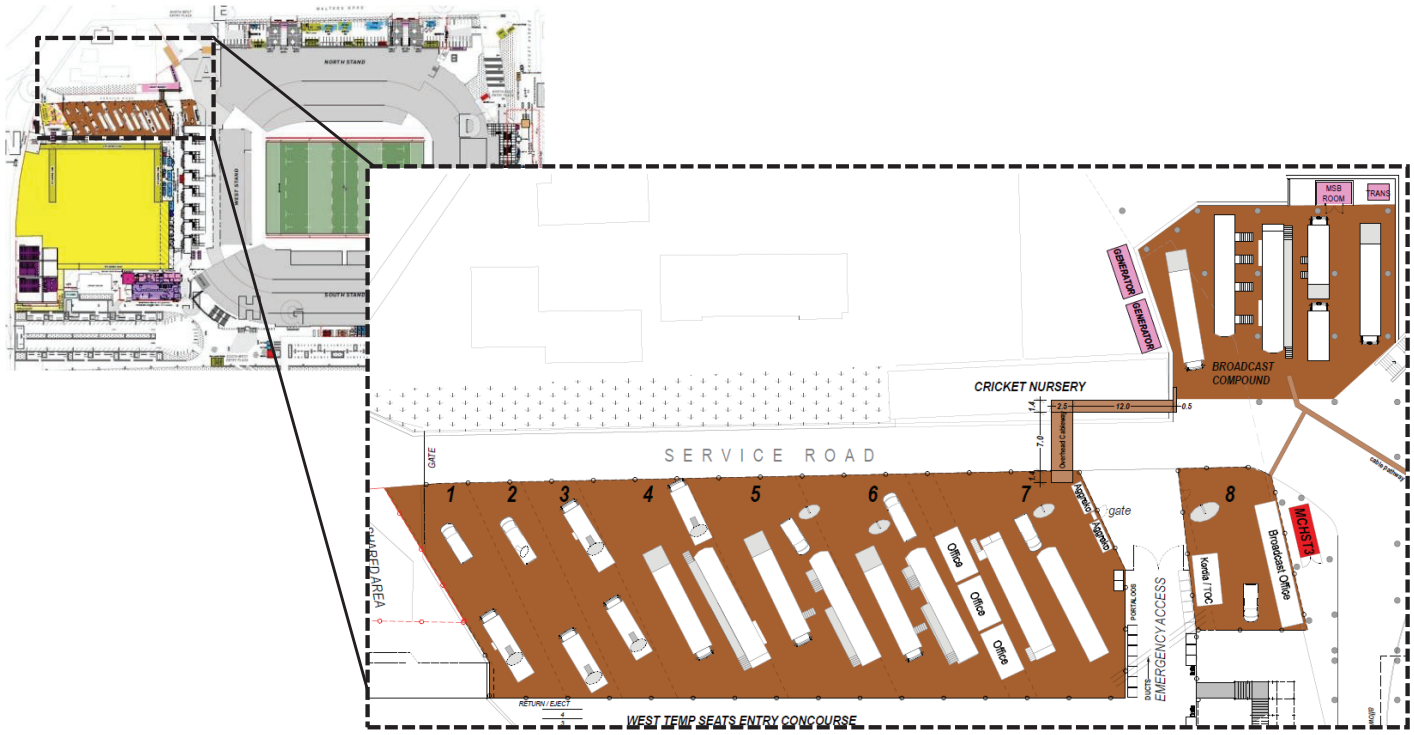

【配置についてのポイント】

・スタジアム内
・ベニューメディアセンターに近接
・メインカメラエリアが設置されるエリアと同じ側が理想

諸室イメージ

3-4 諸室説明

3-4-4　放送・メディア用

データ通信環境　バックアップ電源

諸室名（日本語） 諸室名（英語）	テレビコメンタリーポジション TV Commentary Position
数量	開幕・決勝：20机、決勝トーナメント：16机、カテゴリーA：14机、 カテゴリーB：12机、カテゴリーC：10机　（1机あたり3人が座る）

使用目的

テレビ局のクルー（アナウンサー、解説者、ディレクター）が試合を実況する。

条件

メインスタンド中央で屋根の下にある。
3名（1局）で1ユニットを使用する。
観客席の2倍の段床幅を確保する。
ユニット間に透明な仕切りを設ける。
テレビおよびデータモニターを設置するため、机の奥行きを十分にとる。
ガラス張りの部屋の場合は窓を開閉できる。

アクセス管理

主な使用者：　テレビ局のクルー
管理の強さ：　普通
管理の方法：　該当セキュリティゾーン入口での個人認証（ADカード）

主な備品

名称	個数	開催都市	その他
机	必要	○	
椅子	必要	○	
電源コンセント	必要	○	
館内共聴パッチ	一式	○	

配置図（参考）

メインスタンド側　5階

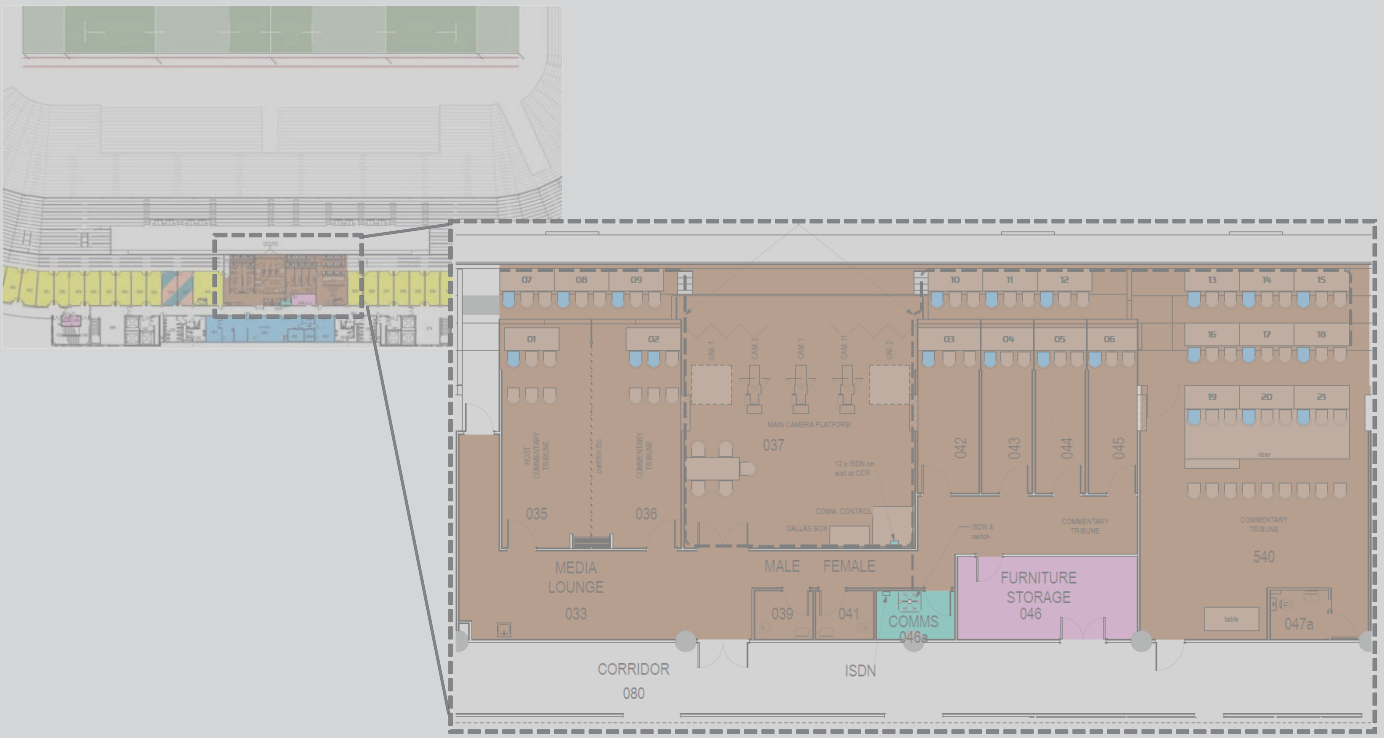

【配置についてのポイント】

・競技場とスタンドの全域の様子を遮られることなく展望できる場所
・メインスタンド中央で屋根下
・ベニューメディアセンターから容易に移動できる場所

諸室イメージ

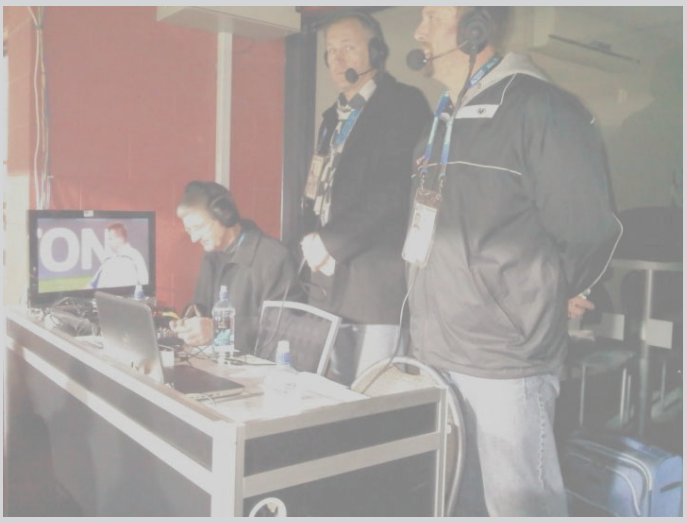

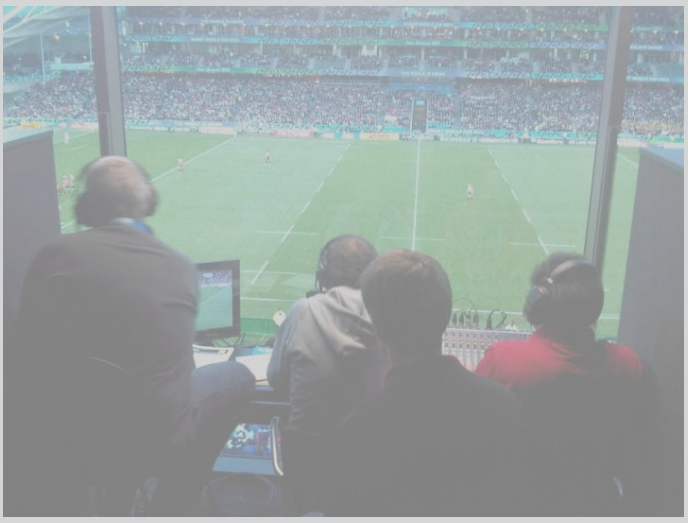

3-4 諸室説明

3-4-4　放送・メディア用

データ通信環境　バックアップ電源

諸室名（日本語） 諸室名（英語）	ラジオコメンタリーポジション Radio Commentary Position
数量	①開幕・決勝・決勝トーナメント・カテゴリーA：20机、カテゴリーB:10机、カテゴリーC:8机（1机あたり3人が座る） ②開幕・決勝・決勝トーナメント・カテゴリーA：15机、カテゴリーB:10机、カテゴリーC:8机（1机あたり1人が座る）

使用目的

スタジアムのスタンドにおいて、
①ラジオ局のクルー（アナウンサー、解説者、ディレクター）が試合の実況をするためのスペース。
②ラジオ局のレポーター（1名）が試合のレポートをするスペース。

条件

ラジオ局クルー用に、
　3名（1局）で1机を使用する。
　観客席の2倍の段床幅を確保する。
　ユニット間に透明な仕切りを設ける。
　テレビおよびデータモニターを設置するため、机の奥行きを十分にとる。
　ガラス張りの部屋の場合は窓を開閉できる。
ラジオ局レポーター用に、記者席に座席を用意する。

アクセス管理

主な使用者：　ラジオ局のクルーとレポーター
管理の強さ：　普通
管理の方法：　該当セキュリティゾーン入口での個人認証（ADカード）

主な備品

名称	個数	開催都市	その他
机	必要	○	
椅子	必要	○	
電源コンセント	必要	○	
館内共聴パッチ	一式	○	

配置図（参考）

メインスタンド側　3階

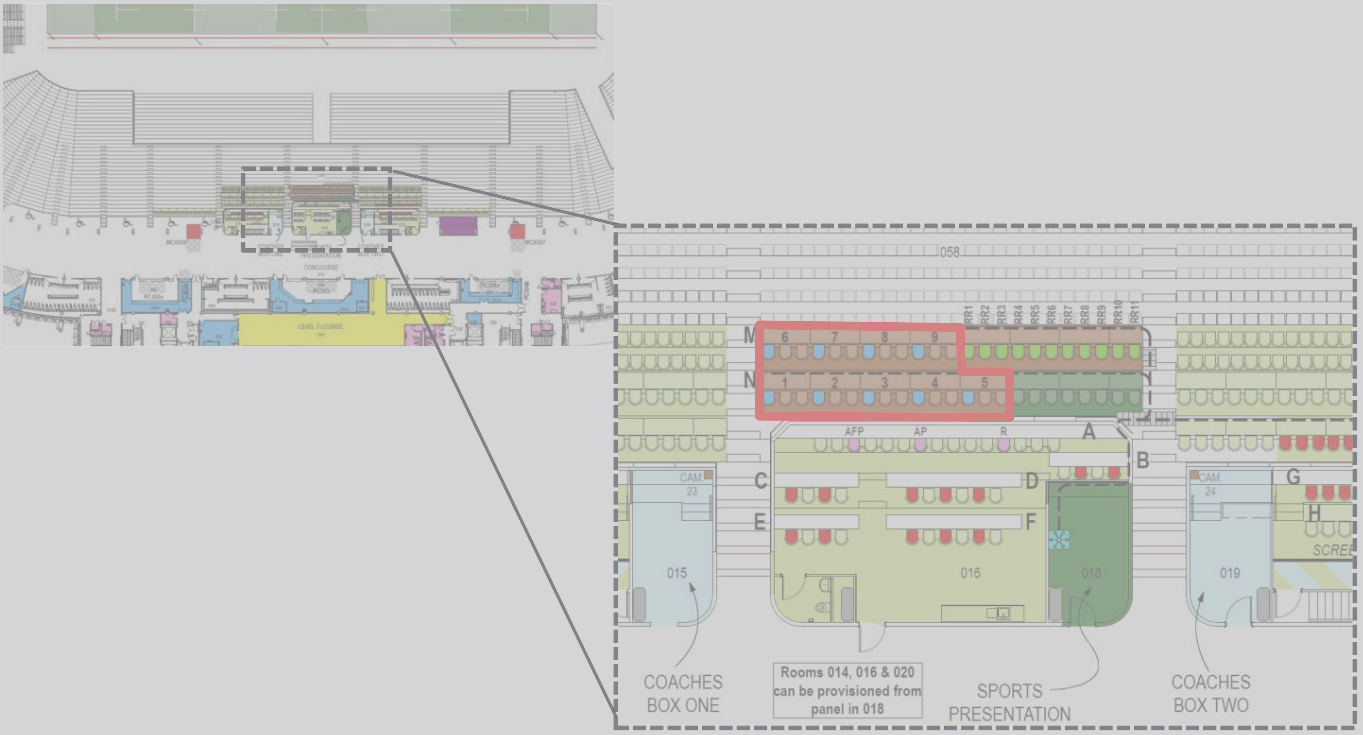

【配置についてのポイント】
いずれもクルー用のポジションについて、
・競技場とスタンドの全体を遮られることなく展望できる場所
・メインスタンド中央で屋根下
・ベニューメディアセンターから容易に移動できる場所

諸室イメージ

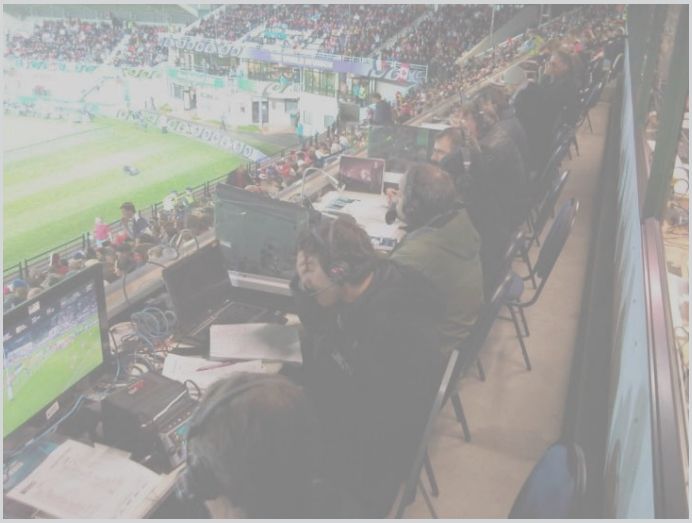

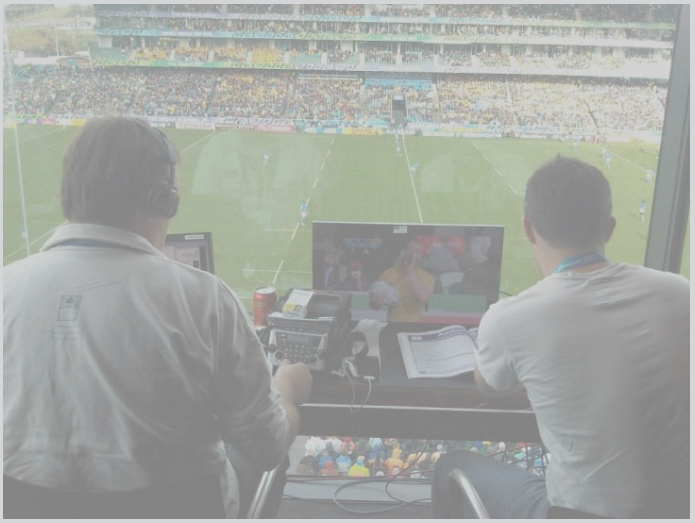

3-4 諸室説明

3-4-4　放送・メディア用

データ通信環境　バックアップ電源

諸室名（日本語） 諸室名（英語）	コメンタリーコントロール室 Commentary Control Room		
数量	1	広さ	15㎡

使用目的

各局の実況音声を集めて、テレビコンパウンドに送るための設備を収容する。
音声ラインを集約する。

条件

テレビコメンタリーポジションに近い場所で、放送用機材（分配機）を安全に確保できる。

アクセス管理

主な使用者：　テレビ局とラジオ局の放送技術スタッフ
管理の強さ：　普通
管理の方法：　該当セキュリティゾーン入口での個人認証（ADカード）

主な備品

名称	個数	開催都市	その他

第3章　スタジアムの諸室

配置図（参考）

メインスタンド側　5階

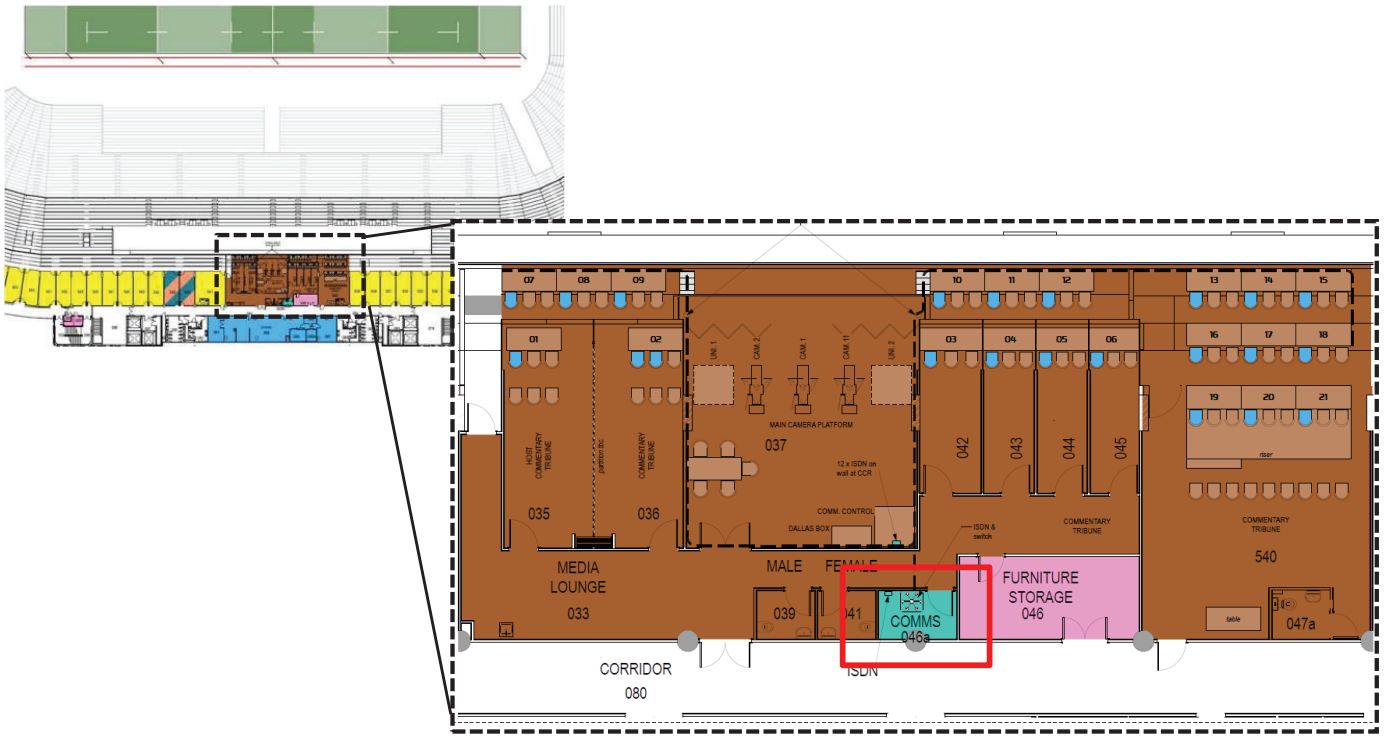

【配置についてのポイント】

・テレビコメンタリーポジションの隣

諸室イメージ

NO PHTOTO

3-4 諸室説明

3-4-4　放送・メディア用

バックアップ電源

諸室名（日本語） 諸室名（英語）	フラッシュインタビューポジション Flash Interview Positions		
数量	1	広さ	カテゴリーA:100㎡、カテゴリーB:80㎡、 カテゴリーC：60㎡

使用目的

ハーフタイムおよび試合終了後にフラッシュインタビューを行う。
権利を購入しているテレビ局が独占でインタビューを行う。
試合前のコイントスを行う。

条件

最大で8クルーのテレビカメラスタッフが入れる。
バックボードを置ける高さ（2.5m）がある。
カメラで引き絵を撮るため、なるべくスクエアの形のスペースが望ましい。
なお、フラッシュインタビューは競技場でも行われる。

アクセス管理

主な使用者：　テレビ局のインタビュアー、チームの選手や監督
管理の強さ：　強い
管理の方法：　競技場入口での個人認証（ADカード）、警備員による競技場への侵入阻止

主な備品

名称	個数	開催都市	その他
バックボード	必要		RWCL手配

配置図（参考）

メインスタンド側　1階

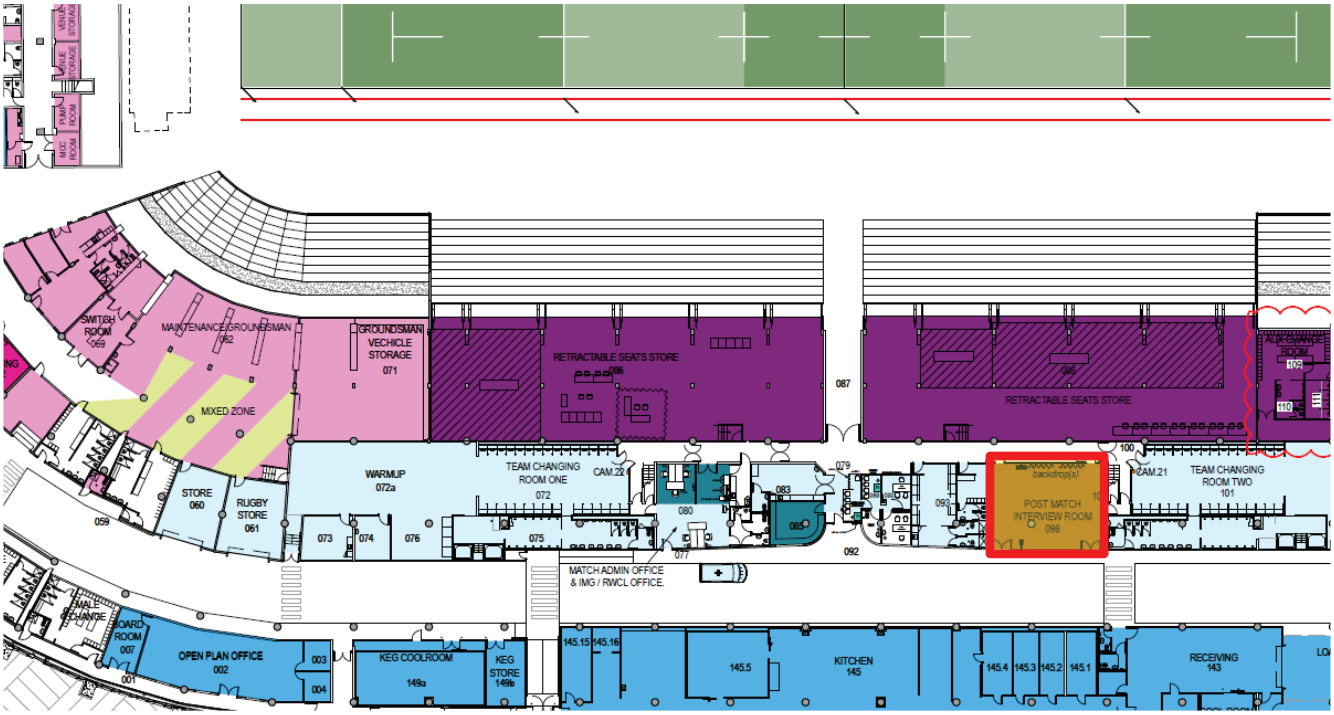

【配置についてのポイント】

・チーム入場口からチーム更衣室への動線上
・オープンエリアではなく囲いがあるスペース

諸室イメージ

3-4 諸室説明

3-4-4　放送・メディア用

データ通信環境　バックアップ電源

諸室名（日本語） 諸室名（英語）	**記者席** **Media Tribune**
数量	カテゴリーA:200席、カテゴリーB:150席、カテゴリーC:100席

使用目的

新聞、雑誌、通信社などのペン記者が試合を取材するためのスペース。

条件

机付きの席を設置する。
観客席の2倍の段床幅を確保する。
テレビおよびデータモニターを設置するため、机の奥行きを十分にとる。
なお、通信技術の変化への設備面の対応は適切な時期に協議して決定する。

アクセス管理

主な使用者：　ペン記者
管理の強さ：　普通
管理の方法：　該当セキュリティゾーン入口での個人認証（ADカード）

主な備品

名称	個数	開催都市	その他
デスクスペース（少なくとも60ｃｍ×60ｃｍ）※1人あたり	必要	○	
デスク付き椅子	必要	○	
電源コンセント　※1座席あたり	2口	○	
テレビモニター　※3人で1台程度	必要	○	
館内共聴パッチ	一式	○	

配置図（参考）

メインスタンド側　3階

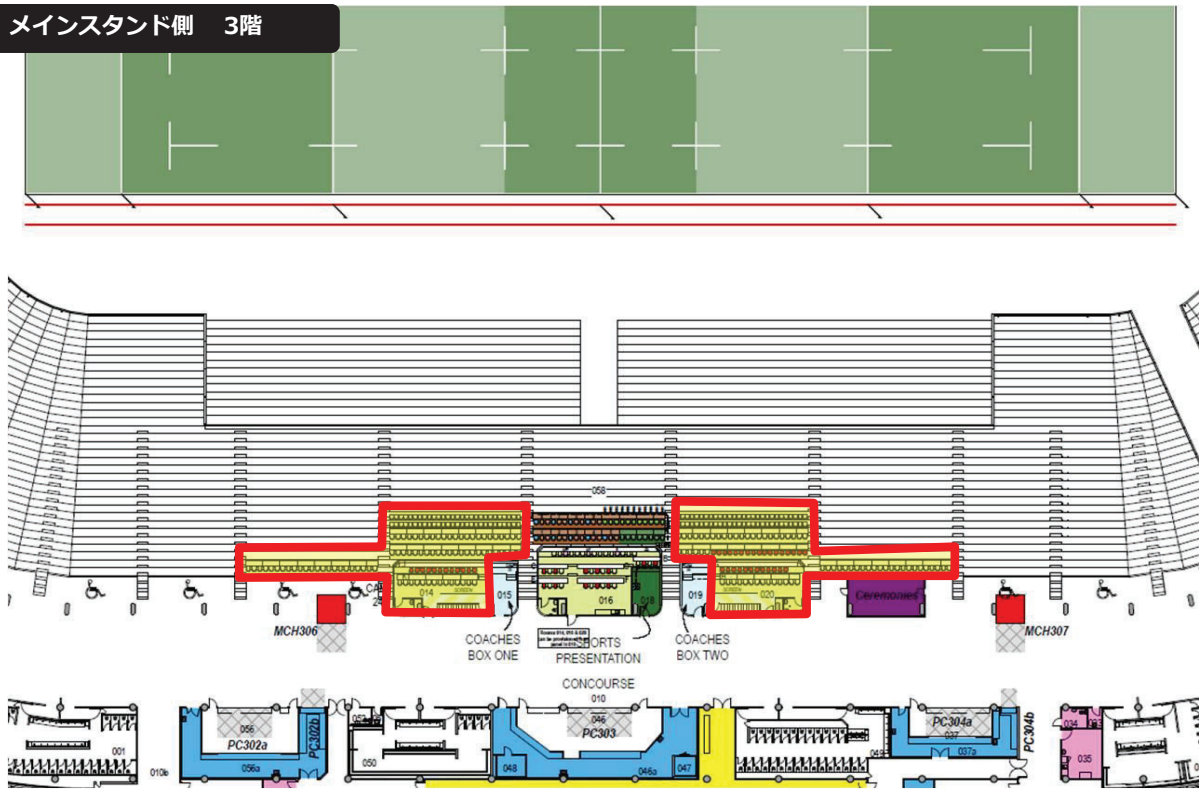

【配置についてのポイント】
・両22メートルラインの間
・雨や屋根から滴る水滴が落ちない屋根下
・メインスタンド側
・ベニューメディアセンターから容易に移動できる場所

諸室イメージ

3-4 諸室説明

3-4-4　放送・メディア用

諸室名（日本語） 諸室名（英語）	オブザーバー席 Observer Seats
数量	カテゴリーA：40席、カテゴリーB: 30席、カテゴリーC: 20席

使用目的

記者席の抽選に漏れた記者が着席する。

条件

椅子のみを用意すればよい。

アクセス管理

主な使用者：　ペン記者
管理の強さ：　普通
管理の方法：　該当セキュリティゾーン入口での個人認証（ADカード）

主な備品

名称	個数	開催都市	その他
椅子	必要	○	

配置図（参考）

メインスタンド側　3階

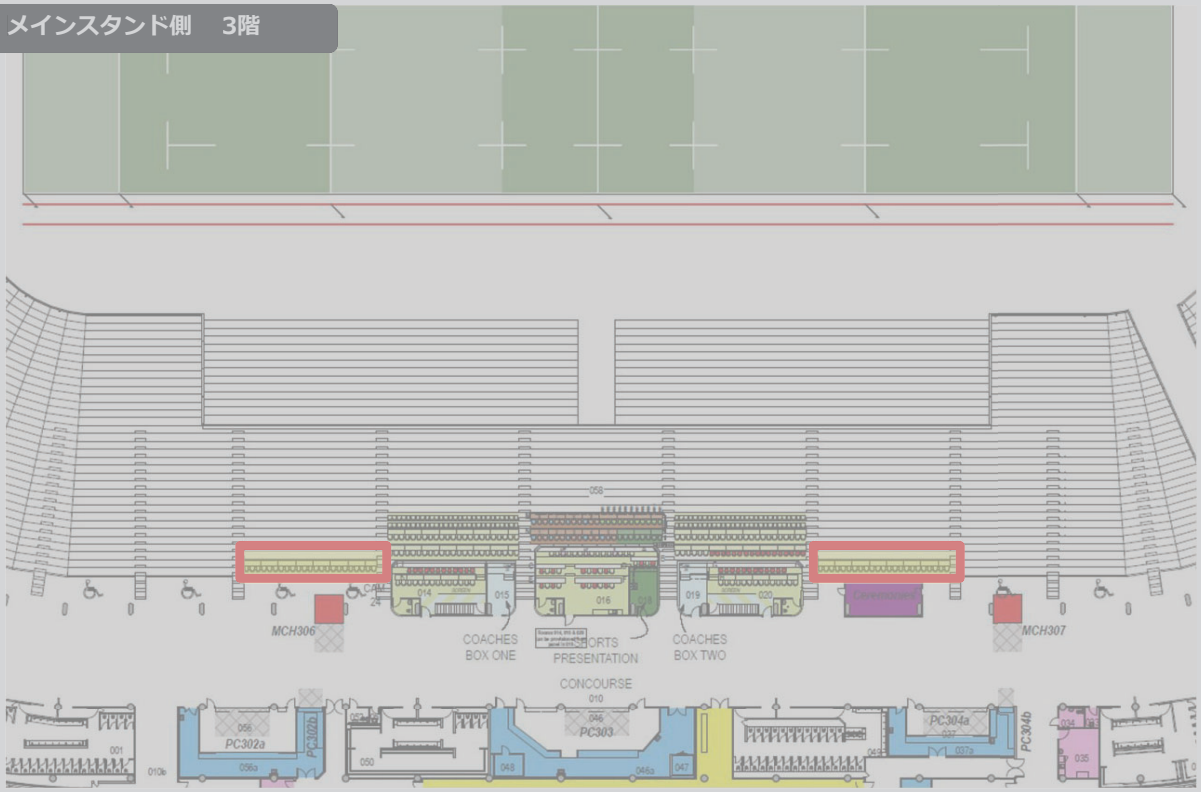

【配置についてのポイント】

・記者席の隣

諸室イメージ

3-4 諸室説明

3-4-4　放送・メディア用

データ通信環境

諸室名（日本語） 諸室名（英語）	フォトグラファーポジション Photographer Positions
数量	試合のカテゴリーによって異なる

使用目的

フォトグラファーが試合を撮影する。

条件

利用できるポジション数は試合カテゴリー毎に決定される。
フォトグラファー専用のWiFi環境を備える（通信社はレートカードで購入する有線LAN環境を競技場の両ゴールポスト裏に要求することがある）。
位置変更が可能なポジションは少ししか認められておらず、それらは優先順位リストにしたがって、国際的・全国的な写真エージェンシー、大手通信社、IRB公式写真エージェンシーに割り当てられる。

アクセス管理

主な使用者：　フォトグラファー
管理の強さ：　強い
管理の方法：　競技場入口での個人認証（ADカード）

主な備品

名称	個数	開催都市	その他
椅子	必要	○	

配置図（参考）

ピッチレベル

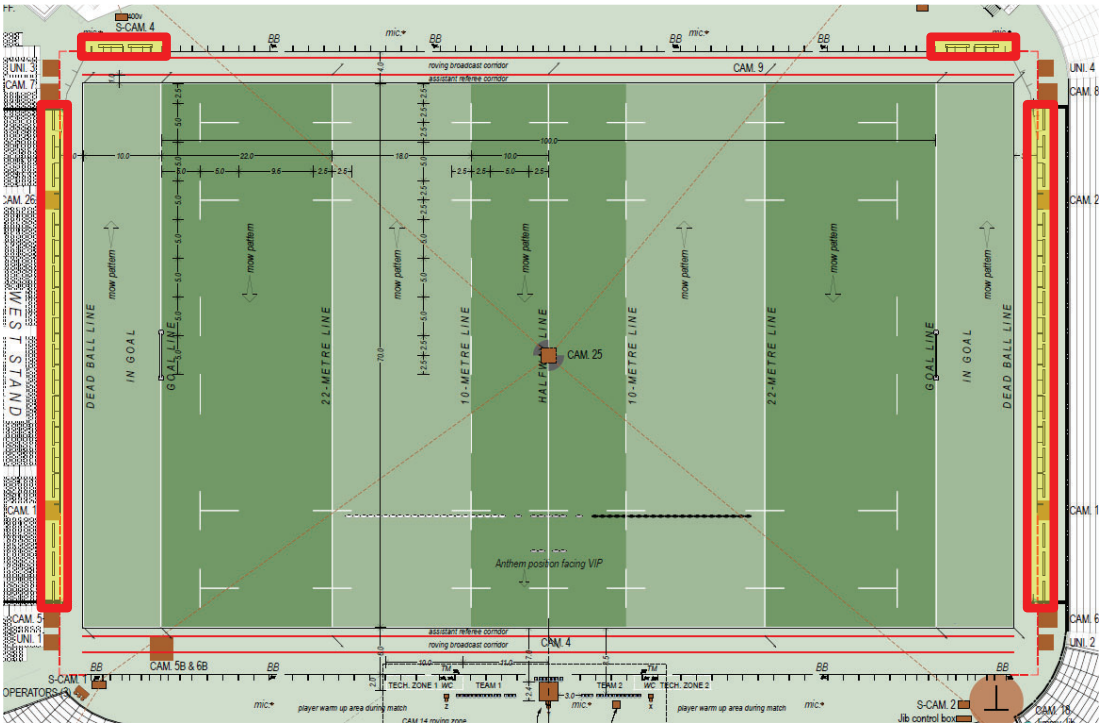

【配置についてのポイント】

・フォトグラファーの撮影場所はピッチ看板の後方が基本

諸室イメージ

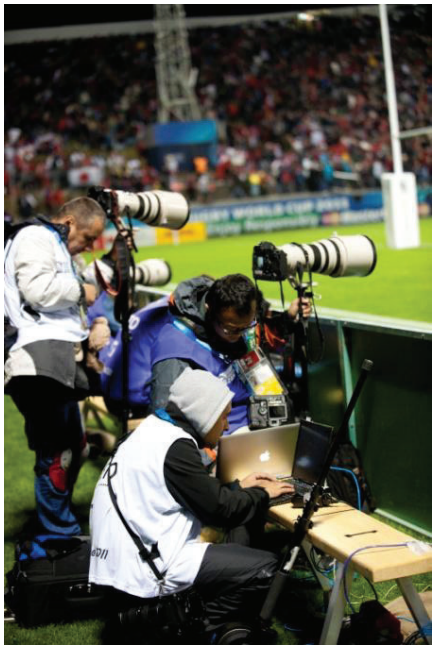

3-4 諸室説明

3-4-4　放送・メディア用

データ通信環境　バックアップ電源

諸室名（日本語） 諸室名（英語）	ベニューメディアセンター Venue Media Centre and Working Area		
数量	1	広さ	カテゴリーA:200名収容, カテゴリーB:150名収容, カテゴリーC:100名収容（1名につき1.5㎡必要）

使用目的

各試合会場において、試合を取材するペン記者やフォトグラファーなどのメディア関係者が試合前に待機し、試合後は記事を送るための施設。メディア関係者のみではなく、各試合会場のメディア担当者のオフィスも設置される。

条件

JR 2019とRWCLのメディア担当者の事務スペースを設ける。
受付とヘルプデスクを置く。
プレスカンファレンス室、メディアー般用の作業スペース、フォトグラファー用の作業スペースを設ける。
仮設施設でもよい。
なお、プレスカンファレンス室とフォトグラファー作業所は後頁で改めてとりあげて説明している。

アクセス管理

主な使用者：　メディア関係者、JR 2019などの運営スタッフ
管理の強さ：　強い
管理の方法：　入口または受付での個人認証（ADカード）

主な備品

名称	個数	開催都市	その他
テレビモニター（大型）	必要	○	
館内共聴パッチ	一式	○	
鍵付きロッカー	必要	○	
トイレ	必要	○	
パソコンと複合機（リリース文書印刷用）	必要	○	
机	必要	○	
椅子	必要	○	
電源コンセント	必要	○	
内外線電話	必要	○	
ホワイトボード	必要	○	

配置図（参考）

西側スタンド　2階

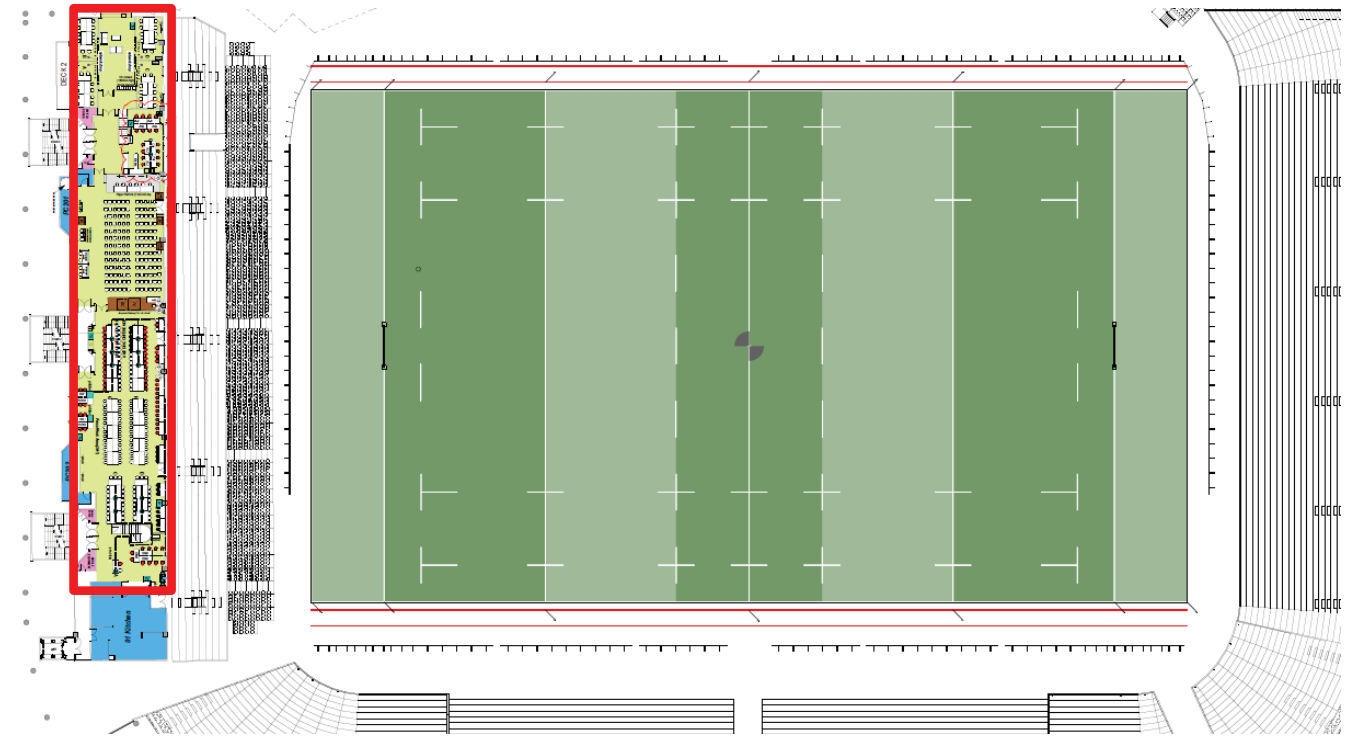

【配置についてのポイント】

・スタジアムの中、またはすぐ近く

諸室イメージ

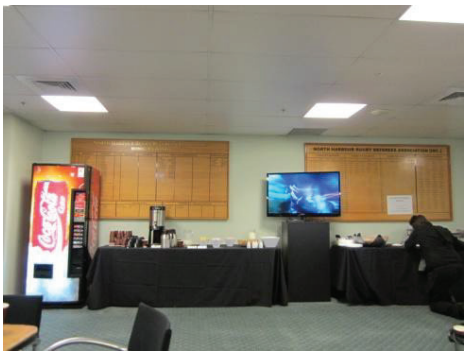

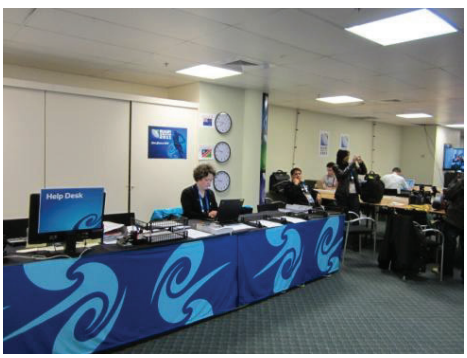

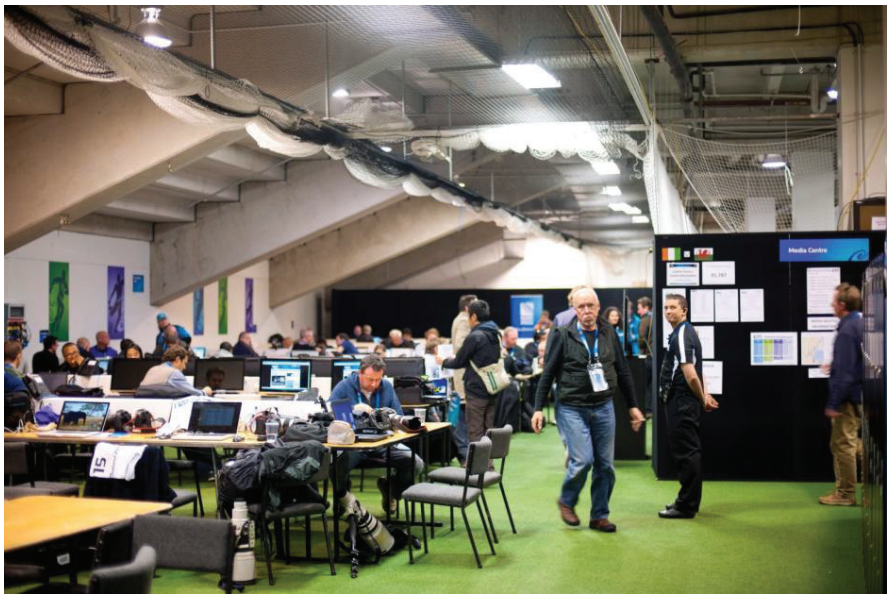

3-4 諸室説明

3-4-4　放送・メディア用

データ通信環境

諸室名（日本語） 諸室名（英語）	プレスカンファレンス室 Press Conference Room		
数量	1	広さ	カテゴリーA:200名収容, カテゴリーB:150名収容, カテゴリーC:100名収容（1名につき1.5㎡必要）

使用目的

メディアに対してブリーフィングや記者会見を行う。

条件

メインステージに４～５名が乗れるかさ上げされたスペースを用意する。
後方にポータブルステージを用意する。
撮影に適した照明設備、音声システムを用意する。
部屋の大きさは会場で行われる最大の試合に合わせて決定する。
メディア関係の登録者数の70%以上を収容できる。
通訳ブースを設置する。（日・英・仏）

アクセス管理

主な使用者：　メディア関係者
管理の強さ：　強い
管理の方法：　入口での個人認証（ADカード）

主な備品

名称	個数	開催都市	その他
メインステージ	1台	○	
ポータブルステージ	必要	○	
照明設備	必要	○	
音声システム	必要	○	
通訳ブース	最大3言語用	○	
通訳用ヘッドセット	必要	○	
椅子（テーブル付）	必要	○	
バックボード	必要		RWCL手配

配置図（参考）

西側スタンド　2階

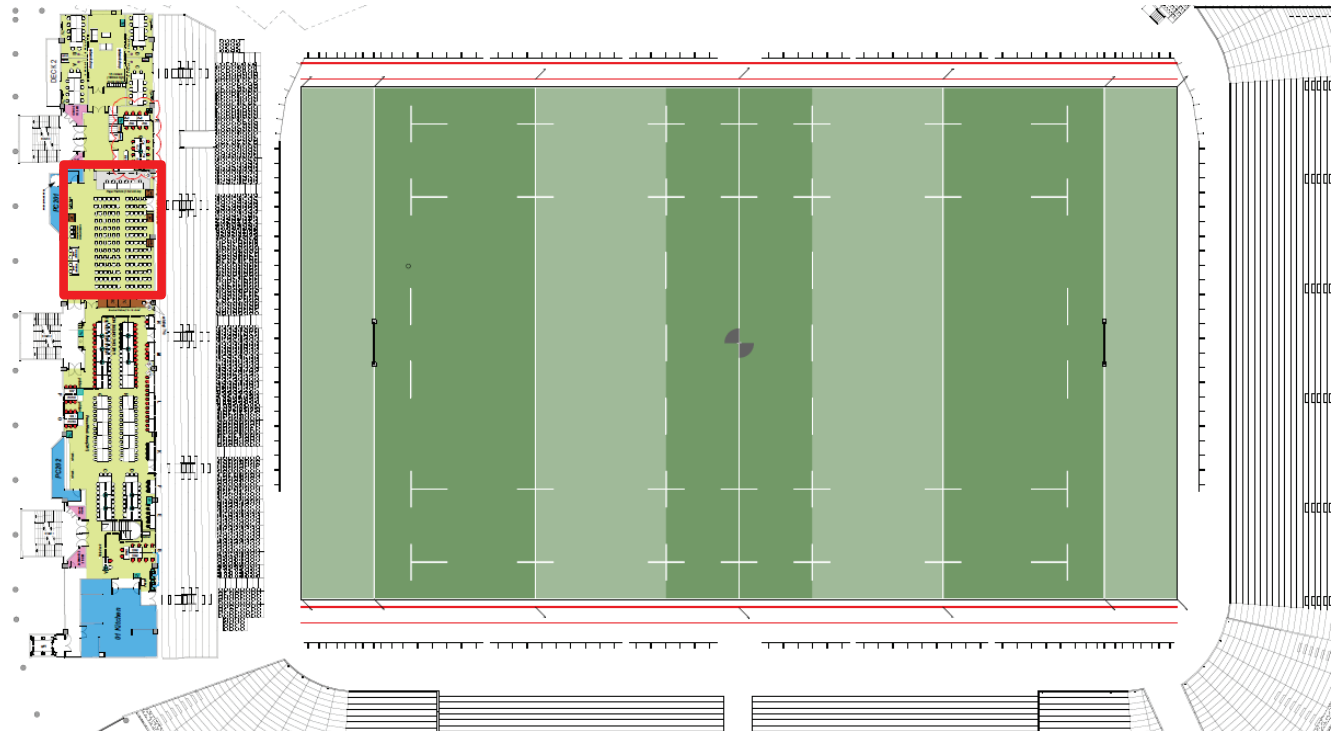

【配置についてのポイント】

・同時通訳ブース用のスペースを確保
・ミックスゾーンへの移動経路が、チームやメディア関係者以外の動線と重なったり交差したりしない場所

諸室イメージ

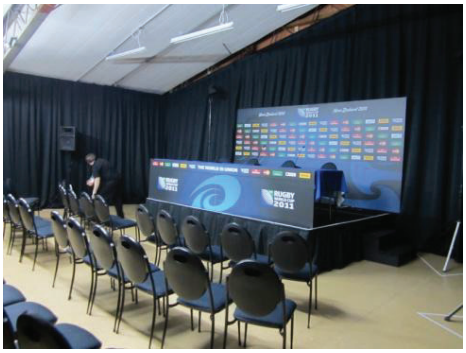

3-4 諸室説明

3-4-4　放送・メディア用

データ通信環境

諸室名（日本語） 諸室名（英語）	フォトグラファー作業所 Photographers Working Area

数量	1	広さ	200㎡

使用目的

フォトグラファーが撮影後の作業を行う。
試合前にフォトグラファー関係者へのブリーフィングを行う。

条件

記者よりも広いスペースを用意する（フォトグラファーは使用する機器が多い）。
登録されたフォトグラファーの75%以上を収容できるよう座席を計画する。
机の広さは1人当たり60cm×60cm以上とするが、80cm×80cmを推奨する。
十分な照明、エアコン、1座席当たり2個のコンセントを備える。

アクセス管理

主な使用者：　フォトグラファー
管理の強さ：　強い
管理の方法：　入口での個人認証（ADカード）

主な備品

名称	個数	開催都市	その他
机	必要	○	
椅子	必要	○	
電源コンセント	必要	○	
テレビモニター	必要	○	
館内共聴パッチ	一式	○	

配置図（参考）

メインスタンド側　1階

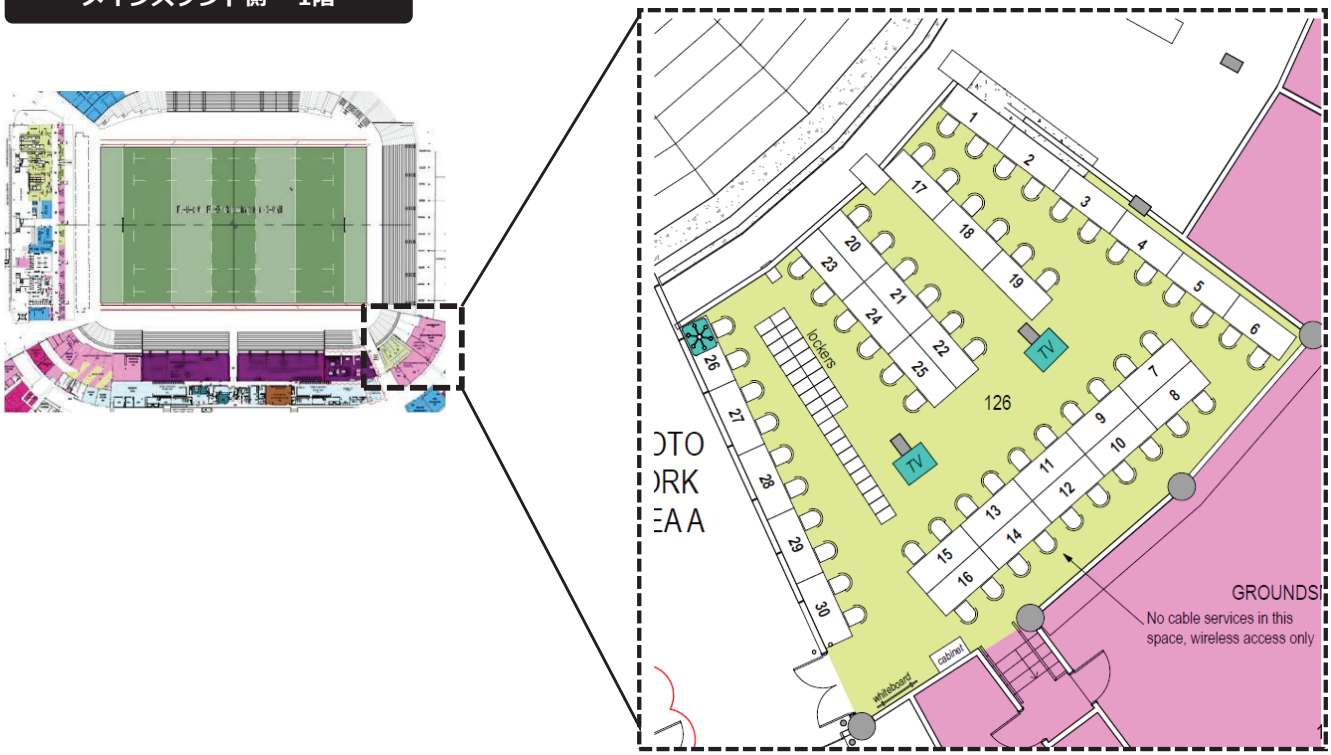

【配置についてのポイント】

・競技場の近く（一般の記者より荷物が多いため）
・メインスタンドでもバックスタンドでも可
・ベニューメディアセンター内での設置が理想

諸室イメージ

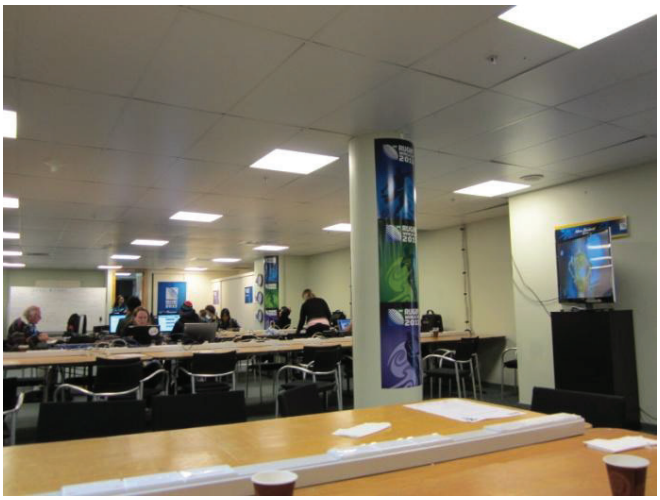

3-4 諸室説明

3-4-4　放送・メディア用

諸室名（日本語） 諸室名（英語）	ミックスゾーン Mixed Zone		
数量	1	広さ	—

使用目的

ペン記者、ライツホルダー（テレビ・ラジオ）が、試合直後の出場チームの監督や選手にインタビューを行う。

条件

試合カテゴリーに応じて予想されるペン記者、ライツホルダー（テレビ・ラジオ）に対応できるスペースを用意する。
選手との間はフェンスで仕切られていること。
照明があり、雨にさらされないこと。
チーム更衣室からスタジアム出入り口までの通路やスペース、または出入り口付近のスペースに設置する。

アクセス管理

主な使用者：　ペン記者、ライツホルダー（テレビ・ラジオ）
管理の強さ：　強い
管理の方法：　該当セキュリティゾーン入口での個人認証（ADカード）

主な備品

名称	個数	開催都市	その他
電源コンセント　※テレビ記者用	必要	○	
フェンス	必要	○	
バックボード　※テレビ記者用	必要		RWCL手配

配置図（参考）

メインスタンド側　1階

【配置についてのポイント】

・選手がチーム更衣室からバスに移動する際に必ず通る（他に抜け道がない）ように動線を計画

諸室イメージ

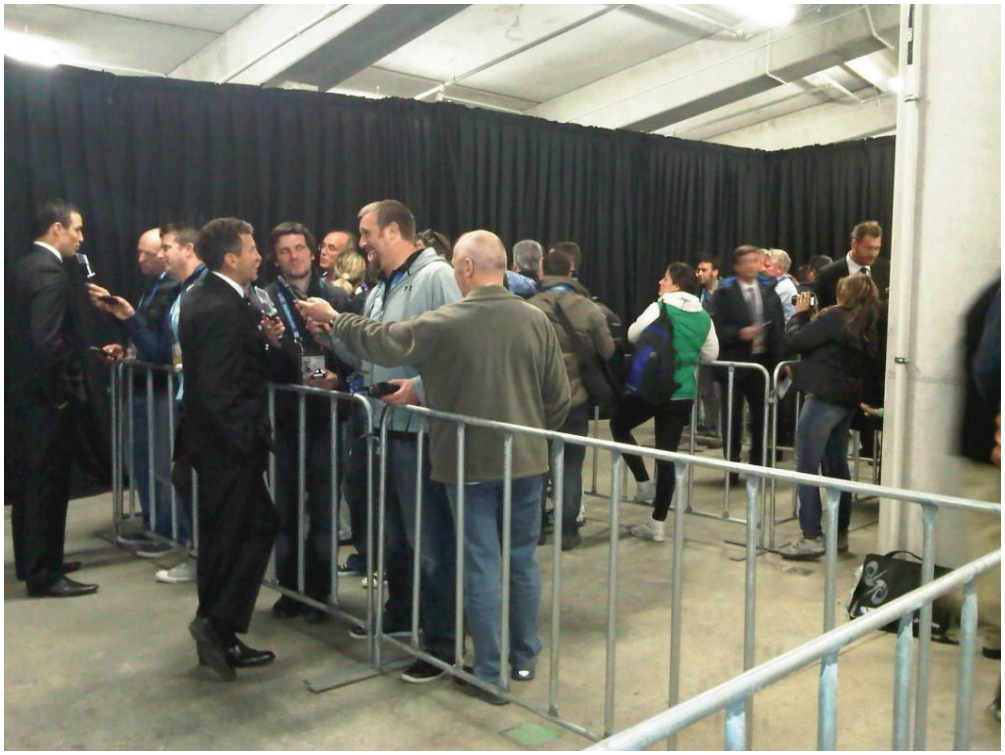

3-4 諸室説明

3-4-5　ホスピタリティ用

諸室名（日本語） 諸室名（英語）	個室・宴会場 Private suites / function rooms
広さ	試合カテゴリーによる　（「2-8-2 施設の規模」参照）

使用目的

公式ゲストやホスピタリティプログラムの利用客に、ケータリングを含めた特別なおもてなしを行う。
対象グループ①：　RWCLの招待客（VIPおよびスポンサー）
対象グループ②：　RWCLが販売するホスピタリティプログラムの利用客

条件

スタジアム内への設置を推奨するが、個別の事情に応じてスタジアム外の設置を検討できる。
個室と宴会場を併設し、キッチン、サービススタッフ用のスペースも確保する。
施設の詳細およびサービス用設備の設営における役割や費用の分担はRWCL（またはRWCLの指定業者）と協議して決定する。
電気、ガス、水道設備の追加敷設を含めた、一時的な追加施設の建設に要する費用はRWCL（またはRWCL指定業者）が負担する。

アクセス管理

主な使用者：　RWCLの招待客、ホスピタリティプログラムの利用客、RWCLやJR 2019などの役職員
管理の強さ：　普通～強い
管理の方法：　入口での個人認証（ADカード、チケット）

主な備品

名称	個数	開催都市	その他
机	必要		RWCL手配
椅子	必要		RWCL手配
テーブル	必要		RWCL手配
ソファ	必要		RWCL手配
テレビモニター	必要		RWCL手配
館内共聴パッチ	一式	○	
スクリーン	必要		RWCL手配
プロジェクター	必要		RWCL手配
音響機器一式	必要		RWCL手配

配置図（参考）

個室

宴会場

仮設施設

左図は一例を示す。
各スタジアムおよび
周辺の状況も考慮し
て施設を計画する。

【配置についてのポイント】

・スタジアム外の既存施設（ホテル、レストラン、学校、ホールなど）の利用可

諸室イメージ

個室（プライベート・スイート）

宴会場（ファンクション・ルーム）

仮設のホスピタリティ施設

仮設のホスピタリティ施設

3-4 諸室説明

3-4-5　ホスピタリティ用

諸室名（日本語） 諸室名（英語）	プロトコールラウンジ Protocol Lounge

数量	1	広さ	最大500㎡

使用目的

VIPが試合前やハーフタイム中に休憩したり交歓したりする。

条件

簡単なケータリングを用意すること。
VIP用の小さな医務スペースと医師を配置する。
可能な限り、収容人数に対応した数のトイレを備えること。
VIP用のインタビュー場所の設営、ボディーガードの一時待機場所の用意を要請されることがある。

アクセス管理

主な使用者：　重要客（VIP）、特別な賓客（VVIP）
管理の強さ：　強い
管理の方法：　警備員の配置（賓客がボディガードを帯同することもある）

主な備品

名称	個数	開催都市	その他
机	必要	○	
椅子	必要	○	
テーブル	必要	○	
ソファ	必要	○	
テレビモニター	必要	○	
館内共聴パッチ	一式	○	
スクリーン	必要	○	
プロジェクター	必要	○	
音響機器一式	必要	○	

配置図（参考）

メインスタンド側　3階

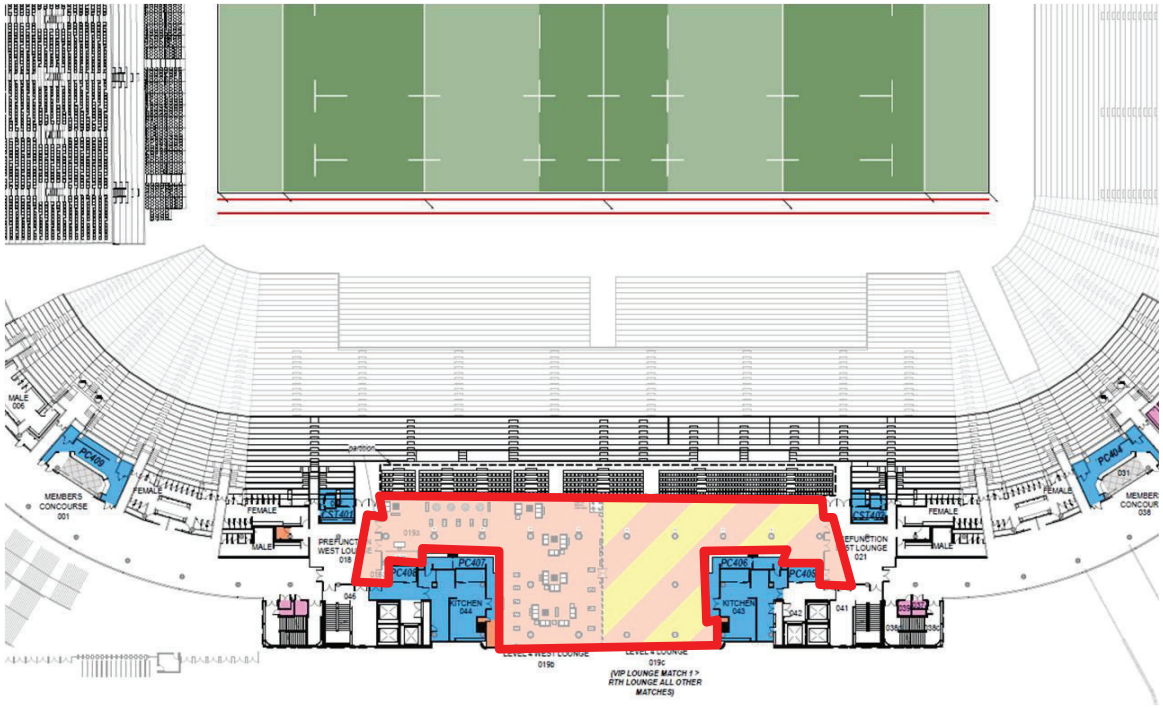

【配置についてのポイント】

・スタジアムメイン側
・ロイヤルボックスに近い場所
・VIPの車から専用動線が確保できる場所

諸室イメージ

3-4 諸室説明

3-4-6　駐車場

開催都市がスタジアム周辺に用意する駐車場の概要と配置例を示します。数量や配置は各試合開催会場の実情を踏まえて、開催都市とJR 2019が協議して決定します。

配置図（参考）

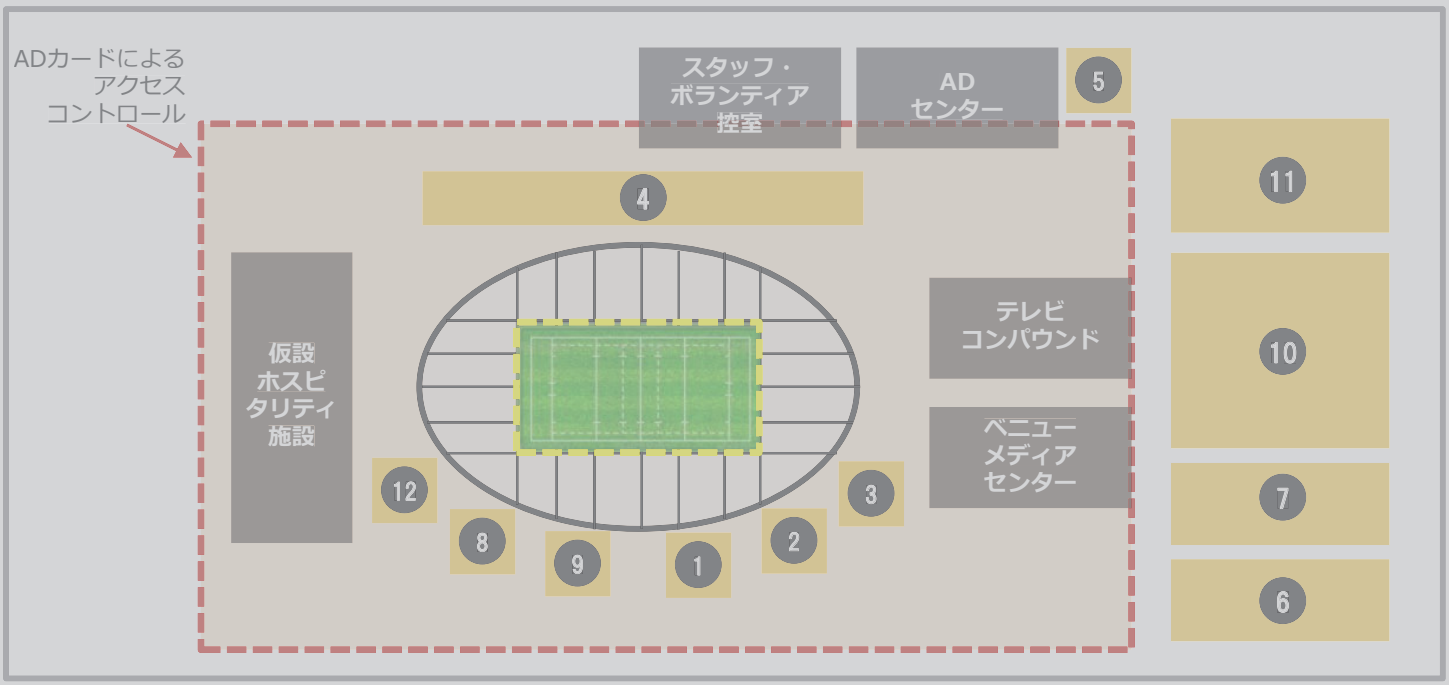

1 チーム用駐車場 Team Bus and Equipment Vehicles

数量：8（2チーム×4）

チーム関係の駐車場。試合ごとにチーム用として8台分の駐車スペースが必要。各チームに50人乗りのバス1台、乗用車2台、バン1台が用意される。観客出入口から離れたところにあり、選手出入口のすぐ近くにあることが望ましい。降車後や乗車前の動線を含めて厳しいアクセスコントロールが必要。

2 審判用駐車場 Match Official Parking Area

数量：2

審判団用の駐車場。審判用出入り口に近く、隔離された動線が確保されていることが望ましい。

3 ドーピング検体運搬車両用駐車場 Doping Control Vehicle Parking Area

数量：1

ドーピング検体運搬車専用の駐車場。ドーピングコントロールルームに近く、隔離された動線が確保されていることが望ましい。

4 大会役員・スタッフ用駐車場 Official Car Parking / Secure Storage

数量：必要数

IRB、RWCL、JR 2019の役員およびスタッフ用の駐車場。JR 2019が提示する必要台数を収容する。通常は50台以内に収まる。

5 ADセンター用駐車場 Accreditation Centre Parking	数量	必要数

ADカードを受け取る来場者やADセンターに勤務するスタッフ用の駐車場。ADカードによるアクセスコントロール外に設置。ADセンターの規模を踏まえて必要台数を計画する。通常は10台以内に収まる。

6 メディア用駐車場 Media Parking	数量	交通計画全体の中で決定

メディア関係者用の駐車場。ADカードによるアクセスコントロール外。ベニューメディアセンターに近いことが望ましい。なお、メディア関係者は公共交通機関やシャトルバスでの来場を基本として、駐車場の数は抑えて計画してよい。

7 パートナー用駐車場 Partner Parking Areas（including working staff）	数量	交通計画全体の中で決定

RWCLのコマーシャルパートナーや大会のパートナー用の駐車場。ADカードによるアクセスコントロール外に設置する。通常は大規模な試合開催会場で200台以内、小規模で100台以内に収まる。開催都市の整備基準に従って障がい車用駐車場も用意する。

8 VIP用駐車場 VIP Parking Areas	数量	交通計画全体の中で決定

重要客（VIP）用の駐車場。チームバスの駐車場とは異なるサイドに設置することが望ましい。通常は30台以内に収まる。

9 賓客用駐車場 Protocol Parking Areas	数量	賓客の来場計画に応じて決定

特別な賓客（VVIP）用の駐車場。貴賓・来賓席入口に近い場所に設置することが基本だが、車両の通行ルートや駐車場所には警察の意向が影響することがある。その他、チームバスの駐車場と離し、近くにドライバー休憩室があるとよい。通常は25台以内に収まる。

10 一般用駐車場 Public Parking Areas	数量	交通計画全体の中で決定

一般観客用の駐車場。ADカードによるアクセスコントロール外に設置する。開催都市の整備基準に従って障がい車用駐車場も用意する。

11 大型バス用駐車場 Coach Parking Areas	数量	交通計画全体の中で決定

観戦ツアー用の大型バスが待機する場所。乗降用の場所も必要になる。ADカードによるアクセスコントロール外。実際の需要を踏まえて計画する必要がある。

12 警察・消防・救急車両用駐車場 Police Officer Parking Area	数量	必要数

パトカー、消防車、救急車などのスペース。関係署の指示に従って必要なスペースを用意する。

公益財団法人
ラグビーワールドカップ2019組織委員会

〒107-0061 東京都港区北青山2-8-35 2F（秩父宮ラグビー場内）
電話：03-5771-2019　FAX：03-5771-2018

スポーツ振興くじ助成事業

写真提供：Rugby World Cup Limited, New Zealand Rugby Union, 公益財団法人日本ラグビーフットボール協会, 公益財団法人ラグビーワールドカップ2019組織委員会

添付資料８　各室性能表

※ 諸室の必要面積は、RWC2019ガイドライン第３章の「数量」「広さ」については適用せず、表の「諸室の面積・数量」欄の記載を適用すること。
※RWC2019ガイドライン第３章の「アクセス管理」の「管理の方法」については、国際大会の開催時など必要に応じて対応できるように計画する。
※RWC2019ガイドライン第３章の「主な備品」については適用せず、表の「特記事項 備品」欄の記載を適用すること。ただし、記載の無い室についても、各室の用途等に応じて備品を適切に整備すること。

機能	諸室等の名称 本要求水準書における諸室等の名称	諸室等の名称 RWC2019ガイドラインにおける諸室名	兼用諸室の整理	諸室の面積・数量 1室あたりの必要面積（㎡）	諸室の面積・数量 必要室数（室）	諸室の面積・数量 合計面積（㎡）	特記事項 RWC2019ガイドラインの適用（●：適用　－：特記事項を適用） 第３章 スタジアムの諸室 条件	第３章 スタジアムの諸室 アクセス管理	第３章 スタジアムの諸室 配置についてのポイント	第3章以外（ページ）	本業務要求水準書における特記事項 （RWC2019ガイドラインの記載を除く。RWC2019ガイドラインの記載と異なる記載の場合は、特記事項を適用する。）	備品	各諸室の工事期間 A：Ⅰ期整備が必須 B：Ⅰ期整備が基本だが一部はⅡ期整備でも可
(1) フィールド 関連機能	フィールド	競技場 （競技区域＋周辺区域） フォトグラファーポジション	－	－	－	11,256	－	●	●	17,21	・高さ1m以上の大きさのピッチ看板（LED）をスタンド席最前列のフェンスや立上り部分等に設けること。	・ゴールポスト（防護マット含む。） ・コーナーフラッグ	A
	大型スクリーン	大型スクリーン	－	－	－	－	－	－	－	－			A
	吊天井	－	－	－	－	－	－	－	－	－	・空中カメラシステム等、スポーツ競技、イベント時に必要な設えを施した吊り天井を設置すること。 ・キャットウォークを適正な間隔で配置すること。		A
(2) チーム 関連機能	チームベンチ	チームベンチ	－	－	－	－	●	●	●	－	・ピッチサイドに1チームにつき13席を2チーム分、スタンド席に1チームにつき15席を2チーム分、設けること。 ・ピッチサイド用ベンチは可動式椅子でも可とする。 ・フィールド全体、大型スクリーンが見える位置に確保すること。	・ピッチサイドベンチ（可動式の場合）：26脚（13脚×2チーム） ＊軽くて動かしやすい仕様であること	A
	チーム更衣室	チーム更衣室	－	200	4	800	●	●	●	－	・１日２試合を考慮し、４チーム分を整備すること。 ・チーム更衣室内に選手用トイレ（20㎡程度）、シャワールーム（30㎡程度）を設けること。 ・室内をメディアが撮影・放映することを想定した設えを施すこと。 ・アイスバス：２基／室を設けること。	・ロッカー・椅子：30人分／1室 ＊造り付けスポーツロッカー及び動かせる椅子を想定すること。 ・机・椅子（監督用）：4人分／1室 ・ホワイトボード：1台／1室 ・冷蔵庫：1台／1室 ＊内部が確認できるガラス張りの冷蔵ショーケース（容量200ﾘｯﾄﾙ程度） ・長机：4卓／1室 ＊W＝1,800㎜程度 ・テレビモニター：1台／1室 ＊設置場所及び用途を考慮し、十分なサイズであること ・製氷機：1台／1室（チーム更衣室ではなく、ホーム2チーム、アウェイ2チームが共用で使用できる場所に用意することも可能とする。その場合はホーム・アウェイ各1台） ＊貯氷量100kg程度 ・マッサージテーブル：2台／1室 ＊サイズ・耐荷重等において、ラグビー選手の使用を想定すること	A
	アップゾーン（選手用）	－	－	120	2	240	－	－	－	－	・２つのチーム更衣室の間に1室設けること。 ・対戦するチームが別のアップゾーンを使用できるよう、計画すること。 ・フィールドと同仕様の人工芝とすること。		A
	用具室	用具室	－	25	2	50	●	●	●	－	・１つのアップゾーンに対して1室設けること。 ・用具類の保管のほか、5人収容（用具係の待機）を想定すること。	・長机・椅子：2卓・6脚／1室 ＊使用しない場合の省スペース化を考慮すること	A
	コーチボックス	コーチボックス	－	20	2	40	●	●	●	－	・可能な限り観客席からの視線を遮ること。ただしコーチボックスからフィールドや大型スクリーンへの視線の確保はこれに優先する。	・机・椅子：6人分／1室 ＊机のサイズは使用人数、用途を考慮すること ・テレビモニター：1台／1室	A
(3) 運営進行 機能	運営本部	運営本部	会議室と 兼用可(★)	150	1	150	●	●	●	－	・２重床とすること。	・机・椅子：面積・形状・用途を踏まえ、適切な数量を用意すること ＊レイアウト変更及び使用しない場合の省スペース化を考慮すること ・ホワイトボード：3台程度（面積等により要調整） ・テレビモニター：3台程度（面積等により要調整） ＊設置場所及び用途を考慮し、十分なサイズであること ・プリンター複合機（FAX付）：1台 ・冷蔵庫：1台	A
	競技本部	－	多目的室と 兼用可	150	1	150	－	－	－	－	・２重床とすること。	・机・椅子：面積・形状・用途を踏まえ、適切な数量を用意すること ＊レイアウト変更及び使用しない場合の省スペース化を考慮すること ・ホワイトボード：3台程度（面積等により要調整） ・テレビモニター：3台程度（面積等により要調整） ＊設置場所及び用途を考慮し、十分なサイズであること	A
	記録室	－	－	30	1	30	－	－	－	－	・記録員4名分の机、椅子を横に並べられる広さを確保すること。 ・場内放送室・大型スクリーン操作室・記録室が放送システム等で連携できること。 ・競技タイマー操作ができるようにすること。 ・２重床とすること。 ・中継端子盤を設けること（テレビコンパウンドまで）	・机・椅子：4人分 ＊机のサイズは使用人数、用途を考慮すること ・テレビモニター：1台 ・映像レコーダー・プレイヤー：1台 ＊フレーム単位での静止・スロー再生機能付き	A
	大型スクリーン操作室	－	－	70	1	70	－	－	－	－	・場内放送室・大型スクリーン操作室・記録室が放送システム等で連携できること。 ・競技タイマー操作ができるようにすること。 ・２重床とすること。 ・中継端子盤を設けること（テレビコンパウンドまで）		A
	場内放送室	－	－	50	1	50	－	－	－	－	・フィールドを視認できる窓は開閉可能にすること。 ・3人分の机、椅子、機材を横に並べられる広さを確保すること。 ・場内放送室・大型スクリーン操作室・記録室が放送システム等で連携できること。 ・２重床とすること。 ・中継端子盤を設けること（テレビコンパウンドまで）		A
	審判更衣室	審判更衣室	－	25	2	50	－	●	●	－	・審判用トイレ（洋式トイレ１基以上）、シャワールーム（温水シャワー２基以上）、鏡付洗面台を設けること。 ・シャワールームにアイスバスを持ち込めるように適宜スペースを確保すること。	・ロッカー・椅子：6人分／1室 ＊スポーツロッカーのようにそれぞれを兼ねるものとする。 ・冷蔵庫：1台／1室 ・長机：2卓／1室 ＊W＝1,800㎜程度 ・ホワイトボード：1台／1室 ・テレビモニター：1台／1室	A
	アップゾーン（審判用）	－	－	50	1	50	－	－	－	－	・フィールドと同仕様の人工芝とすること。		A
	控え審判員ベンチ	控え審判ベンチ	－	－	－	－	●	●	●	－	・フィールドレベルに9人分設けること。	・長机：2卓以上 ＊W＝1,800㎜程度 ・椅子：9脚 ＊軽くて動かしやすい仕様であること	A

本要求水準書における諸室等の名称	官庁施設の基本的性能基準 耐火 Ⅰ Ⅱ Ⅲ Ⅳ	初期消火 Ⅰ Ⅱ	対浸水 Ⅰ Ⅱ	防犯性 Ⅰ Ⅱ Ⅲ	音環境 Ⅰ Ⅱ Ⅲ	光環境 Ⅰ Ⅱ Ⅲ	熱環境 Ⅰ Ⅱ Ⅲ	空気環境 Ⅰ Ⅱ	情報化対応 Ⅰ Ⅱ Ⅲ	内部仕上げ	②電気設備 照明 照度	照明 器具種別	照明 発電回路 競技対応（3h）	照明 発電回路 帰宅困難者対応（72h）	照明 発電回路 UPS	電源 コンセント	電源 発電回路 競技対応（3h）	電源 発電回路 帰宅困難者対応（72h）	電源 発電回路 UPS	構内交換 TEL	構内交換 LAN	時刻表示	テレビ受信	③空調設備 通常使用系統	24時間連続運転系統	災害時使用系統	④衛生設備 給排水	給湯	特殊消火
フィールド	Ⅳ	Ⅱ	－	－	－	Ⅰ	－	－	－	－	※	※	○	－	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－
大型スクリーン	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
吊天井	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
チームベンチ	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
チーム更衣室	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	－	Ⅲ	Ⅰ	－	Ⅲ	B	500	A	○	－	－	B	○	－	－	A	A	○	○	○	－	－	○	○	－
アップゾーン（選手用）	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	－	Ⅲ	Ⅰ	－	Ⅲ	A	300	A	○	－	－	C	○	－	－	B	B	○	○	○	－	－	－	－	－
用具室	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	－	Ⅲ	－	－	Ⅲ	H	100	C	○	－	－	D	○	－	－	B	B	○	－	－	－	－	－	－	－
コーチボックス	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	－	Ⅲ	Ⅰ	－	Ⅲ	I	500	A	○	－	－	C	○	－	－	A	A	○	－	○	－	－	－	－	－
運営本部	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	－	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅲ	C	750	A	○	○	－	A	○	○	－	A	A	○	○	○	－	○	－	－	－
競技本部	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	－	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅲ	C	750	A	○	○	－	A	○	○	－	A	A	○	○	○	－	○	－	－	－
記録室	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	－	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅲ	C	750	A	○	－	－	A	○	－	○	A	A	○	○	○	－	－	－	－	－
大型スクリーン操作室	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	－	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅲ	C	750	A	○	－	－	A	○	－	○	A	A	○	○	○	－	－	－	－	－
場内放送室	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	－	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅲ	C	750	A	○	－	－	A	○	－	○	A	A	○	○	○	－	－	－	－	－
審判更衣室	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	－	Ⅲ	Ⅰ	－	Ⅲ	B	500	A	○	－	－	B	○	－	－	A	A	○	○	○	－	－	○	○	－
アップゾーン（審判用）	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	－	Ⅲ	Ⅰ	－	Ⅲ	A	300	A	○	－	－	C	○	－	－	B	B	○	○	○	－	－	－	－	－
控え審判員ベンチ	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

機能	諸室等の名称		兼用諸室の整理	諸室の面積・数量			特記事項					各諸室の工事期間	官庁施設の基本的性能基準									内部仕上げ	②電気設備																	③空調設備			④衛生設備		
	本要求水準書における諸室等の名称	RWC2019ガイドラインにおける諸室名		1室あたりの必要面積（㎡）	必要室数（室）	合計面積（㎡）	RWC2019ガイドラインの適用 ●：適用 －：特記事項を適用 第３章 スタジアムの諸室 条件	アクセス管理	配置についてのポイント	第3章以外 （ページ）	本業務要求水準書における特記事項 （RWC2019ガイドラインの記載を除く。RWC2019ガイドラインの記載と異なる記載の場合は、特記事項を適用する。）	備品	A：Ⅰ期整備が必須 B：Ⅰ期整備が基本だが一部はⅡ期整備でも可	耐火 ⅠⅡⅢⅣ	初期消火 ⅠⅡ	対浸水 ⅠⅡ	防犯性 ⅠⅡⅢ	音環境 ⅠⅡⅢ	光環境 ⅠⅡⅢ	熱環境 ⅠⅡⅢ	空気環境 ⅠⅡ	情報化対応 ⅠⅡⅢ		照明 照度	照明 器具種別	電源 発電回路 競技対応（3h）	電源 発電回路 帰宅困難者対応（72h）	電源 UPS	電源 コンセント	電源 発電回路 競技対応（3h）	電源 発電回路 帰宅困難者対応（72h）	電源 UPS	構内交換 TEL	構内交換 LAN	時刻表示	テレビ受信	通常使用系統	24時間連続運転系統	災害時使用系統	給排水	給湯	特殊消火
(3) 運営進行機能	選手用医務室	選手用医務室	－	50	1	50	●	●	●	－		・診察台（マッサージ台）：2台 ＊サイズ・耐荷重等、ラグビー選手の使用を想定すること ・毛布：予備も含め、必要数量を用意すること ・テーブル：1卓 ＊高めの1本脚テーブルとすること（傷口縫合時に使用） ・間仕切りパーテーション ＊診察スペースを2カ所確保することを考慮した数量・仕様とすること ・鍵付きキャビネット：1台 ＊救急用機器・医薬品保管用として使用 ・机・椅子（医師用）：1卓・1脚 ・スポットライト ＊各診察台を照らすために調整可能とすること ・冷蔵庫：1台 ＊容量150Ｌリットル程度/冷凍室あり ・製氷機：1台 ＊貯氷量15kg程度 ・スパインボード：1台 ＊頸椎固定も可能な仕様とすること ・緊急用キット ＊詳細はJRFUと協議のうえ決定する ・テレビモニター：1台	A	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	－	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅲ	B	500	A	○	○	－	A	○	○	－	A	A	○	○	○	－	－	○	○	－
	ドーピングコントロール室	ドーピングコントロール室	－	50	1	50	●	●	●	－	・検査エリアに鏡付洗面台を設置すること。	■待機所 ・椅子：8脚 ・机（飲料等陳列用）：1卓 ・テレビモニター：1台 ・冷蔵庫（飲料用）：1台 ■検査エリア ・椅子：6脚 ＊全数のうち2脚は肘付椅子とすること ・机：2卓 ＊2名ずつ対面に座ることができる大きさとすること ・間仕切りパテーション ＊検査スペースを2カ所確保することを考慮した数量・仕様とすること	A	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	－	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅲ	B	500	A	○	－	－	A	○	－	－	A	A	○	○	○	－	－	○	○	－
	HIA室	－	－	50	1	50	－	－	－	－			A	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	－	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅲ	B	500	A	○	－	－	A	○	－	－	A	A	○	○	○	－	－	－	－	－
	ボールボーイ・ガール更衣室	ボールボーイ・ガール更衣室	－	30	2	60	－	●	●	－		・椅子：8人分／1室 ・机：2卓／1室 ・鍵付きロッカー：8名分／1室	A	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	－	Ⅲ	Ⅱ	－	Ⅲ	B	500	A	○	－	－	A	○	－	－	B	B	○	○	○	－	－	○	○	－
	テレビ審判室	テレビ審判室	－	30	1	30	●	●	●	－	・競技タイマー操作ができるようにすること。 ・機材設置用の棚を設置すること。 ・中継端子盤を設けること（テレビコンパウンドまで）	・机・椅子：4人分 ＊机のサイズは使用人数、用途を考慮すること ・テレビモニター：1台	A	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	－	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅲ	C	500	A	○	－	－	A	○	－	○	A	A	○	○	○	－	－	－	－	－
	スタッフ・ボランティア控室	スタッフ・ボランティア控室	会議室と兼用可(★)	50	1	50	●	●	－	－		・机・椅子 ＊窒形状・用途を踏まえ、適切な数量を用意すること ＊レイアウト変更及び使用しない場合の省スペース化を考慮すること ・ホワイトボード：1台 ・テレビモニター：1台 ・鍵付きロッカー：適宜	A	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	－	Ⅲ	Ⅱ	－	Ⅲ	C	500	A	○	○	－	A	○	○	－	B	B	○	○	○	－	○	－	－	－
	セレモニー関係者控室	セレモニー関係者控室	会議室と兼用可(★)	50	1	50	●	●	－	－		・姿見（全身鏡） ・机・椅子 ＊窒形状・用途を踏まえ、適切な数量を用意すること	A	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	－	Ⅲ	Ⅱ	－	Ⅲ	C	500	A	○	○	－	A	○	○	－	A	A	○	○	○	－	○	－	－	－
	イベント控室	－	多目的室と兼用可	適宜	適宜	1,200	－	－	－	－	・前庭試合用更衣室、セキュリティスタッフ控室 及び 7人制ラグビー大会のチーム更衣室としての使用も想定し、100m×12室に分割可能なよう、可動式間仕切りを設けること。 ・温水シャワー（12ブース以上）、男女トイレをイベント控室の近くに共用で設けること。	・姿見（全身鏡） ・製氷機、冷蔵庫等（イベント控室の近くに共用で設ける） ・机・椅子 ＊窒形状・用途を踏まえ、適切な数量を用意すること ＊レイアウト変更及び使用しない場合の省スペース化を考慮すること	A	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	－	Ⅲ	Ⅰ	－	Ⅲ	B	500	A	○	○	－	A	○	○	－	A	A	○	○	○	－	○	－	－	－
	多目的室	－	競技本部・イベント控室と兼用可	200	4	800	－	－	－	－			A	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	－	Ⅲ	Ⅰ	－	Ⅲ	B	500	A	○	○	－	A	○	○	－	A	A	○	○	○	－	○	－	－	－
	会議室	－	(★)記載の諸室と兼用可	適宜	適宜	400	－	－	－	－	・室の分散配置は可能。 ・可動式間仕切りによる分割使用を想定すること。		A	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	－	Ⅲ	Ⅰ	－	Ⅲ	C	500	A	○	○	－	A	○	○	－	A	A	○	○	○	－	○	－	－	－
	倉庫	倉庫	－	適宜	適宜	適宜	●	●	●	－	・人工芝メンテナンス機器を保管する。 ・コンコース（整理誘導用ロープ、ポール等）用の備品を保管する。 ・ラグビー競技のほか、ラグビー以外のスポーツ競技やイベントで使用する備品等を保管する。 ・ラグビーワールドカップだけに用いる倉庫は設けなくてもよい。	・ゴールポスト運搬用の保管台車	A	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	－	Ⅲ	－	－	Ⅲ	H	100	C	○	－	－	E	○	－	－	B	B	○	－	－	－	－	－	－	－

機能	諸室等の名称：本要求水準書における諸室等の名称	諸室等の名称：RWC2019ガイドラインにおける諸室名	兼用諸室の整理	諸室の面積・数量：1室あたりの必要面積（㎡）	必要室数（室）	合計面積（㎡）	特記事項：RWC2019ガイドラインの適用（●：適用 －：特記事項を適用）第３章 スタジアムの諸室：条件	アクセス管理	配置についてのポイント	第3章以外（ページ）	本業務要求水準書における特記事項（RWC2019ガイドラインの記載を除く。RWC2019ガイドラインの記載と異なる記載の場合は、特記事項を適用する。）	備品	各諸室の工事期間（A：Ⅰ期整備が必須 B：Ⅰ期整備が基本だが一部はⅡ期整備でも可）
(4) メディア関連機能	記者席	記者席	－	—	—	—	●	●	●	－			A
	プレスカンファレンス室	プレスカンファレンス室	会議室と兼用可(★)	180	1	180	●	●	●	－	・通訳ブースの常設は不要とする（国際大会の開催時など必要に応じて対応できるように計画する） ・記者会見などに対応できるよう中継端子盤を設けること（テレビコンパウンドまで）	・メインステージ（組み立て式） ＊5名程度が乗れるかさ上げスペースとする ・ポータブルステージ ＊後方カメラスペース用 ・テーブル付き椅子 ＊室形状・用途を踏まえ、適切な数量を用意すること	A
	ベニューメディアセンター	ベニューメディアセンター	会議室と兼用可(★)	180	1	180	●	●	●	－		・机・椅子 ＊室形状・用途を踏まえ、適当な数量を用意すること ・ホワイトボード ＊室形状・用途を踏まえ、適当な数量を用意すること（2台程度） ・テレビモニター ＊室形状・用途を踏まえ、適当な数量を用意すること（2台程度） ＊設置場所及び用途を考慮し、十分なサイズであること ・プリンター複合機：1台	A
	フォトグラファー控室	フォトグラファー作業所	会議室と兼用可(★)	200	1	200	●	●	－	－		・机・椅子 ＊室形状・用途を踏まえ、適当な数量を用意すること ・ホワイトボード ＊室形状・用途を踏まえ、適当な数量を用意すること ・テレビモニター ＊室形状・用途を踏まえ、適当な数量を設置すること ＊設置場所及び用途を考慮し、十分なサイズであること	A
	フラッシュインタビューポジション	フラッシュインタビューポジション	会議室と兼用可(★)	80	1	80	●	●	●	－	・中継端子盤を設けること（テレビコンパウンドまで）		A
	ミックスゾーン	ミックスゾーン	－	—	—	—	●	●	●	－	・中継端子盤を設けること（テレビコンパウンドまで）	・パイプフェンス ＊ミックスゾーンの設定に応じて、必要数量を準備する	A
	展望放送室	－	－	40	6	240	－	－	－	－	・有効天井高さ2.5m以上を確保し、防音設備、２重床とすること。 ・各室に中継端子盤を設けること（テレビコンパウンドまで）	・机：６卓／1室 ・椅子：18脚／1室	A
	コメンタリーコントロール室	コメンタリーコントロール室	－	15	1	15	●	●	－	－	・中継端子盤を設けること（テレビコンパウンドまで）		A
	カメラポジション	テレビカメラの設置場所	－	－	－	－	－	－	－	23	・各カメラポジションに中継端子盤を設置すること。（テレビコンパウンドまで） ・メインカメラの位置は、フィールド中央から13°の角度のスタンド席内に計画すること。	・折りたたみ椅子：100台 ＊フィールドのカメラマン用と共用	A
	テレビコンパウンド	テレビコンパウンド	－	1,000	1	1,000	●	●	－	－	・中継端子盤は、２社並列利用を想定し、少なくとも10m以上離すこと。 ・電源車（中継車に電源機能を持つものも含む）の排煙に対応する設備を設置すること。		A
(5) 観客関連機能	入場ゲート	－	－	適宜	適宜	適宜	－	－	－	－	・手荷物検査、瓶、缶を移し替える作業スペースを確保すること。		B
	入場券売場	－	－	適宜	適宜	適宜	－	－	－	－			B
	待機スペース	－	－	適宜	適宜	適宜	－	－	－	－	・待機列等利用者集中を考慮したスペースを確保すること（外構に計画することも可） ・待機列が、関係者入口、搬入口と交差しないこと。 ・まちかど広場などと交錯しないこと。		B
	コンコース	－	－	適宜	適宜	適宜	－	－	－	－	・視認性の高い案内サインやゲート等の設えにより、現在地やトイレ、スタンド席入口等が瞬時にわかるように配慮すること。		B
	救護室	救護室	－	適宜	適宜	適宜	－	－	－	－	・一般観客用として、アクセスしやすい場所に複数設置すること。	・救護用ベッド：1台／1室 ・毛布：予備も含め、必要数量を用意すること ・机・椅子（医師用）：1卓／1室 ・ストレッチャー：1台／1室	B
	休憩室（カームダウン室・クールダウン室）	－	－	適宜	適宜	適宜	－	－	－	－	・一般観客用として、アクセスしやすい場所に複数設置すること。		B
	授乳室	授乳室	－	適宜	適宜	適宜	－	－	－	－	・一般観客用として、アクセスしやすい場所に複数設置すること。		B
	託児室	－	－	適宜	適宜	適宜	－	－	－	－	・一般観客用として、アクセスしやすい場所に複数設置すること。		B
	ベビーカー置き場	－	－	適宜	適宜	適宜	－	－	－	－	・施錠して保管できるベビーカー置き場を設置すること。		B
	観客用トイレ	－	－	適宜	適宜	適宜	－	－	－	－			B
	グッズ売店	－	－	適宜	適宜	適宜	－	－	－	－	・分散して偏りなく設置する想定とすること。 ・待機動線が観客用トイレと近くならない配置すること。		B
	飲食売店	－	－	適宜	適宜	適宜	－	－	－	－	・分散して偏りなく設置する想定とすること。 ・待機動線が観客用トイレと近くならない配置すること。		B
(6) VIP関連機能	VIPラウンジ	プロトコールラウンジ	－	600	1	600	●	●	●	－	・VIPラウンジから直接出入り可能なVIPラウンジ専用バルコニーを設け、VIPラウンジバルコニー席を設けること。 ・ホスピタリティ施設としてふさわしい空間とすること。 ・メインスタンドに設置すること。	・快適に観戦・観覧でき、様々なホスピタリティを提供する上で、必要となる什器備品類を備えること。	A
	観戦ボックス	－	－	30	10	300	－	－	－	－	・室内から直接出入り可能な観戦ボックスバルコニーを設け、観戦ボックスバルコニー席を設けること。 ・ホスピタリティ施設としてふさわしい空間とすること。	・快適に観戦・観覧でき、様々なホスピタリティを提供する上で、必要となる什器備品類を備えること。	A
	貴賓室	－	－	60	1	60	－	－	－	－	・室内から直接出入り可能な貴賓室バルコニーを設け、貴賓室バルコニー席を設けること。 ・ガラスは防弾ガラスとすること。 ・ホスピタリティ施設としてふさわしい空間とすること。 ・メインスタンド中央に設置すること。	・快適に観戦・観覧でき、高水準のホスピタリティを提供する上で、ふさわしい什器備品類を備えること。 （皇族や国賓などの要人（VVIP）を迎える場合も想定する）	A
	ＶＩＰ用パントリー	－	－	適宜	適宜	適宜	－	－	－	－			A

諸室名	官庁施設の基本的性能基準：耐火（Ⅰ Ⅱ Ⅲ Ⅳ）	初期消火（Ⅰ Ⅱ）	対浸水（Ⅰ Ⅱ）	防犯性（Ⅰ Ⅱ Ⅲ）	音環境（Ⅰ Ⅱ Ⅲ）	光環境（Ⅰ Ⅱ Ⅲ）	熱環境（Ⅰ Ⅱ Ⅲ）	空気環境（Ⅰ Ⅱ）	情報化対応（Ⅰ Ⅱ Ⅲ）	内部仕上げ	②電気設備 照明：照度	器具種別	発電回路（競技対応3h）	発電回路（帰宅困難者対応72h）	UPS	電源：コンセント	発電回路（競技対応3h）	発電回路（帰宅困難者対応72h）	UPS	構内交換：TEL	LAN	時刻表示	テレビ受信	③空調設備：通常使用系統	24時間連続運転系統	災害時使用系統	④衛生設備：給排水	給湯	特殊消火
記者席	－	－	－	－	－	－	－	－	－	Ⅰ	－	－	○	－	－	A	○	－	－	A	A	○	○	－	－	－	－	－	－
プレスカンファレンス室	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅲ	C	750	A	○	－	－	A	○	－	－	A	A	○	○	○	－	－	－	－	－
ベニューメディアセンター	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅱ	－	Ⅲ	C	750	A	○	－	－	A	○	－	－	A	A	○	○	○	－	－	－	－	－
フォトグラファー控室	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	－	Ⅲ	Ⅱ	－	Ⅲ	C	750	A	○	－	－	A	○	－	－	A	A	○	○	○	－	－	－	－	－
フラッシュインタビューポジション	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	－	Ⅲ	Ⅱ	－	Ⅲ	B	500	A	○	－	－	D	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
ミックスゾーン	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	－	Ⅲ	－	－	Ⅲ	B	500	A	○	－	－	D	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
展望放送室	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅲ	C	750	A	○	－	－	A	○	－	○	A	A	○	○	○	－	－	－	－	－
コメンタリーコントロール室	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	－	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅲ	C	500	A	○	－	－	A	○	－	○	A	A	○	○	○	－	－	－	－	－
カメラポジション	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	－	－	－	－	－	Ⅰ	－	－	○	－	－	A	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
テレビコンパウンド	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	－	－	－	－	－	Q（内部の場合）	100～300	B	○	｜	｜	A	○	｜	｜	｜	｜	｜	｜	－	－	－	－	－	－
入場ゲート	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	－	－	Ⅰ	－	－	J	－	B	○	－	－	A	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
入場券売場	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	－	Ⅲ	Ⅰ	－	Ⅲ	M	500	B	○	－	－	A	○	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－
待機スペース	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
コンコース	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	－	Ⅲ	Ⅰ	－	Ⅲ	J	100～300	B	○	一部○	－	D	○	一部○	－	－	－	○	○	○	－	－	－	－	－
救護室	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	－	Ⅲ	Ⅱ	－	Ⅲ	M	500	A	○	◎	－	A	○	◎	－	A	A	○	○	○	－	◎	○	○	－
休憩室（カームダウン室・クールダウン室）	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	－	Ⅲ	Ⅱ	－	Ⅲ	M	500	A	○	◎	－	C	○	◎	－	B	B	○	○	○	－	◎	－	－	－
授乳室	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	－	Ⅲ	Ⅱ	－	Ⅲ	M	300	A	○	◎	－	C	○	◎	－	B	B	○	○	○	－	◎	○	○	－
託児室	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	－	Ⅲ	Ⅱ	－	Ⅲ	M	300	A	○	◎	－	C	○	◎	－	B	B	○	○	○	－	◎	－	－	－
ベビーカー置き場	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	－	Ⅲ	－	－	Ⅲ	J	300	A	○	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
観客用トイレ	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	－	Ⅲ	Ⅱ	－	Ⅲ	K	300	B	○	一部○	－	D	○	一部○	－	－	－	－	－		－	－	－	－	－
グッズ売店	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	－	Ⅲ	Ⅱ	－	Ⅲ	L	100～300	D	○	－	－	※	○	－	－	B	B	－	－	－	－	－	－	－	－
飲食売店	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	－	Ⅲ	Ⅱ	－	Ⅲ	L	100～300	C	○	－	－	※	○	－	－	B	B	－	－	－	－	－	○	○	－
VIPラウンジ	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	－	Ⅲ	Ⅰ	－	Ⅲ	O	300	A	○	－	－	※	○	－	－	A	A	○	○	○	－	－	○	○	－
観戦ボックス	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	－	Ⅲ	Ⅰ	－	Ⅲ	O	300	A	○	－	－	※	○	－	－	A	A	○	○	○	－	－	○	○	－
貴賓室	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	－	Ⅲ	Ⅰ	－	Ⅲ	N	300	A	○	－	－	※	○	－	－	B	B	○	○	○	－	－	○	○	－
ＶＩＰ用パントリー	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	－	Ⅲ	Ⅱ	－	Ⅲ	L	300	A	○	－	－	※	○	－	－	A	A	－	－	○	－	－	○	○	－

機能	諸室等の名称		兼用諸室の整理	諸室の面積・数量			特記事項						各諸室の工事期間	官庁施設の基本的性能基準									内部仕上げ	②電気設備																	③空調設備			④衛生設備		
							RWC2019ガイドラインの適用 ●：適用 －：特記事項を適用				本業務要求水準書における特記事項 （RWC2019ガイドラインの記載を除く。RWC2019ガイドラインの記載と異なる記載の場合は、特記事項を適用する。）	備品		耐火	初期消火	対浸水	防犯性	音環境	光環境	熱環境	空気環境	情報化対応		照明		電源								構内交換		時刻表示	テレビ受信	通常使用系統	24時間連続運転系統	災害時使用系統	給排水	給湯	特殊消火
							第３章 スタジアムの諸室			第3章以外																																				
	本要求水準書における諸室等の名称	RWC2019ガイドラインにおける諸室名		1室あたりの必要面積（㎡）	必要室数（室）	合計面積（㎡）	条件	アクセス管理	配置についてのポイント	（ページ）			A：Ⅰ期整備が必須 B：Ⅰ期整備が基本だが一部はⅡ期整備でも可	Ⅰ Ⅱ Ⅲ Ⅳ	Ⅰ Ⅱ	Ⅰ Ⅱ	Ⅰ Ⅱ Ⅲ	Ⅰ Ⅱ Ⅲ	Ⅰ Ⅱ Ⅲ	Ⅰ Ⅱ Ⅲ	Ⅰ Ⅱ	Ⅰ Ⅱ Ⅲ		照度	器具種別	発電回路（競技対応（3h））	発電回路（帰宅困難者対応（72h））	発電回路UPS	コンセント	発電回路（競技対応（3h））	発電回路（帰宅困難者対応（72h））	発電回路UPS	TEL	LAN										
(7) 施設管理関連機能	管理室	－	－	200	1	200	－	－	－	－	・１階に配置すること。		A	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	C	500	B	○	◎	－	A	○	◎	－	A	A	○	○	○	－	◎	○	○	－
	防災センター	－	－	80	1	80	－	－	－	－	・１階に配置すること。 ・防災系の各種盤を設置すること。 ・施設受付の付近に配置すること。 ・緊急時に消防隊がアクセスできるようにすること。		A	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅱ	－	Ⅱ	C	500	B	○	◎	－	A	○	◎	○	A	A	○	○	－	○	◎	－	－	－
	警察指令室	警察指令室	－	30	1	30	－	－	－	－			A	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	－	Ⅲ	Ⅱ	－	Ⅲ	C	500	B	○	－	－	A	○	－	－	A	A	○	○	○	－	－	－	－	－
	消防指令室	消防指令室	－	30	1	30	－	－	－	－			A	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	－	Ⅲ	Ⅱ	－	Ⅲ	C	500	B	○	◎	－	A	○	◎	－	A	A	○	○	○	－	－	－	－	－
	運転手控室	運転手控室	－	適宜	適宜	適宜	－	●	●	－		・机・椅子 ＊諸室形状・用途を踏まえ、適当な数量を用意すること ・ホワイトボード：1台 ・テレビモニター：1台	A	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	－	Ⅲ	Ⅱ	－	Ⅲ	C	500	B	○	◎	－	A	○	◎	－	A	A	○	○	○	－	－	○	－	－
	清掃センター	－	－	適宜	適宜	適宜	－	－	－	－	・清掃作業員の詰所や清掃用具・消耗品の倉庫として使用する。		A	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	－	Ⅲ	－	－	Ⅲ	P	200	B	○	◎	－	D	○	◎	－	B	B	○	－	－	－	－	－	－	－
	エントランス	－	－	適宜	適宜	適宜	－	－	－	－	・一般観客用のほか、競技者用、運営関係者用、メディア用、ＶＩＰ用、施設管理者用等を動線を考慮した配置とすること。		A	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	－	Ⅲ	Ⅱ	－	Ⅲ	C	100～300	B	○	◎	－	D	○	◎	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	倉庫	－	－	適宜	適宜	適宜	－	－	－	－	・成果物（JSCと詳細は協議）を保管する倉庫を設けること。		A	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	－	Ⅲ	－	－	Ⅲ	H	100	C	○	－	－	E	○	－	－	B	B	○	－	－	－	－	－	－	－
	災害備蓄倉庫	－	－	21	1	21	－	－	－	－	・帰宅困難者の一時避難への対応として、都市開発諸制度活用方針に基づき適切に設けること。	・マンホールトイレ５個	A	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	－	Ⅲ	－	－	Ⅲ	H	100	C	○	○	－	E	○	－	－	B	B	○	－	－	－	－	－	－	－
	JRFU連携室	－	－	100	1	100	－	－	－	－	・外部から直接アクセスできるように計画すること。 ・洗面所、トイレ、給湯室を適宜設けること。 ・詳細については、JRFUとの連携協力協定において調整すること。	－	A	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	－	Ⅲ	Ⅱ	－	Ⅲ	C	500	A	○	－	－	A	○	－	－	A	A	○	○	○	－	－	○	○	－
(8) その他必要機能	設備機械室（受水槽室、消火ポンプ室、中水濾過機械室、空調機室）	－	－	適宜	適宜	適宜	－	－	－	－	・点検や将来の機器更新を容易にできるように配慮すること。 ・機器の搬入等に配慮すること。		A	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	－	Ⅲ	Ⅲ	－	Ⅲ	P	200	C	○	◎	－	E	○	◎	－	B	B	－	－	－	－	－	－	－	－
	設備機械室（熱源機械室）	－	－	適宜	適宜	適宜	－	－	－	－	・点検や将来の機器更新を容易にできるように配慮すること。 ・機器の搬入等に配慮すること。		A	Ⅲ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	－	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅲ	P	200	C	○	◎	－	E	○	◎	－	B	B	－	－	－	－	－	－	－	－
	設備機械室（サブ変電気室）	－	－	適宜	適宜	適宜	－	－	－	－	・点検や将来の機器更新を容易にできるように配慮すること。 ・機器の搬入等に配慮すること。		A	Ⅰ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ	－	Ⅲ	Ⅲ	－	Ⅲ	P	200	C	○	◎	－	E	○	◎	－	B	B	－	－	－	○	◎	－	－	○
	設備機械室（特高電気室）	－	－	適宜	適宜	適宜	－	－	－	－	・点検や将来の機器更新を容易にできるように配慮すること。 ・機器の搬入等に配慮すること。		A	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	－	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	P	200	C	○	◎	－	E	○	◎	－	B	B	－	－	－	○	◎	－	－	○
	設備機械室（発電機室）	－	－	適宜	適宜	適宜	－	－	－	－	・点検や将来の機器更新を容易にできるように配慮すること。 ・機器の搬入等に配慮すること。		A	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	－	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅲ	P	200	C	○	－	－	E	○	－	－	B	B	－	－	－	－	－	－	－	－
	設備機械室（MDFなど）	－	－	適宜	適宜	適宜	－	－	－	－	・点検や将来の機器更新を容易にできるように配慮すること。 ・機器の搬入等に配慮すること。		A	Ⅰ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ	－	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	C	200	C	○	◎	－	E		◎	○	B	B	－	－	－	○	◎	－	－	○
	設備機械室（DS、EPS、PS、EA、OA等）	－	－	適宜	適宜	適宜	－	－	－	－	・点検や将来の機器更新を容易にできるように配慮すること。 ・機器の搬入等に配慮すること。		A	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	－	Ⅲ	－	－	Ⅲ	F	200	C	○	－	－	E	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	テレビコンパウンド用機械室	－	－	適宜	適宜	適宜	－	－	－	－	・点検や将来の機器更新を容易にできるように配慮すること。 ・機器の搬入等に配慮すること。		A	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	－	－	Ⅲ	－	－	-	200	C	○	○	－	E	○	○	－	B	B	－	－	－	－	－	－	－	－
	サーバールーム	－	－	適宜	適宜	適宜	－	－	－	－	・点検や将来の機器更新を容易にできるように配慮すること。 ・機器の搬入等に配慮すること。		A	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	－	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅱ	C	200	B	○	◎	－	※	○	◎	－	A	A	○	－	－	○	◎	－	－	○
	駐車場	－	－	適宜	適宜	適宜	－	－	－	－	・関係者のみが使用するものとして計画すること。 ・選手バス４台分駐車・乗降スペース、VVIP専用駐車・乗降スペース、VIP専用駐車・乗降スペースのほか、運営関係者用・施設管理者用・緊急車両用の駐車場スペース、物品搬入車用の荷卸しスペース等を適切に計画すること。 ・電気自動車用充電器を2台以上設けること。		B	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	－	Ⅲ	－	Ⅱ	Ⅲ	Q	75～100	C	○	一部○	－	E	○	無し	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○
	廃棄物室（ゴミ庫）	－	－	適宜	適宜	適宜	－	－	－	－	・におい、などに配慮した計画とすること。 ・ゴミ収集車が収集しやすい場所に配置すること。 ・管理用EVへの動線に配慮すること。		A	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	－	Ⅲ	－	Ⅱ	Ⅲ	H	100	B	○	－	－	E	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－
(9) 文化交流機能	スポーツ博物館	－	－	－	－	－	－	－	－	－	（添付資料３スポーツ博物館 各室性能表による）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	ラグビーの文化的・歴史的資料等の展示スペース	－	－	－	－	－	－	－	－	－	・コンコース等の壁等を利用したミュージアムスペースを計画する。 ・詳細については、JRFUとの連携協力協定において調整すること。	－	A	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

■各室性能表（凡例）

①建築

項目	凡例	説明			
		主な部屋	床	壁	天井
内部仕上げ （参考）	A	アップゾーン	フィールド同仕様の人工芝 (下地構成含む)	EP塗装	素地＋グラスウール吸音材
	B	更衣室・選手関係諸室等	ゴムタイルｔ＝9.0	EP塗装	ロックウール化粧吸音板
	C	管理関連・会議室等	OA＋タイルカーペット(標準品)	ビニルクロスまたはEP塗装	ロックウール化粧吸音板
	D	記者スペース	OA＋タイルカーペット(標準品)	有孔ケイカル板＋EP塗装	ロックウール化粧吸音板
	E	イベント用控え室	OA＋タイルカーペット (標準品/制電タイプ)	有孔ケイカル板＋EP塗装	ロックウール化粧吸音板
	F	競技・運営関係その他諸室	タイルカーペット（標準品） 又は、ビニル床シート等	ビニルクロスまたはEP塗装	ロックウール化粧吸音板
	G	競技・運営関係その他諸室	OA＋タイルカーペット(標準品)	EP塗装	ロックウール化粧吸音板
	H	器具庫・倉庫等	塗床	EP塗装	素地
	I	観客席・車いす席	PC段床素地	EP塗装	素地
	J	コンコース	無機系防塵塗床	EP塗装	素地
	K	コンコースWC	ビニル床シート（抗菌）	EP塗装	EP塗装
	L	コンコース売店等	無機系防塵塗床	化粧ケイカル板	素地
	M	コンコースその他諸室	ビニル床シート	EP塗装	ロックウール化粧吸音板
	N	貴賓室	石床、特注カーペット等	木製化粧パネル	木製吸音パネル
	O	VIP関連室等	タイルカーペット（上級品）	木製化粧パネル	木製吸音パネル
	P	機械室等	塗床	素地＋グラスウール吸音材	素地＋グラスウール吸音材
	Q	駐車場等	塗床（最下階の場合）	素地	素地

②電気設備

項目			凡例	説明
照明	照度		数字	必要とする室の平均照度（lx）を示す。
			※	別に定める。
	器具種別		A	天井埋込型カバー付（意匠的に配慮した照明）
			B	天井埋込型下面開放（天井直付LED照明含む）
			C	露出型、直付型（機械室など）
			D	ダウンライト
			※	別に定める。
	発電回路	競技対応 (3h)	○	競技中の停電に際して競技継続のために3時間電力供を行う負荷
		帰宅困難者対応 (72h)	◎	帰宅困難者の受入時に72時間電力供給を行う負荷
			○	上記◎の内容を、事業者の計画する帰宅困難者受け入れスペースに振り替えること
			一部○	上記○の内容で、対象となる部分の照明の50％を点灯
		UPS	○	無停電電源装置からの供給を行う負荷
電源	コンセント		A	・居室の場合は8㎡に二重床内ケーブル用ジョイントボックス1個以上＋OAタップ4個以上（または8㎡あたりのコンセント容量650VA、50VA/㎡） ・記者席の場合は、席にコンセント（2P15AE付×2）1個所
			B	・個室の執務室の場合は机1つにコンセント（2P15AE付×2）2個所、（またはOAタップ1つ） ・チーム更衣室、審判更衣室などの場合は、手洗い（ドライヤ用）にコンセント（2P15AE付×2）1個所
			C	・居室の場合は25㎡にコンセント（2P15AE付×2）1個所以上
			D	・コンコース及び廊下などの共用部の場合は歩行距離20ｍにコンセント（2P15AE付×2）1個所 ・階段の場合は2フロアにコンセント（2P15AE付×2）1個所 ・トイレの場合はハンドドライヤ用コンセント（2P15AE付×2）1～2個所 ・湯沸室の場合はコンセント（2P15AE付×2）3個所
			E	・機械室、電気室など設備室の場合は出入口にコンセント（2P15AE付×2）1個所、床上＋50㎝ ・駐車場の場合は車路部分20ｍにコンセント（2P15AE付×2、鍵付カバー付）1個所、床上＋50㎝
			※	その他（実負荷に合わせること）
	電源（非常用発電回路等）	競技対応 (3h)	○	競技中の停電に際して競技継続のために3時間電力供を行う負荷
		帰宅困難者対応 (72h)	◎	帰宅困難者の受入時に72時間電力供給を行う負荷
			○	上記◎の内容を、事業者の計画する帰宅困難者受け入れスペースに振り替えること
			一部○	上記○の内容で、対象となる部分の照明の50％を点灯
		UPS	○	無停電電源装置からの供給を行う負荷
構内交換		TEL	A	電話機の設置を示す。室用途・在室人員に合わせた回線を計画すること。
			B	各1回線のみ出入口付近に設置する。
		LAN	A	施設用LANを設置。有線LANとする場合は、在室人員に応じた回線を計画する。
			B	施設用LANを設置。有線LANとする場合は、1回線のみ出入口付近に設置する。
時刻表示			○	電気時計の設置を示す。100㎡を超える面積の室については、おおむね100㎡につき1個所設置すること。
テレビ受信			○	TVアウトレットの設置を示す。

③空調設備

項目	凡例	説明
通常使用系統	○	主に定時時間に使用する頻度が高い空調が必要な室
24時間連続運転系統	○	24時間連続して空調が必要な室　※ただし、設備機械室は、事業者の計画に応じて空調の設置を検討すること。
災害時使用系統	◎	災害時にも空調が必要な室
	○	上記◎の内容を、事業者の計画する帰宅困難者受け入れスペースの関連する室に振り替えること

④衛生設備

項目	凡例	説明
給排水	○	給排水を必要とする備品等以外に、給水設備及び排水設備が必要な室
給湯	○	手洗い（温水）やシャワー等の給湯設備が必要な室
特殊消火	○	屋内消火栓設備に代わり、不活性ガス消火設備等が必要な室

添付資料９　各室位置関連図

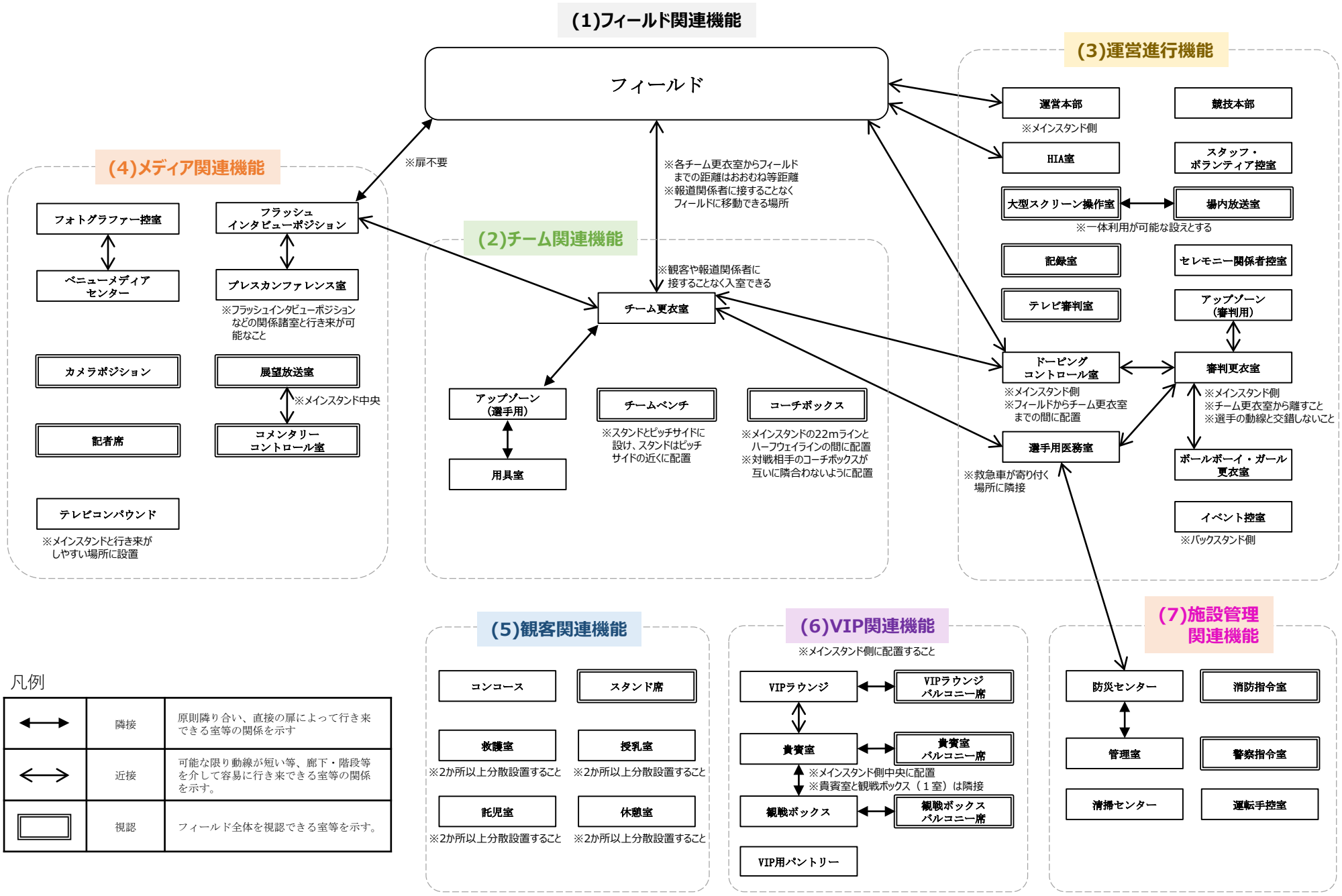

凡例

⟷	隣接	原則隣り合い、直接の扉によって行き来できる室等の関係を示す
⟷	近接	可能な限り動線が短い等、廊下・階段等を介して容易に行き来できる室等の関係を示す。
▭	視認	フィールド全体を視認できる室等を示す。

添付資料１０　整備区分表

番号	内容			本事業	別途工事	備考
1	新築工事	本施設等の建設工事及び外構工事		●		
		植栽工事（計画敷地内における保存樹木の移植及び不要な樹木の撤去）		●		
		スポーツ博物館　別途工事・調達（展示ケース等）			●	【添付資料２】「スポーツ博物館業務要求水準書」の第２章６に記載する別途工事・調達のこと。
2	再開発事業関連工事	神宮第二球場	解体工事		● ※１	
			神宮第二球場解体に伴う保存樹木の仮移植		● ※１	
			本事業に起因する保存樹木の移植	●		神宮第二球場解体等に伴い仮移植した保存樹木の仮移植地からの搬入及び再移植を含む。
		明治神宮球場	解体工事		● ※１	
		主要な公共施設 （公共空地）	歩行者デッキ南北通路3号整備工事		● ※１	
			歩行者デッキ南北通路3号整備に伴うＥＶ及び当該電源敷設		● ※１	
		地区施設 （公共空地）	街角広場1号整備工事	●		
			保全緑地1号整備工事	●		
			緑道5号整備工事	● ※２		
			緑道6号整備工事	● ※２		
			緑道7号整備工事	●		

※１　別途工事の予定時期は、【参考資料１】「神宮外苑地区地区計画等　提案概要」を参照すること。

※２　本事業の整備対象は、敷地内のみ。

添付資料１１　各業務に関する成果物

＜提出時期イメージ図＞

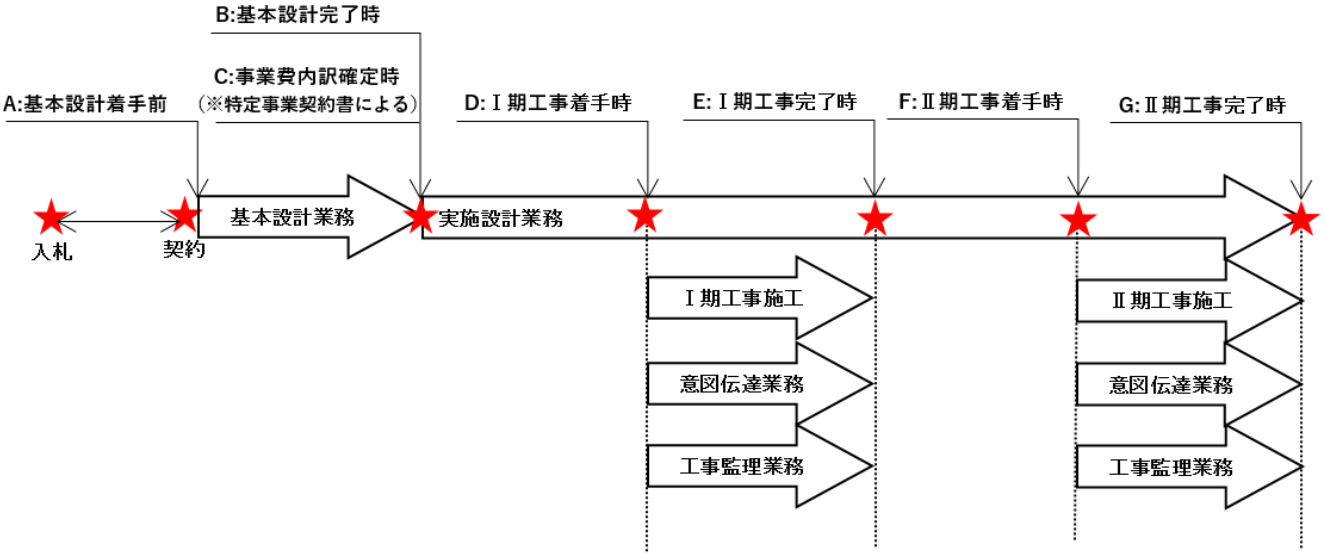

（1）　施設整備業務の共通事項に関する成果物

成果物の名称	提出様式・部数等			提出確認時期
		正	副	
建設工事費コスト管理計画書				
総括表 （建設工事費の金額を「建築」、「電気設備」、「機械設備」、「外構」、「その他」に区分して記載したもの）	A4ファイル綴じ	1	1	A
工種別内訳表 （各工種別の内訳金額を記載する。各工種の項目については、標準書式（※1）を参照のこと。）	A4ファイル綴じ	1	1	B、D、F
内訳明細書 （構成、区分については、標準書式（※1）によるものとし、適宜内訳が分かるように区分を行う。）	A4ファイル綴じ	1	1	C、E、G
変更金額一覧表 （変更該当部分の変更前後の数	A4ファイル綴じ	1	1	設計・施工過程において、コストの変動が生じた時及び変更金額の確

	量・単価・金額を含む内容で、JSC と事前協議した上で、速やかに作成し提出する。構成、区分については、標準書式（※1）によるものとし、適宜内訳が分かるように区分を行う。）				認の必要が生じた時
事業費内訳書		A4ファイル綴じ	1	1	業務要求水準書第2章第5節による
コスト縮減報告書		A4ファイル綴じ	1	1	業務要求水準書第2章第5節による
要求水準確認計画書		A4ファイル綴じ （区分毎分冊可） ※3	1	各 5	業務要求水準書第2章第5節による
要求水準確認報告書		A4ファイル綴じ （区分毎分冊可） ※3	1	各 5	設計業務 :B、G 建設業務 :D、E、G
施設整備業務計画書		A4ファイル綴じ	1	1	年度開始の 30 日前まで ※4
施設整備業務報告書		A4ファイル綴じ	1	1	各年度終了後 5 月末まで
	年度業務報告書				
CASBEE 検証資料		A4ファイル綴じ	1	1	業務要求水準書第2章第5節による
BEI 検証資料		A4ファイル綴じ	1	1	業務要求水準書第2章第5節による
BELS 認証資料		A4ファイル綴じ	1	1	業務要求水準書第2章第5節による
エネルギー使用量予測値		A4ファイル綴じ	1	1	業務要求水準書第2章第5節による
事業パンフレット		A4カラー 8頁程度		3000	業務要求水準書第2章第5節による
ユニバーサルデザイン ワークショップ報告書		A4ファイル綴じ	1	1	B、D、E、G
事業紹介ポスター		彩色 A1 アルミ製額共		1	D、E、G
		彩色 A3		5	
打合せ記録簿		A4ファイル綴じ		1	業務要求水準書第2章第5節による
電子データ		CD－RまたはDVD-R		5	各成果品の提出と同時期

※1 「公共工事内訳書標準書式」（建築工事編・設備工事編）

※2 総括表、工種別内訳書、内訳明細書は、提出時以降の設計、施工工程において変更があった場合には、変更協議の内容に応じて修正を行う。

※3 区分は業務要求水準書第2章第5節2.（4）④要求水準の確認 に示す区分とし、区毎に指定部数を提出

※4 業務開始初年度のみ業務開始前までに提出すること

（2） 設計業務に関する成果物

成果物の名称	提出様式・部数等			提出確認時期
		正	副	
調査計画書	A4 ファイル綴じ	1	2	各調査着手前
調査報告書	A4 のり入れ製本 （A4 ファイル綴じ）	1	2	各調査終了時
設計業務計画書	A4 ファイル綴じ	1	5	業務要求水準書第2章第5節による
設計・施工工程表				
リサイクル計画書	A4 ファイル綴じ		1	G
基本設計図書 ※	A4 のり入れ製本 （区分毎分冊可）	各 1	各 5	B
実施設計図書 ※				
設計図面	A1 原図（AEM 別）	各 1		D、G
	A4 のり入れ製本 （AEM 分冊可）	各 1	各 5	
各種計算書	A4 ファイル綴じ （AEM 分冊可）	各 1	各2	
実施設計変更書 ※				
設計図面	A1 原図（AEM 別）	各 1		提出の必要が生じた時
	A4 のり入れ製本 （AEM 分冊可）	各 1	各 5	
各種計算書	A4 ファイル綴じ （AEM 分冊可）	各 1	各 2	
設計意図伝達資料	A4 のり入れ製本	1	1	E、G
面積表及び面積算出資料	A4 ファイル綴じ		1	業務要求水準書第2章第5節による
設計防犯性能評価シート	A4 ファイル綴じ	1	1	E、G
事業紹介プレゼンテーション資料	電子データのみ		1	実施設計途中
透視図	彩色 A3	1	3	D
	彩色 A4	1	3	
完成予想模型	900×600mm		1	D
各種申請書類		1	1	設計業務完了時

※「本業務要求水準書」の第2章第5節3.（7）②基本設計図書の提出 に示す区分ごとに作成する。

（3） 建設業務に関する成果物

成果物の名称	提出様式・部数等			提出確認時期
		正	副	
施工体制台帳及び施工体系図	A4ファイル綴じ	1		D、F 及び提出の必要が生じた時

総合施工計画書	A4ファイル綴じ	1	1	D、F
施工計画書及び品質管理計画書	A4ファイル綴じ	1	1	当該部分の工事着手前
施工報告書及び品質管理報告書	A4ファイル綴じ	1	1	当該部分の工事完了時
実施工程表	A4ファイル綴じ		1	D、F
月間工程表	A4ファイル綴じ	1	1	当該月前月末
進捗状況報告書	A4ファイル綴じ	1	1	当該月末日
ユニバーサルデザインに関する運用マニュアル	A4ファイル綴じ	1	※	E、G
ヴァーチャル・リアリティ(VR)	DVD-R等		1	業務要求水準書第2章第5節による
各種申請書類	A4ファイル綴じ	1	1	工事完了時
資産計上にかかる内訳書	A4ファイル綴じ	1	1	業務要求水準書第2章第5節による
特定調達品目(公共工事)調達実績取りまとめ表	A4ファイル綴じ	1	1	E、G
完成図(施工図含む)	A1 原図	各 1		E、G
	A1のり入れ製本 A3のり入れ製本 (AEM分割)	各 1	各 3	
施設の保全に関する資料	A4ファイル綴じ	1	3	業務要求水準書第2章第5節による
完成写真	キャビネ版	1	2	業務要求水準書第2章第5節による
建設工事内容紹介 プレゼンテーション資料	電子データのみ		1	G
事業記録	A4 150頁程度 上製本(布クロスボール紙箔押し程度)		50	G

※別途、運営関係者への周知に必要な数を事業者にて管理(事業者より運営関係者に対して周知)

(4) 工事監理業務に関する成果物

成果物の名称	提出様式・部数等			提出確認時期
		正	副	
工事監理業務計画書	A4ファイル綴じ	1	1	業務要求水準書第2章第5節による
工程別工事監理業務計画書	A4ファイル綴じ	1	1	各工程の着手前
工事監理業務報告書	A4ファイル綴じ	1	1	工事中毎月
品質や出来形を確認する資料(施工図、承諾図、工事写真等)	A4ファイル綴じ	1	1	工事期間中(状況に応じて随時)

（5） 什器備品調達業務に関する成果物

成果物の名称	提出様式・部数等			提出確認時期
		正	副	
調達備品リスト	A4ファイル綴じ	1	1	業務要求水準書第2章第5節による

（6） 維持管理業務に関する成果物

成果物の名称		提出様式・部数等			提出確認時期
			正	副	
維持管理業務計画書		A4ファイル綴じ	1	1	業務開始時
修繕等により更新した資料（図面等）		A4ファイル綴じ	1	1	業務要求水準書第5章による
施設の保全に関する資料		A4ファイル綴じ	1	1	業務要求水準書第5章による
修繕、保守等の実施状況に係る資料		A4ファイル綴じ	1	1	業務要求水準書第5章による
施設劣化点検報告書		A4ファイル綴じ	1	1	業務要求水準書第5章による
事業期間終了後 50 年間の中長期保全計画書		A4ファイル綴じ	1	1	業務要求水準書第5章による
法令に基づく定期報告		A4ファイル綴じ	1	1	業務要求水準書第5章による
長期修繕計画書		A4ファイル綴じ	1	1	業務要求水準書第5章による
施設台帳		A4ファイル綴じ	1	1	業務要求水準書第5章による
維持管理業務報告書	年度業務報告書	A4ファイル綴じ	1	1	各年度終了後 5 月末まで
	月次業務報告書	A4ファイル綴じ	1	1	翌月 15 日まで
	日報	A4ファイル綴じ	1	1	JSC の要請があった場合
維持管理コスト管理計画書 ※1	業務別内訳表 （各業務（※2）別の内訳金額を記載する）	A4ファイル綴じ	1	1	維持管理業務着手前 事業終了時
	変更金額一覧表 （変更該当部分の変更前後の数量・単価・金額を含む内容で、JSC と事前協議した上で、速やかに作成し提出する。）	A4ファイル綴じ	1	1	設計・施工過程において、コストの変動が生じた時及び変更金額の確認の必要が生じた時
要求水準確認計画書 ※1		A4ファイル綴じ	1	1	業務実施書の提出時
業務計画書 ※1	業務計画書	A4ファイル綴じ	1	1	業務開始時
	各年度業務計画書	A4ファイル綴じ	1	1	各事業年度当初
修繕計画書 ※1	長期修繕計画書	A4ファイル綴じ	1	1	事業開始時
	各年度修繕計画書	A4ファイル綴じ	1	1	各事業年度当初

消防計画書 ※1	A4ファイル綴じ	1	1	業務開始時
本業務要求水準書の達成状況の確認書 ※1	A4ファイル綴じ	1	1	年度業務報告書と同時期
事業終了時引継ぎに関する資料	A4ファイル綴じ	1	1	

※1 スポーツ博物館として求めるもの。本施設等とあわせて作成することは可。ただし、スポーツ博物館単独での業務対象部分が明らかになるよう作成すること。

※2 「本業務要求水準書」の第5章第1節 2.業務の区分 に示す区分とする。

（7） 運営業務等に関する成果物

成果物の名称		提出様式・部数等			提出確認時期
			正	副	
統括管理業務計画書		A4ファイル綴じ	1	1	年度開始の 30 日前まで ※1
開業準備業務計画書		A4ファイル綴じ	1	1	年度開始の 30 日前まで ※1
運営業務計画書		A4ファイル綴じ	1	1	年度開始の 30 日前まで ※2
統括管理業務報告書	年度業務報告書	A4ファイル綴じ	1	1	各年度終了後 5 月末まで
開業準備業務報告書	年度業務報告書	A4ファイル綴じ	1	1	各年度終了後 5 月末まで
運営業務報告書	年度業務報告書	A4ファイル綴じ	1	1	各年度終了後 5 月末まで
	月次業務報告書	A4ファイル綴じ	1	1	翌月 15 日まで
	日報	A4ファイル綴じ	1	1	JSC の要請があった場合

※1 業務開始初年度のみ業務開始前までに提出すること

※2 業務開始初年度のみ業務開始半年前までに提出すること

添付資料１２　要求水準確認計画書の標準

【参照先 凡例】

建築‥A	電気‥E	機械‥M	AEM全ての関連する図書等‥他

※本様式は発注者と協議の上決定する。項目は、要求水準書及び事業提案内容を網羅すること。

項目	業務要求水準書	基本設計における対応		参照先	実施設計における対応		参照先	施工時における対応		参照先
第２章　施設整備　第３節　施設計画（共通）										
２．環境保全性に関する性能 記載例	（２）環境配慮目標の設定									
	①a）PAL*/ERR の目標設定 「建築物の熱負荷（PAL*）の低減率 20%以上、設備システムのエネルギー利用の低減率（ERR）20%以上」を達成する。	基本設計段階における、各種比較検討において、PAL*値、ERR値の検証を行い、要求水準を満たしていることを確認し、方式を確定した。併せて、必要な行政協議等を実施した。	他	PAL/ERR検討書	実施設計段階において、負荷計算や機器仕様を確定させる際に、PAL※、ERR値の確認を行い、要求水準を満たしていることを確認し、仕様を確定させた。併せて、必要な行政協議等を実施した。	他	PAL/ERR検討書	実施設計図書通りに施工されていることを確認した。仕様変更の際は、PAL*、ERR値を再計算し、要求水準を満たしていること確認し、施工を実施した。併せて、必要な行政協議を実施した。	他	建築物省エネ法申請書類
第２章　施設整備　第４節　施設計画（個別）										
１．建築性能 記載例	（３）　外装・屋根計画									
	外装・屋根は、外皮としての性能を十分に満足し、耐久性及びメンテナンス性に優れた計画とする。	基本設計段階において、外装及び屋根を複数部材でメンテナンス性やコストを比較検討した。	A	基本設計概要書〇P	基本設計段階での外装及び屋根の比較検討を基に、実施設計段階で詳細なLCC検討を行い、方針を決定した。	A	外部仕上表	施工図で実施設計図書との照合を行った。	A	施工図 竣工図

添付資料１３　建設工事に関する留意事項

１．周辺への配慮について

建設工事期間中は、周辺施設への騒音・振動、プライバシー保護、排煙、採光、換気等に十分な配慮を行うこと。また、本敷地周辺に対してイメージアップに努めること。

２．施工時間について

「行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 191 号）」に定める行政機関の休日に工事の施工を行わない。休日に工事を行う場合は、JSC と事前に協議すること。

３．周辺への影響について

本敷地周辺の既存建物や道路に影響を与えないようにし、影響が出た場合は、対応策とともに JSC に報告すること。

４．工事用電力、光熱水費等について

工事用電力、光熱水費等については、事業者の負担とする。

５．夜間警備について

工事場所における夜間警備を適切に行うこと。

６．ダンプトラック等による過積載等の防止について

（１）積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。
（２）過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
（３）資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等に当たっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
（４）さし枠装着車、物品積載装置の不正改造をしたダンプトラック及び「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和４２年法律１３１号）」　（以下「ダンプ規制法」　という。）の表示番号の不表示車（以下　「不表示車」　という。）等へ土砂等を積み込まず、また、積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。
（５）過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
（６）取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
（７）「ダンプ規制法」の目的に鑑み、同法第１２条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
（８）下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
（９）以上のことにつき、下請事業者を指導すること。

７．労働福祉の改善等について

建設労働者の確保を図ること並びに労働災害の防止、適正な資金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努めること。

８．暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

（１）建設工事において、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という。）による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

（２）（１）により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により JSC に報告すること。
（３）建設工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、JSC と協議を行うこと。
（４）暴力団等による不当介入を受けた事業者が警察への通報等及び JSC への報告を怠った場合は、「独立行政法人日本スポーツ振興センター競争参加者の資格等に関する細則」（平成 16 年 4 月 1 日付け平成 15 年度細則第 35 号）第 36 条別表第 2 に規定する「不正又は不誠実な行為」に該当するものとして指名停止を行うものとする。
なお、指名停止に至らない事由の場合は、細則第 48 条に基づき、書面による注意の喚起を行うものとする。

９．建設産業における生産システムの合理化指針の遵守等について

建設工事の適切かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システムの合理化指針（平成 3 年 2 月 5 日建設省経構発第 2 号）」において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、代金支払い等の適正化（請負代金の支払いをできる限り早くすること、できる限り現金払いとすること及び手形で支払う場合、手形期間は 120 日以内でできる限り短い期間とすること等。 ）、適正な施工体制の確立及び建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。

１０．建設業退職金共済制度について

（１）事業者は建設企業に対し、自ら雇用する建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付させること。
（２）事業者は、建設企業が下請契約を締結する際、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入して現物により交付させること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び添付を促進すべきこと。
（３）共済証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、共済証紙の受払い簿その他関係資料の提出を求めることがある。
（４）下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への添付等の事務の処理を委託する方法もあるので、建設企業においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。

１１．建設工事事故データベースへの登録について

建設工事の施工において事故（労働災害、もらい事故、負傷公衆災害、物損公衆災害）が発生した場合、速やかに「建設工事事故データベースシステム」（https://sas.hrr.mlit.go.jp/）への事故報告の登録を行うこと。

１２．工事・業務実績情報システム（コリンズ・テクリス）への登録

事業者は、工事契約内容及び施工内容について契約締結後 10 日以内に、登録内容に変更があったときは登録内容に変更が生じた日から 10 日以内に、完成引渡しについて完成引渡し後 10 日以内にそれぞれの情報を一般財団法人日本建設情報総合センターの工事・業務実績情報システム（コリンズ・テクリス）へ登録すること。なお、技術者の従事期間は、余裕期間を含まないものとする。

１３．工事中の安全確保について

（１）施工中の安全確保については、関係法令等に定めるところによるほか、「建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年国土交通省告示第 496 号）」及び「建築工事安全施工技術指針（平成 27 年 1 月 20 日国営整第 216 号）」によるものとする。
（２）通行者、一般車両のほか、高齢者、障害者等への危険防止や安全性の確保については、JSC 及び関係機関と事前に協議し十分に対策を講ずること。
（３）工事の施工に当たっては、工事箇所並びにその周辺にある地上及び地下の既設構造物、既設

配管等に対して、支障をきたさないように施工すること。ただし、これにより難い場合は JSC と協議する。

（４）はつり作業等においては、事前に既設埋設配管・配線の状況を調査し、損傷を与えないように十分注意する。また、穿孔機器を使用し、既存躯体に穿孔する場合は、金属探知機により電源供給を停止できる付属装置を用いて施工すること。なお、消火設備が設けられている付近で改修工事（特にはつり作業等）を行う場合は、誤作動防止及び安全対策のため、当該消火設備に関する資格を有する消防設備士又は消防設備点検資格者を立ち会わせること。

（５）工事材料、土砂等の搬送計画及び通行経路の選定その他車両の通行に関する事項について、JSC 及び関係機関と十分協議の上、交通安全管理を行う。

１４．作業員等について

（１）建設工事現場に立ち入る者については、入退場を管理すること。

（２）作業員について建設工事に従事していることがわかるように方策を講じること。

１５．工事現場管理について

（１）解体作業においては、「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン（平成 15 年 7 月 3 日）」により、公衆災害の防止について適切な対策を講じること。

（２）自然災害（地震（震度 4 以上）、台風、大雨、津波、落雷等）が発生した際には点検し、JSC に報告すること。

１６．足場について

足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について（厚生労働省平成 21 年 4 月 24 日）」の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立て、解体又は変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床について手すり、中桟及び幅木の機能を有するものを設置すること。

１７．材料の品質等について

（１）工事に使用する材料は、業務要求水準書に定める性能を有する新品とする。ただし、仮設に使用する材料は、新品でなくてもよい。

（２）材質、仕上げの程度、色合い、柄等については、材料の見本を提出又は提示し、事前に JSC と協議する。

（３）搬入した材料は、工事に使用するまで、変質等がないよう保管すること。

１８．塗装工事について

塗装業者が当該工事の施工にあたり、品質管理や施工技術の向上を目的として専門工事業団体等の工事指導を希望した場合、現場管理上支障がないと判断すれば当該指導に協力することは可とする。

１９．ホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質の抑制に関する措置について

（１）使用材料等

本事業の建物内部に使用する材料等は、以下に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。

① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂版、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料及び仕上材料は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料とする。また、前出材料等を使用して作られた家具等什器類も同様とする。

② 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料とする。

③ 接着剤の使用については、フタル酸ジ－n－ブチル及びフタル酸ジ－2－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用している接着剤とする。

④ 材料等に規定する「ホルムアルデヒド放散量」の区分において規制対象外とは次の（ア）又

は（イ）に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは（ウ）又は（エ）に該当する材料を指す。

（ア） 建築基準法施行令第 20 条の 7 第 1 項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料

（イ） 建築基準法施行令第 20 条の 7 第 4 項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

（ウ） 建築基準法施行令第 20 条の 7 第 1 項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料

（エ） 建築基準法施行令第 20 条の 7 第 3 項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

（2）施工中の安全管理

接着剤及び塗料の塗布に当たっては、使用方法及び塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間をとるものとする。また、施工時、施工後の通風、換気を十分行い、室内に発散した化学物質等を室外に放出させること。

（3）室内空気中の化学物質の濃度測定

建設工事完了前に、次の①から③における室内空気中の化学物質の濃度測定を行い、測定結果について JSC に報告すること。

① 測定対象物質及び濃度

（ア）本施設等（スポーツ博物館を含む。）

・ホルムアルデヒド：厚生労働省の定める指針値
・トルエン　　：厚生労働省の定める指針値
・キシレン　　：厚生労働省の定める指針値
・エチルベンゼン　：厚生労働省の定める指針値
・スチレン　　：厚生労働省の定める指針値

（イ）スポーツ博物館（展示・収蔵環境空気質測定）

・ホルムアルデヒド：80ppb（100 μg/m³）
・アセトアルデヒド：30ppb（48 μg/m³）
・アンモニア　　：30ppb（22 μg/m³）
・酢酸　　：170ppb（430 μg/m³）
・ギ酸　　：10ppb（19 μg/m³）

② 測定対象室

（ア）本施設等（スポーツ博物館を含む。）

測定対象室は全ての諸室、コンコース、倉庫等とする。ただし、使用した材料、室の形状、換気設備等の仕様が類似しており、同様の測定結果となることが予測される複数の室については、そのうち 1 室とすることも可とする。詳細については、事前に JSC と協議する。

（イ）スポーツ博物館における展示・収蔵環境空気質測定について

測定対象室は以下の室とする。また、それぞれ定められた箇所数の測定を実施すること。

・展示スペース　1 箇所
・一時保管庫２　1 箇所
・前室　　1 箇所
・収蔵庫　　2 箇所
・書庫　　1 箇所

③ 測定方法

（ア）次のａ.及びｂ.を確認して、①（ア）及び（イ）の測定対象物質を各々同時に測定する。

ａ． 内装又は塗装時の施工が終了し、その後十分な換気が行われていること。

ｂ． 中央式空気調和設備のように換気を行いながら空気調和を行う設備がある場合は、設備の試運転が終了していること。

（イ）パッシブ型採取機器により行う。

（ウ）測定を行う前に、測定対象室の全ての窓及び扉(造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉を含む。）を開放し、30 分間換気する。

（エ）(ウ)の後、測定対象室の全ての窓及び扉を 5 時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉は開放したままとする。

（オ）測定時は（エ）の状態のままで行い、測定時間は原則として 24 時間とする。ただし、工

程の都合により 24 時間測定が行えない場合は、8 時間測定とする。なお、8 時間測定の場合は、午後 2 時から 3 時が測定時間帯の中央となるよう、10 時 30 分～18 時 30 分までの時間帯で行う。

（カ）（ウ)から(オ)において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。

（キ）測定回数は 1 回とし、複数回の測定は不要とする。

（ク）本施設等における測定対象室の測定対象物質濃度が①（ア）の指針値以下であることを確認する。なお、測定値が超えていた場合は、発散源を特定し、換気等の措置を講じた後、再度測定する。

（ケ）スポーツ博物館における展示・収蔵環境空気質測定を行う。測定結果が①（イ）に示す望ましい値以下であることは必須ではない。

（コ）測定結果は、測定年月日、測定時刻、測定時の室温・湿度・天候、及び内装仕上げ工事の完了した年月日等を記載した報告書を JSC に提出すること。

２０．鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業について

鉛等有害物質を含有する塗料の劣化状況により、塗料の剥離やかき落とし作業を行う場合は、鉛中毒予防規則を含む関係法令等を遵守する。

２１．建設機械及び工事車両について

（１）建設工事に使用する建設機械は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年改正法律第 100 号）」（以下「グリーン購入法」という。）に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和 3 年 2 月 19 日変更閣議決定）」（以下「グリーン購入法基本方針」という。）における特定調達品目「公共工事」の「建設機械」の判断基準等を満たすものとする。（低騒音・低振動型のものとし、ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kw 以上 260kw 以下）を搭載したバックホウ、トラクタショベル（車輪式）、ブルドーザ、発動発電機（可搬式溶接兼用機を含む）、空気圧縮機（可搬式）、油圧ユニット（基礎用機械で独立したもの）、ローラ類、ホイールクレーンについては、排出ガス対策型建設機械を使用すること。）なお、排出ガス対策型建設機械については、「特定特殊自動排出ガスの規制等に関する法律（平成 17 年法律第 51 号）」において、規制対象となる建設機械を使用する際は、同法の技術基準に適合したものを使用すること。

（２）ディーゼル車排出ガス規制に適合した車両の使用については次のとおりとすること。

① 事業者は、建設工事現場で使用又は使用される関係車両（以下「本工事関係車両」という。）が、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県のディーゼル車排出ガス規制条例（以下「各都県排出ガス規制条例」という。）の適用を受ける場合は、これに適合した車両を使用すること。

② 事業者は、本工事関係車両にディーゼル車を使用する場合には、自動車検査証や八都県市確認証明書等のコピーを保管し、本工事関係車両を把握すること。

③ 事業者は、取締りにより本工事関係車両に違法行為等があった場合には、直ちに JSC に報告すること。

④ 事業者は、資機材の搬出入等において、資材納入業者に各都県排出ガス規制条例を遵守させること。

２２．特定調達物品等の選択について

（１）グリーン購入法基本方針における「公共工事」の配慮事項（「資材（材料及び機材を含む）の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負担軽減に配慮されていること。」）に留意すること。

（２）資材・建設機械等の使用に当たっては、事業ごとの特性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、グリーン購入法基本方針の「公共工事」に該当する特定調達品目を、積極的に推進すること。なお、工事完成後速やかに、「特定調達品目（公共工事）調達実績取りまとめ表」を提出すること。

２３．木材の選定等について

（１）木材の選定においては、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」第1条（目的）及び「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針(平成29年農林水産省、国土交通省告示第1号）」第1の1（公共建築物における木材の利用の促進の意義）の趣旨を踏まえること。

（２）製材等、フローリング、再生木質ボードを使用する場合は、あらかじめ、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年 2 月林野庁）」に準拠した証明書を JSC に提示すること。

（３）製材等、フローリング、再生木質ボードを使用する場合の木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインは、次の URL によりダウンロードすることができる。

木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(林野庁 平成18年2月15日)
(http://www.rinya.maff.go.jp/j/boutai/ihoubatu/pdf/gaido1.pdf)

２４．ゴム製品等の品質確認等について

（１）事業者は、ニッタ化工品（株）又は東洋ゴム化工品(株)で製造された製品や材料（以下「ゴム製品等」という。）を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して事業者が指定した第三者（ニッタ化工品（株）又は東洋ゴム化工品（株）と資本面・人事面で関係がない者）により品質を証明するものとする。

（２）第三者により品質を証明した場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に事業者の契約不適合責任が免責されるものではない。

２５．建設発生土（又は建設汚泥処理土）の利用について

盛土等を行う場合は、建設発生土（又は建設汚泥処理土）を利用すること。但し、購入土として建設汚泥処理土を利用する場合はグリーン購入法適合品の品質を満足するものとする。

２６．発生材の処理及び建設副産物について

（１）「建設副産物情報交換システム」の活用について

建設工事の建設副産物である建設発生土及び建設廃棄物を事業者が適正に処理するために「建設副産物適正処理推進要綱」を遵守すること。なお、本工事は「建設副産物情報交換システム」（以下「システム」という）を活用する。事業者は総合施工計画書作成時、工事完了時及び登録情報に変更が生じた場合、速やかにシステムにデータ入力を行う。システムにより作成した「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」により JSC に報告すること。

（２）特定建設資材の分別解体等及び再資源化等について

「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）」に基づき、特定建設資材の分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施を以下のとおり義務付けるものとする。

① 事業者は、JSC を代行して、工事に着手する 7 日前までに、登録内容に変更があるときはその届出に係る工事に着手する日の 7 日前までに、それぞれの工事の概要・解体等の計画を都道府県知事に届け出る。また、JSC に届出を行った書面の写しを提出し、説明する。

② JSC の設定する解体・分別等の方法

（ア）内装材は下地（軽鉄及び木）とボード類を区別して解体・分別する。

（イ）ＲＣ基盤は、鉄筋とコンクリートガラに区別して解体・分別する。

（ウ）コンクリートガラ・木屑及び混合廃棄物に区分し、場外搬出処分とする。

（３）建設汚泥の発生が見込まれる場合は、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（平成 18 年 6 月 12 日）」により建設汚泥の発生量の抑制及び再生利用の促進に努めること。

（４）セメント及びセメント系固化材を使用した改良土及び再生コンクリート砂について

① セメント及びセメント系固化材を使用した地盤改良及び改良土を再利用する場合は、六価クロム溶出試験を行い、その結果について JSC に報告する。

② セメント及びセメント系固化材とは、セメントを含有成分とする固化材で、普通ポルトランドセメント、高炉セメント、セメント系固化材、石灰系固化材をいい、これに添加物を

加えたものを含める。

③ 根切り土又は他現場の建設発生土が埋戻し及び盛土に適さない場合で、場外から山砂等の購入を行う必要が生じた場合には、再生コンクリート砂(「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準（案）」における再生砂による。以下同じ。）の使用を検討し、その使用について JSC と協議する。

④ 再生コンクリート砂を使用するに当たり、浸透桝や未舗装部分の埋没配管まわり、取り壊し工事の埋め戻し土等、浸水性を有し、浸透した水が土壌又は公共用水域へ拡散するおそれのある場所に用いる場合には、六価クロム溶出試験を行う。試験の適用及び試験方法等については JSC と協議を行い、その結果について JSC に報告する。

⑤ 六価クロム溶出試験は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」により実施し、土壌環境基準を超えないことを確認する。

２７．BIM モデルの作成及び利用について

（１）事業者からの技術提案等により BIM モデルの作成及び利用することにより、JSC に提出する成果物を作成する場合又は JSC に確認を受けるために提示するデータを作成する場合は「官庁営繕事業における BIM モデルの作成及び利用に関するガイドライン（平成 30 年 8 月 1 日国営施第 10 号）」を適用する。また、JSC を介さずに事業者自らの検討、調整等のために BIM モデルの作成及び利用をする場合は、同ガイドラインを参考とする。

（２）BIM モデルの作成及び利用をすることにより、施工計画書、施工図等の内容について JSC に確認を受ける場合は、確認を受ける具体的な範囲及び手順について、あらかじめ JSC と協議する。

（３）BIM モデルの作成及び利用をする内容、実施方法（BIM ソフトウェア、解析ソフトの名称・バージョン等を含む）、実施体制等について JSC と協議する。

２８．仮設事務所の設置について

（１）事業者は、JSC が使用する 200 ㎡程度の仮設事務所を設置する。なお、JSC が出席する協議会等を開催する会議室を含むものとする。

（２）仮設事務所の仕上げは一般事務室程度とし、仮設事務所に設置する備品等及び事業者が負担する消耗品等は、下表による。なお、備品等及び消耗品等は、特定調達品目を優先的に使用すること。また、光熱水量、電話の使用料及び消耗品等は、事業者の負担とする。

備品等一覧			
切替電話(個)	1	保安帽（個）	10
インターホン（個）	1	安全帯（組）	10
衣類ロッカー（人用）	10	懐中電灯（個）	5
書類ロッカー（台）	5	ホワイトボード（個）	1
机・椅子（組）	5	掛時計（個）	1
長靴（足）	10	消火器（個）	3
雨合羽（着）	10	湯沸器（台）	1
掃除具（組）	1	寒暖計（個）	1
会議用机（個）	20	冷暖房機（台）	2
折りたたみ椅子（個）	40		

２９．現場環境改善（快適トイレの設置）について

（１）事業者は、現場環境改善の一環として、工事現場に設置するトイレのうち男女別に１基ずつ以下の（２）及び（３）の仕様を全て満たす快適トイレを設置することとする。ただし、快適トイレの設置が困難な場合は JSC と協議する。以下の（４）の仕様については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。

（２）快適トイレに求める標準仕様

① 様式便座

② 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付き含む）
③ 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）（必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること）
④ 容易に開かない施錠機能(二重ロック等）の備えがなくても容易に開かないこと
⑤ 照明設備（電源がなくても良いもの）
⑥ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重５kg 以上）

（３）快適トイレとして活用するために備える付属品
① 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
② 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
③ サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）
④ 鏡付きの洗面台
⑤ 便座除菌シート等の衛生用品

（４）推奨する仕様、付属品
① 室内寸法 900×900㎜ 以上（半畳程度以上）
② 擬音装置
③ 着替え台
④ フラッパー機能の多重化
⑤ 窓など室内温度の調整が可能な設備
⑥ 小物置き場等（トイレットペーパー予備置き場）

３０．公共事業労務費調査に対する協力について

事業者は、建設工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、建設工事完了後においても同様とする。

① 調査票等に必要事項を正確に記入し提出する等、必要な協力を行わなければならない。
② 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、請負者はその実施に協力しなければならない。
③ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、事業者は、労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。
④ 事業者が建設工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請事業者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が①～③までと同様の義務を負う旨を定めなければならない。

３１．事業の一時中止に係る計画の作成

事業の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を JSC に提出すること。なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにすること。

工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

３２．工事写真について

（１）工事写真については、原則デジタル写真とし、仕様は「営繕工事写真撮影要領（令和 3 年版 国土交通省官庁営繕部制定）」とする。
（２）工事写真の提出は、原則「営繕工事写真撮影要領」に基づいて作成した電子媒体（CD-R 又は DVD-R）各 1（原本及びアルバム）を JSC に提出する。

３３．デジタル工事写真の小黒板情報電子化について

（１）デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、事業者、JSC 双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入及び工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

（２）建設工事で事業者がデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、JSC の業績監視職員の承諾を得た上でデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。対象工事では、次の（３）の①から③の全てを実施することとする。

（３）本項に規定していない事項は「営繕工事写真撮影要領」に準ずる。

① 必要な機器・ソフトウェア等の導入

事業者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）については、「営繕工事写真撮影要領」の「３．（３）撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認機能（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「http://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載している技術を使用していること。また、事業者はJSCの業績監視職員に対し、建設工事着手前に、対象工事での使用機器について提示するものとする。

② デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

事業者は、使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、「営繕工事写真撮影要領」の「３．（３）撮影方法」による。

なお、対象工事において、「小黒板情報電子化」と「小黒板を被写体に添えての撮影（従来の方法）」を併用することは可とする（例えば、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、使用機器の利用が困難な工種が想定される）。

③ 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

事業者は、（２）に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」という。）を、建設工事完了時にJSCに納品するものとする。なお納品時に、事業者はURL（https://www.jcomsia.org/kokuban/）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せてJSCの業績監視職員に提出するものとする。

添付資料１４　新秩父宮ラグビー場（仮称）スポーツ利用料金について

ラグビーその他スポーツによる本施設の利用が促進され、スポーツの振興が図られるよう、事業者は利用規則の策定にあたり、以下を踏まえ、利用料金の提案及び設定を行うこと。

１．スポーツ利用に係る施設の利用料金

（１）ラグビーその他スポーツ利用に係る施設（附属施設は除く。）の利用料金については、図表に示す利用料金の範囲内で利用料金を定めることとする。

図表　スポーツ利用に係る施設の利用料金の範囲

区分	利用料金の範囲
アマチュアのスポーツ競技で利用する場合 （入場料等を徴収しない場合）	1 時間当たり　65,000 円以下
アマチュアのスポーツ競技で利用する場合 （入場料等を徴収する場合）	1 時間当たり　400,000 円以下
アマチュア以外のスポーツ競技で利用する場合	1 時間当たり　1,200,000 円以下
設営・撤収等で利用する場合	1 時間当たり　55,000 円以下

（２）ラグビーその他スポーツ利用に係る施設（附属施設は除く。）の利用料金について、入場料等の収入金額に連動した加算料金の設定を行う場合には、類似施設における加算料金の加算割合等を参考にラグビーその他スポーツ利用が阻害されないよう加算料金を定めること。

２．スポーツ利用に係る附属施設、設備並びに備品の利用料金

ラグビーその他スポーツ利用に係る附属施設、設備並びに備品の利用料金については、類似施設の利用料金を参考に一般的水準の利用料金を定めること。

添付資料１５　ラグビー利用に係る利用調整について

事業者は、JRFU、JERFU 又は JRTL が主催、協賛又は後援を行うラグビーの試合又は大会等での円滑な利用が図られるよう、以下を踏まえ、利用規則の策定や予約管理を行うこと。

１．ラグビー試合日等

（１）JRFU、JERFU 及び JRTL は、それぞれ 1 年間に図表１にシーズンとして示す試合等開催期間において少なくとも図表１にラグビー試合日として示す日数を主催、協賛又は後援を行うラグビーの試合又は大会等で本施設を利用することを予定している。

図表１　JRFU、JERFU 及び JRTL の年間利用予定

競技 団体	シーズン	ラグビー 試合日数	仮予約 日数	利用を予定する 主な試合・大会
JRFU	4 月から翌年 3 月	3 日	5 日	全国大学選手権、全国ジュニア ラグビーフットボール大会等
JERFU	9 月第 2 週の土曜日から 12 月第 2 週の土曜日	17 日	22 日	関東大学対抗戦、 関東大学リーグ戦
JRTL	1 月から 6 月	40 日	45 日	JAPAN RUGBY LEAGUE ONE
計		60 日	72 日	

※上記のラグビー試合日数のほか、事業者は、JRFU と連携協力して行う障がい者のラグビーを含むラグビーの普及活動その他のラグビー等の振興に資する業務が円滑に実施されるよう、JRFU との連携協力協定に基づき必要な利用日数を確保すること。

（２）事業者は、ラグビー試合日について下記「２．ラグビー利用に係る利用調整」に則り、JRFU、JERFU 及び JRTL と円滑に利用調整を図るものとする。その際、事業者は、JERFU 及び JRTL のシーズンが年毎に変更となる可能性があることに留意して、両団体にシーズンの確認を適宜行うなど円滑な利用調整に努めること。なお、ラグビー試合日には、試合等の設営・撤去等の準備日は含まれておらず、事業者は、設営・撤去等の準備が円滑に行われるよう施設の利用調整において配慮すること。

２．ラグビー利用に係る利用調整

（１）ラグビー試合日に係る利用調整

① 事業者は、ラグビー試合日の 2 年前までに JRFU、JERFU 及び JRTL からのラグビー試合日の仮予約を受け付け、その後、ラグビー以外での利用予約を開始するものとする。なお、事業者が JRFU、JERFU 及び JRTL から仮予約を受け付ける日数は、図表１に仮予約日として示す日数の範囲内とする。

② 事業者は、仮予約を行なっているラグビー試合日には他の予約を入れないものとする。ただし、事業者が JRFU、JERFU 又は JRTL の事前の了承を得て予約を入れる場合はこの限りではない。また、事業者は、JRFU、JERFU 又は JRTL から仮予約の変更の申し出があった場合には、可能な限り仮予約の変更に対応するものとする。

③ 事業者は、ラグビー試合日の 1 年前までに図表１にラグビー試合日として示す日数の範囲内でラグビー試合日の予約の確定を行うものとする。事業者は、予約を確定したラグビー試合日には他の予約を入れないものとする。なお、ラグビー試合日の予約の確定以降、JRFU、JERFU 又は JRTL が予約の取消しや変更等を行う場合には、事業者は施設利用の確実性の確保等の観点から設定した取消料、延滞料等を適用することができるものとする。また、事業者は、ラグビー試合日の予約の確定以降に JRFU、JERFU 又は JRTL が予約を取消した日時についてラグビー以外での利用を含め自由に利用調整を行うことができるものとする。

（２）JRFU が主催等を行う国際試合等に係る利用調整

JRFU が主催、協賛又は後援を行う国際試合等については、試合の性格上、試合日の確定が開催直前となることもあることから、事業者は、JRFU から国際試合等での利用について問合せ等を受けた場合には、JRFU と密に連絡を取り、最大限の配慮をもって利用調整に努めるものとする。また、事業者は、JRFU が主催等を行う国際試合等では、一般的にラグビー試合日に加え前日練習日として 2 日間連続して本施設を利用することに留意して利用調整を図るものとする。

（３）ラグビー非利用期間における利用調整

① 事業者は、図表２にラグビー非利用期間として示すラグビーの試合等での利用が想定されない期間については、上記（１）及び（２）に関わらず、ラグビー以外での利用を含め自由に利用調整を行うことができるものとする。ただし、事業者は、ラグビー非利用期間が年毎に異なる可能性があることに留意し、JRFU、JERFU 及び JRTL にラグビー非利用期間の確認を適宜行うなど、ラグビー非利用期間の利用調整が円滑に行われるよう努めること。

図表２　ラグビー非利用期間

ラグビー非利用期間
4 月 29 日から 5 月 5 日まで
7 月 1 日から 8 月 31 日まで
9 月第 3 週の土曜日から 9 月第 4 週の日曜日まで
12 月第 3 週の全国大学選手権準々決勝の翌日からから翌年 1 月の JAPAN RUGBY LEAGUE ONE のシーズン開始日の前日まで

② ただし、事業者は、利用調整に先立ち、JRTL と協議を行い、4 月 29 日から 5 月 5 日のうち 2 日間は JRTL が試合やイベント等で利用できる日を設けるものとする。

③ また、事業者は、ラグビー非利用期間に関しても、JRFU から国際試合等での利用問合せ等を受けた場合には、最大限の配慮をもって利用調整に努めるものとする。

添付資料１６　建築物及び建築設備の保守点検業務に係る要求水準

（1）保守点検業務に係る要求水準

事業者は、日常点検や定期点検を適切に行い、来場者及び来館者が安全かつ快適に利用できるよう建築物の性能について、安全で不快感を与えない適切な状態を維持すること。

＜建築物＞

構造体に影響を及ぼすような異常、内装・外装材等の破損・劣化・錆・腐食等の有無、排水状態の良否 及び 堆積物・ごみの有無等を把握し、維持すべき状態を確保するために必要な保守点検を行うこと。

＜建築設備＞

設備各種部位、各種設備のシステム、各種機器類ごとに、破損、劣化、錆、腐食等の有無や動作不良等の確認を行い、機器等の劣化及び作動状況等を把握し、維持すべき状態を確保するために必要な保守点検を行うこと。

（2）適切に維持する状態（建築物）

項目		維持すべき状態
建築	構造体	・耐震性・耐火性・耐風性を確保した状態を維持する。
		・免震材料を用いた場合は、大臣認定の評価内容に基づき適切に点検を行い、耐震性能を確保した状態を維持する。
		・制振材料を用いた場合は、大臣認定の評価内容に基づき適切に点検を行い、耐震性能を確保した状態を維持する。
	屋根及びとい	・建物内部に雨水が侵入しない状態及び正常に排水する状態を維持する。また、仕上げ材の錆、腐食等の劣化がない状態を維持する。
		・屋根に付帯する手すり・タラップ・丸環等、安全または点検等のために設置された部材は、ぐらつきのない状態を維持する。
	外装（天井）	・水平かつ平坦な状態を維持する。また、仕上げ材の変退色及び金属類のさび、腐食等がない状態を維持する。
		・点検口は、落下の恐れがなく、設備機器が点検できる状態を維持する。
	外装（壁）	・建物内部に雨水が浸入しない状態及び外装材が破損、落下しない状態を維持する。また、仕上げ材の変退色及び金属類のさび、腐食等がない状態を維持する。
	（エキスパンションジョイント金物、手すり、タラップ等付属物を含む）	・手すり・タラップ等、安全または点検等のために設置された部材はぐらつきのない状態を維持する。
	外装（床）	・平坦な状態、建物内部に雨水が浸入しない状態及び正常に排水する状態を維持する。また、仕上げ材のひび割れ等がない状態を維持する。
	内装（天井）	・水平かつ平坦な状態及び所要の耐候性、耐水性、吸音性を維持する。また、壁の取り合い部分は破損、隙間のない状態を維持する。仕上げ材の変退色、汚れ、かび等による不快感を与えない状態を維持する。
		・点検口は、落下の恐れがなく、設備機器が点検できる状態を維持する。
	内装（壁）	・垂直かつ平坦な状態及びぐらつきのない状態及び所要の耐水性、耐薬品性、吸音性を維持する。また、床の取り合い部分は破損・隙間・汚れ・傷等のない状態を維持する。仕上げ材の変退色、汚れ、かび等による不快感を与えない状 態を維持する。
	内装（床）	・水平かつ平坦な状態及びきしみのない状態及び所要の帯電性、耐薬品性、防滑性、防塵性を維持する。また、仕上げ材の変退色、ひび割れ、磨耗等による不快感を与えない状態を維持する。
		・点検口は、設備配管が点検できる状態を維持する。

項目		維持すべき状態
建築	外部建具	・定期的に点検を行い、ぐらつき等がなく良好に開閉・作動する状態及び所要の耐風圧性、水密性、気密性を維持する。また、仕上げ材の変退色、傷、さび等による不快感を与えない状態を維持する。
		・建具周囲から漏水がない状態を維持する。
		・防火戸、排煙窓等は、災害時に所要の性能を発揮できるよう維持する。
	内部建具	・ぐらつき等がなく良好に開閉・作動する状態及び所要の気密性を維持する。また、仕上げ材の変退色、傷、さび等による不快感を与えない状態を維持する。
		・内部仕上げとの取り合い部分は、隙間等のない状態を維持する。
		・防火戸、防火シャッター等は、災害時に所要の性能を発揮できるよう維持する。
	外部階段	・手すりのぐらつき及びノンスリップに変形、損傷がない状態を維持する。
		・その他、外装（天井）、外装（壁）、外装（床）による。
	内部階段	・手すりのぐらつき及びノンスリップに変形、損傷がない状態を維持する。
		・その他、内装（天井）、内装（壁）、内装（床）による。
	上記以外の付帯する工作物	・手すり・タラップ等、安全または点検等のために設置された部材は、ぐらつきのない状態を維持する。また、仕上げ材の変色及び金属類のさび、腐食等による不快感を与えない状態を維持する。
		・施設の案内及び安全利用の喚起・確保の用に供するものは上記の他、適切にその目的を達している状態を維持する。
	上記以外の付帯する造作	・ぐらつき等がない状態及び付帯する部位の所要の性能を維持する。また、仕上げ材の変退色、傷、さび等による不快感を与えない状態を維持する。
		・取り合い部分の破損・隙間のない状態を維持する。
		・施設の案内及び安全利用の喚起・確保の用に供するものは上記の他、適切にその目的を達している状態を維持する。
工作物及び外構	舗装（マンホール・グレーチング、屋外遊戯場等を含む）	・歩行の支障となる不陸、段差が生じない状態を維持する。また、仕上げ材の変退色、傷、さび等による不快感を与えない状態を維持する。
	付帯する工作物	・所要の性能及び転倒の恐れのない状態を維持する。また、仕上げ材の変退色、傷、さび等による不快感を与えない状態を維持する。
		・施設の案内及び安全利用の喚起・確保の用に供するものは上記の他、適切にその目的を達している状態を維持する。

（3）適切に維持する状態（建築設備）

項目		維持すべき状態
電気設備	電灯設備（外灯設備含）	所要の光環境を維持する。
	動力設備	各種電動機等が正常に作動できる状態を維持する。
	受変電設備	照明器具、コンセント及びその他電源機器へ安定して電力を供給できる状態を維持する。
	電力貯蔵設備	非常用予備電源、保安用電源等に電力を安定して供給できる状態を維持する。

項目		維持すべき状態
電気設備	発電設備	非常用予備電源、保安用電源等に発電電力を安定して供給できる状態を維持する。
	雷保護設備	雷から人体及び設備機器を常に保護できる状態を維持する。
	接地設備	故障電流等から設備機器を常に保護できる状態を維持する。
	構内情報通信網設備	常に情報通信網として正常に機能する状態を維持する。
	構内交換設備	常に通話できる状態を維持する。
	時刻表示装置	正確に時刻を表示できる状態を維持する。
	拡声設備	常に正常に放送できる状態を維持する。
	映像設備・音響設備	映像及び音響等の所要の性能を維持する。
	インターホン設備	正常に作動する状態を維持する。
	テレビ共同受信設備	良好な画像状態を維持する。
	監視カメラ設備	常に監視エリア内の目的物等を的確に判断できるよう維持する。
	駐車場管制設備	正常に作動する状態を維持する。
	防犯・入退室管理設備	正常に作動する状態を維持する。
	火災報知設備	常に火災の発生を確実に報知できる状態を維持するとともに、火災拡大等を的確に抑制できる状態を維持する。
	非常用照明設備	災害時に確実に点灯し、所要の照度が確保できる状態を維持する。
	構内配電線路・通信線路設備	配電線、通信線が適切に機能する線路の状態を維持する。
機械設備	中央監視制御設備	正確に情報の伝達・表示及び計測等並びに遠隔制御ができる状態を維持する。
	空気調和設備	所要の性能・機能が発揮できるよう維持する。
	換気設備	所要の性能・機能が発揮できるよう維持する。
	自動制御設備	正確に制御、情報の伝達、表示及び計測等ができる状態を維持する。
	衛生器具設備	正常に作動し衛生的な状態を維持する。
	給水設備	常に用途に適した水質・水量を衛生的に供給できる状態を維持する。
	排水設備	常に汚水等を適切に排除できる状態を維持する。
	給湯設備	用途に適した温水を衛生的に供給できる状態を維持する。
	消火設備	火災時に万全な状態で作動できるよう維持する。

項目		維持すべき状態
機械設備	ガス設備	安全にガス器具等へ供給できる状態を維持する。
	厨房器具設備	運営業務に支障のない状態を維持する。
	雨水利用設備	正常に作動し用途に適した水質及び水量を供給できる状態を維持する。
	昇降機設備	正常に運転できる状態を維持する。
	その他の設備	正常に運転等ができる状態を維持する。

添付資料１７　修繕に係る要求水準

（１）建物性能劣化と修繕業務の考え方

修繕業務とは、事業期間中に施設内外における不具合や破損、劣化等が発生した場合に、建物全体性能が契約時の施設整備要求水準を下回らないように修繕を行うことをいう。

不適切な維持管理その他事業者の責に帰する事由により、予測し難い機器の更新が必要となった場合でも事業者の責任と負担でこれを行うこと。

なお、契約時の施設整備要求水準を下回らない範囲での、個々の建築資機材の自然損耗は許容される。

＜修繕業務のイメージ図＞

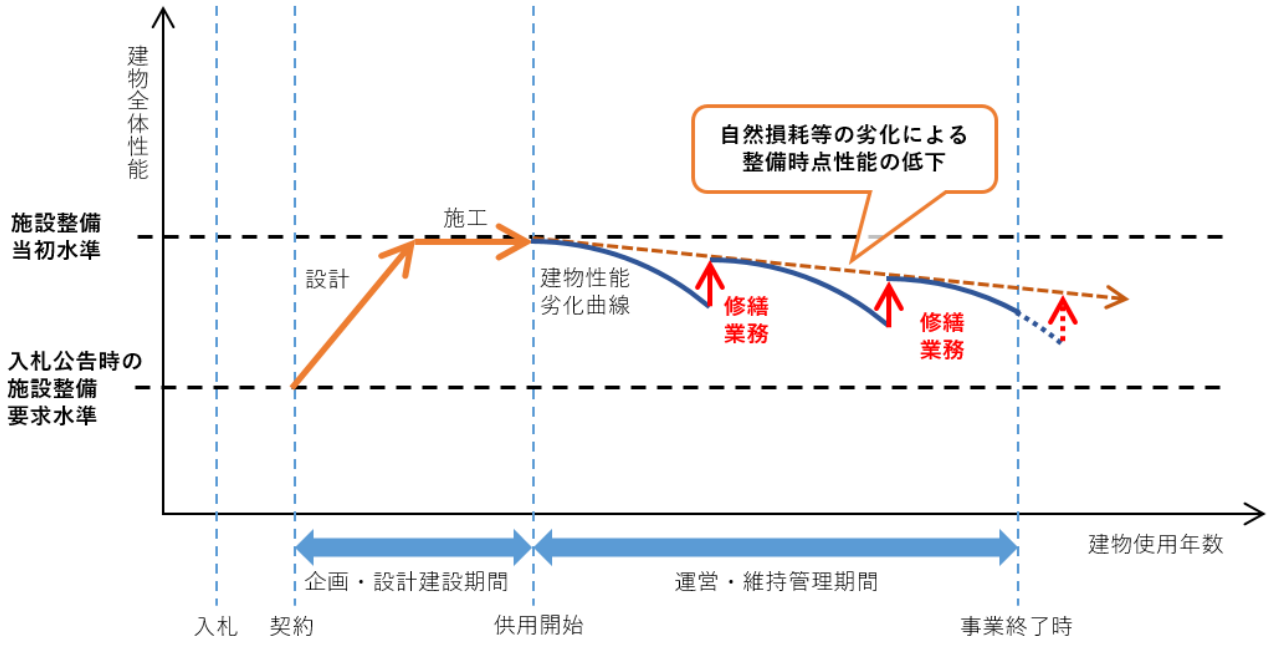

（２）修繕に係る要求水準

項目		要求水準
建築	・構造体	・構造体の調査・診断の結果を踏まえ修繕を行う。 ・免震材料、制振材料を用いた場合は、それらの調査・診断の結果を踏まえ修繕を行う。
	・屋根及びとい ・外装（天井） ・外装（壁）（エキスパンションジョイント金物、手すり、タラップ等付属物を含む） ・外装（床）	・不陸、変形、破損等の不具合箇所及び仕上げ材の変退色及び金属類のさび、腐食等の劣化箇所の修繕を行う。修繕を施す各部分は、不快感を与えない程度で その周囲と調和させるものとする。
	・内装（天井）	・破損等の不具合箇所及び仕上げ材の変色、汚れ、かび、ひ

	・内装（壁） ・内装（床）	び割れ等の修繕を行う。修繕を施す各部分は、不快感を与えない程度でその周囲と調和させるものとする。
	・外部建具 ・内部建具	・破損等の不具合箇所及び仕上げ材の変色、傷、さび等の劣化箇所の修繕を行う。修繕を施す各部分は、不快感を与えない程度でその周囲と調和させるものとする。
	・外部階段 ・内部階段	・破損等の不具合箇所及び仕上げ材の変色、傷、さび等の劣化箇所の修繕を行う。 ・その他、外装・内装（天井）、外装・内装（壁）、外装・内装（床）による。
工作物及び外構	付帯する工作物	・破損等の不具合箇所及び仕上げ材の変色及び金属類のさび、腐食等の劣化箇所の修繕を行う。修繕を施す各部分は、不快感を与えない程度でその周囲と調和させるものとする。
	上記以外の付帯する造作（サインを含む）	・破損等の不具合箇所及び仕上げ材の変色、傷、さび等の劣化箇所の修繕を行う。修繕を施す各部分は、不快感を与えない程度でその周囲と調和させるものとする。
	舗装 （マンホール・グレーチング等を含む）	・破損等の不具合箇所及び仕上げ材の変色、傷、さび等の劣化箇所の修繕を行う。
各種電気設備（機器単体だけでなく構築したシステム含む）		・不具合箇所及び劣化箇所の修繕を行う。
各種機械設備（機器単体だけでなく構築したシステム含む）		・不具合箇所及び劣化箇所の修繕を行う。